

社債発行届出目論見書

平成21年 4 月



株式会社日本政策投資銀行

1. この届出目論見書により行う第3回社債（3年債）20,000,000千円、第4回社債（5年債）20,000,000千円及び第5回社債（10年債）10,000,000千円の募集（一般募集）については、当行は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成21年4月3日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、利率及び引受人等については、今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第四部 特別情報」に記載されている内容を除いた内容と同一のものであります。

社債発行届出目論見書

株式会社日本政策投資銀行

東京都千代田区大手町一丁目9番1号

目次

頁

【表紙】	
第一部 【証券情報】	1
第1 【募集要項】	1
1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】	1
2 【社債の引受け及び社債管理の委託（3年債）】	3
3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】	4
4 【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】	6
5 【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】	7
6 【社債の引受け及び社債管理の委託（10年債）】	9
7 【新規発行による手取金の使途】	10
第2 【売出要項】	10
第二部 【企業情報】	11
第1 【企業の概況】	11
1 【主要な経営指標等の推移】	11
2 【沿革】	15
3 【事業の内容】	16
4 【関係会社の状況】	23
5 【従業員の状況】	24
第2 【事業の状況】	25
1 【業績等の概要】	25
2 【生産、受注及び販売の状況】	43
3 【対処すべき課題】	43
4 【事業等のリスク】	44
5 【経営上の重要な契約等】	49
6 【研究開発活動】	49
7 【財政状態及び経営成績の分析】	50
第3 【設備の状況】	61
1 【設備投資等の概要】	61
2 【主要な設備の状況】	61
3 【設備の新設、除却等の計画】	62
第4 【提出会社の状況】	63
1 【株式等の状況】	63
2 【自己株式の取得等の状況】	65
3 【配当政策】	65
4 【株価の推移】	65
5 【役員の状況】	66
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	69
第5 【経理の状況】	79
1 【連結財務諸表等】	79
(1) 【連結財務諸表】	79
(2) 【その他】	79
2 【財務諸表等】	80
(1) 【財務諸表】	80
(2) 【主な資産及び負債の内容】	80
(3) 【その他】	80
第6 【提出会社の株式事務の概要】	142
第7 【提出会社の参考情報】	142
1 【提出会社の親会社等の情報】	142
2 【その他の参考情報】	142
第三部 【提出会社の保証会社等の情報】	143
第1 【保証会社情報】	143
第2 【保証会社以外の会社の情報】	143
第3 【指数等の情報】	143

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年4月3日
【会社名】	株式会社日本政策投資銀行
【英訳名】	Development Bank of Japan Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 室伏 稔
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番1号
【電話番号】	03-3244-1900（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部 広報・CSR室 課長 野上 義彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番1号
【電話番号】	03-3244-1900（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部 広報・CSR室 課長 野上 義彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 第3回無担保社債（3年債） 20,000百万円 一般募集 第4回無担保社債（5年債） 20,000百万円 <u>一般募集 第5回無担保社債（10年債） 10,000百万円</u> 計 50,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当ありません。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

第 1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）（3 年債）】

銘柄	株式会社日本政策投資銀行第 3 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	－
券面総額又は振替社債の総額（円）	金20,000百万円（注）11.
各社債の金額（円）	金 1 億円
発行価額の総額（円）	金20,000百万円（注）11.
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	未定 （平成21年 4 月10日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成21年 4 月21日から平成21年 4 月23日までの間に決定する予定である。）
利払日	毎年 6 月20日及び12月20日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 （1）本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、平成21年12月20日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 6 月20日及び12月20日の 2 回に各その日までの前半ヵ年分を支払う。 （2）払込期日の翌日から平成21年 6 月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半ヵ年に満たない利息を支払うときは、半ヵ年の日割をもって計算する。 （3）利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 （4）償還期日後は、利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記（（注） 9. 「元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	平成24年 6 月20日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 （1）本社債の元金は、平成24年 6 月20日にその総額を償還する。 （2）償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 （3）本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記（（注） 9. 「元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成21年 4 月23日（注）12.
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成21年 4 月30日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
担保	本社債には、担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約 (担保提供制限)	1. 当行は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当行が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債（本社債と同時に発行する第4回無担保社債（社債間限定同順位特約付）及び第5回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含む。ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保付社債信託法（明治38年法律第52号。その後の改正を含む。以下同じ。）に基づき担保権を設定する場合には、本社債にも同法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、本項及び以下において社債とは、株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号。その後の改正を含む。）（以下「新D B J法」という。）第5条第1項に基づき発行される日本政策投資銀行債を含む。 2. 当行が、本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当行は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約 (その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは純資産額維持条項等当行の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は当行が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。
取得格付	1. 取得格付 : AA（取得予定） 2. 指定格付機関の名称：株式会社格付投資情報センター 3. 格付の取得日 : 平成21年4月21日から平成21年4月23日までの間に取得する予定 1. 取得格付 : AAA（取得予定） 2. 指定格付機関の名称：株式会社日本格付研究所 3. 格付の取得日 : 平成21年4月21日から平成21年4月23日までの間に取得する予定 1. 取得格付 : Aaa（取得予定） 2. 指定格付機関の名称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク 3. 格付の取得日 : 平成21年4月21日から平成21年4月23日までの間に取得する予定 1. 取得格付 : AA-（取得予定） 2. 指定格付機関の名称：スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ 3. 格付の取得日 : 平成21年4月21日から平成21年4月23日までの間に取得する予定

(注)

1. 社債等振替法の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本社債の社債券は発行しない。

2. 社債の管理

本社債には会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第702条ただし書の規定に基づき、社債管理者は設置されていない。

3. 期限の利益喪失事由

本社債の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当行が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当行が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。
- (3) 当行が本社債以外の社債及び新D B J法附則第15条第1項の規定により当行が日本政策投資銀行より承継した債務に係る債券（以下「承継債券」という。）について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても弁済することができないとき。
- (4) 当行が社債及び承継債券を除く借入金債務について、期限の利益を喪失したとき、又は当行以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当行が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りでない。
- (5) 当行が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
- (6) 当行が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

4. 期限の利益喪失の公告

本（注）3.の規定により当行が本社債について期限の利益を喪失したときは、当行はその旨を本（注）5.に定める方法により公告する。

5. 公告の方法

- (1) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当行の定款所定の方法並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
- (2) 当行が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当行の定款所定の方法並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することによりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

6. 社債要項の公示

当行は、その本店に本社債の社債要項の謄本を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

7. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当行がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当行が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当行に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

8. 追加発行

当行は、随時、本社債の社債権者の同意なしに、本社債と初回利払日及び払込金額を除く全ての点において同じ要項を有し、本社債と併合されることとなる社債（以下「追加社債」という。）を追加発行することができる。追加社債の払込期日以降、本社債に関する各規定は、当該追加社債にも及ぶものとする。

9. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。

10. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほコーポレート銀行

11. 振替社債の総額及び発行価額の総額については、上記のとおり内定しておりますが、需要状況を勘案したうえで増減することがあり、平成21年4月10日から平成21年4月21日までの間に正式に決定する予定であります。

12. 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で平成21年4月10日から平成21年4月23日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成21年4月21日から平成21年4月23日までのいずれかの日を予定しております。従いまして、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成21年4月21日」となることがありますのでご注意ください。

2【社債の引受け及び社債管理の委託（3年債）】

（1）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
未定（注）1.	未定（注）1.	未定（注）1.	未定（注）1.
計	—	20,000（注）2.	—

（注）1. 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものは三菱UFJ証券株式会社（東京都千代田区丸の内二丁目4番1号）、大和証券エスエムビーシー株式会社（東京都千代田区丸の内一丁目9番1号）及びみずほ証券株式会社（東京都千代田区大手町一丁目5番1号）に内定しておりますが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、平成21年4月10日から平成21年4月21日までの間に決定し、平成21年4月21日から平成21年4月23日までの間に買取引受契約を締結する予定であります。

2. 引受金額の合計額については、平成21年4月10日から平成21年4月21日までの間に正式に決定する予定であります。

（2）【社債管理の委託】

該当ありません。

3【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	株式会社日本政策投資銀行第4回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	－
券面総額又は振替社債の総額（円）	金20,000百万円（注）11.
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金20,000百万円（注）11.
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（%）	未定 （平成21年4月10日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成21年4月21日から平成21年4月23日までの間に決定する予定である。）
利払日	毎年6月20日及び12月20日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 （1）本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、平成21年12月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月20日及び12月20日の2回に各その日までの前半ヵ年分を支払う。 （2）払込期日の翌日から平成21年6月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半ヵ年に満たない利息を支払うときは、半ヵ年の日割をもって計算する。 （3）利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 （4）償還期日後は、利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記（（注）9.「元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	平成26年6月20日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 （1）本社債の元金は、平成26年6月20日にその総額を償還する。 （2）償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 （3）本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記（（注）9.「元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成21年4月23日（注）12.
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成21年4月30日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には、担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約 (担保提供制限)	1. 当行は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当行が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債（本社債と同時に発行する第3回無担保社債（社債間限定同順位特約付）及び第5回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含む。ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保付社債信託法（明治38年法律第52号。その後の改正を含む。以下同じ。）に基づき担保権を設定する場合には、本社債にも同法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、本項及び以下において社債とは、株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号。その後の改正を含む。）（以下「新D B J法」という。）第5条第1項に基づき発行される日本政策投資銀行債を含む。 2. 当行が、本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当行は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約 (その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは純資産額維持条項等当行の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は当行が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。
取得格付	1. 取得格付 : AA（取得予定） 2. 指定格付機関の名称：株式会社格付投資情報センター 3. 格付の取得日 : 平成21年4月21日から平成21年4月23日までの間に取得する予定 1. 取得格付 : AAA（取得予定） 2. 指定格付機関の名称：株式会社日本格付研究所 3. 格付の取得日 : 平成21年4月21日から平成21年4月23日までの間に取得する予定 1. 取得格付 : Aaa（取得予定） 2. 指定格付機関の名称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク 3. 格付の取得日 : 平成21年4月21日から平成21年4月23日までの間に取得する予定 1. 取得格付 : AA-（取得予定） 2. 指定格付機関の名称：スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ 3. 格付の取得日 : 平成21年4月21日から平成21年4月23日までの間に取得する予定

(注)

1. 社債等振替法の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本社債の社債券は発行しない。

2. 社債の管理

本社債には会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第702条ただし書の規定に基づき、社債管理者は設置されていない。

3. 期限の利益喪失事由

本社債の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当行が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当行が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。
- (3) 当行が本社債以外の社債及び新D B J法附則第15条第1項の規定により当行が日本政策投資銀行より承継した債務に係る債券（以下「承継債券」という。）について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても弁済することができないとき。
- (4) 当行が社債及び承継債券を除く借入金債務について、期限の利益を喪失したとき、又は当行以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当行が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りでない。
- (5) 当行が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
- (6) 当行が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

4. 期限の利益喪失の公告

本（注）3. の規定により当行が本社債について期限の利益を喪失したときは、当行はその旨を本（注）5. に定める方法により公告する。

5. 公告の方法

- (1) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当行の定款所定の方法並びに東京都及び大阪府で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
- (2) 当行が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当行の定款所定の方法並びに東京都及び大阪府で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することによりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

6. 社債要項の公示

当行は、その本店に本社債の社債要項の謄本を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

7. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当行がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当行が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当行に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

8. 追加発行

当行は、随時、本社債の社債権者の同意なしに、本社債と初回利払日及び払込金額を除く全ての点において同じ要項を有し、本社債と併合されることとなる社債（以下「追加社債」という。）を追加発行することができる。追加社債の払込期日以降、本社債に関する各規定は、当該追加社債にも及ぶものとする。

9. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。

10. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほコーポレート銀行

11. 振替社債の総額及び発行価額の総額については、上記のとおり内定しておりますが、需要状況を勘案したうえで増減することがあり、平成21年4月10日から平成21年4月21日までの間に正式に決定する予定であります。

12. 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で平成21年4月10日から平成21年4月23日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成21年4月21日から平成21年4月23日までのいずれかの日を予定しております。従いまして、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成21年4月21日」となることがありますのでご注意ください。

4 【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】

（1）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
未定（注）1.	未定（注）1.	未定（注）1.	未定（注）1.
計	—	20,000（注）2.	—

（注）1. 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものは三菱UFJ証券株式会社（東京都千代田区丸の内二丁目4番1号）、大和証券エスエムビーシー株式会社（東京都千代田区丸の内一丁目9番1号）及びみずほ証券株式会社（東京都千代田区大手町一丁目5番1号）に内定しておりますが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、平成21年4月10日から平成21年4月21日までの間に決定し、平成21年4月21日から平成21年4月23日までの間に買取引受契約を締結する予定であります。

2. 引受金額の合計額については、平成21年4月10日から平成21年4月21日までの間に正式に決定する予定であります。

（2）【社債管理の委託】

該当ありません。

5【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

銘柄	株式会社日本政策投資銀行第5回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	－
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000百万円（注）11.
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金10,000百万円（注）11.
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	未定 （平成21年4月10日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成21年4月21日から平成21年4月23日までの間に決定する予定である。）
利払日	毎年3月20日及び9月20日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 （1）本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、平成21年9月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月20日及び9月20日の2回に各その日までの前半ヵ年分を支払う。 （2）払込期日の翌日から平成21年9月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半ヵ年に満たない利息を支払うときは、半ヵ年の日割をもって計算する。 （3）利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 （4）償還期日後は、利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記（（注）9.「元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	平成31年3月20日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 （1）本社債の元金は、平成31年3月20日にその総額を償還する。 （2）償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 （3）本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記（（注）9.「元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成21年4月23日（注）12.
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成21年4月30日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には、担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約 (担保提供制限)	1. 当行は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当行が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債（本社債と同時に発行する第3回無担保社債（社債間限定同順位特約付）及び第4回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含む。ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保付社債信託法（明治38年法律第52号。その後の改正を含む。以下同じ。）に基づき担保権を設定する場合には、本社債にも同法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、本項及び以下において社債とは、株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号。その後の改正を含む。）（以下「新DBJ法」という。）第5条第1項に基づき発行される日本政策投資銀行債を含む。 2. 当行が、本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当行は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約 (その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは純資産額維持条項等当行の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は当行が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。
取得格付	1. 取得格付 : AA（取得予定） 2. 指定格付機関の名称 : 株式会社格付投資情報センター 3. 格付の取得日 : 平成21年4月21日から平成21年4月23日までの間に取得する予定
	1. 取得格付 : AAA（取得予定） 2. 指定格付機関の名称 : 株式会社日本格付研究所 3. 格付の取得日 : 平成21年4月21日から平成21年4月23日までの間に取得する予定
	1. 取得格付 : Aaa（取得予定） 2. 指定格付機関の名称 : ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク 3. 格付の取得日 : 平成21年4月21日から平成21年4月23日までの間に取得する予定
	1. 取得格付 : AA-（取得予定） 2. 指定格付機関の名称 : スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ 3. 格付の取得日 : 平成21年4月21日から平成21年4月23日までの間に取得する予定

(注)

1. 社債等振替法の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本社債の社債券は発行しない。

2. 社債の管理

本社債には会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第702条ただし書の規定に基づき、社債管理者は設置されていない。

3. 期限の利益喪失事由

本社債の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当行が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当行が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。
- (3) 当行が本社債以外の社債及び新DBJ法附則第15条第1項の規定により当行が日本政策投資銀行より承継した債務に係る債券（以下「承継債券」という。）について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても弁済することができないとき。
- (4) 当行が社債及び承継債券を除く借入金債務について、期限の利益を喪失したとき、又は当行以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当行が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りでない。
- (5) 当行が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
- (6) 当行が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

4. 期限の利益喪失の公告

本（注）3.の規定により当行が本社債について期限の利益を喪失したときは、当行はその旨を本（注）5.に定める方法により公告する。

5. 公告の方法

- (1) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当行の定款所定の方法並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
- (2) 当行が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当行の定款所定の方法並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することによりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

6. 社債要項の公示

当行は、その本店に本社債の社債要項の謄本を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

7. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当行がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当行が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当行に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

8. 追加発行

当行は、随時、本社債の社債権者の同意なしに、本社債と初回利払日及び払込金額を除く全ての点において同じ要項を有し、本社債と併合されることとなる社債（以下「追加社債」という。）を追加発行することができる。追加社債の払込期日以降、本社債に関する各規定は、当該追加社債にも及ぶものとする。

9. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。

10. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほコーポレート銀行

11. 振替社債の総額及び発行価額の総額については、上記のとおり内定しておりますが、需要状況を勘案したうえで増減することがあり、平成21年4月10日から平成21年4月21日までの間に正式に決定する予定であります。

12. 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で平成21年4月10日から平成21年4月23日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成21年4月21日から平成21年4月23日までのいずれかの日を予定しております。従いまして、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成21年4月21日」となることがありますのでご注意ください。

6【社債の引受け及び社債管理の委託（10年債）】

（1）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
未定（注）1.	未定（注）1.	未定（注）1.	未定（注）1.
計	—	10,000（注）2.	—

（注）1. 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものは三菱UFJ証券株式会社（東京都千代田区丸の内二丁目4番1号）に内定しておりますが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、平成21年4月10日から平成21年4月21日までの間に決定し、平成21年4月21日から平成21年4月23日までの間に買取引受契約を締結する予定であります。

2. 引受金額の合計額については、平成21年4月10日から平成21年4月21日までの間に正式に決定する予定であります。

（2）【社債管理の委託】

該当ありません。

7 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
50,000	130	49,870

- (注) 1. 上記の金額は第3回無担保社債（社債間限定同順位特約付）、第4回無担保社債（社債間限定同順位特約付）及び第5回無担保社債（社債間限定同順位特約付）の合計額です。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額49,870百万円は、貸出金や有価証券取得等の長期的投資資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であります。具体的な使途別の金額については、資金繰りの状況等に応じて決定する予定であります。

第2 【売出要項】

該当ありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

当行は、「株式会社日本政策投資銀行法」（平成19年法律第85号。以下「新DBJ法」という。）附則第9条の規定に基づき、日本政策投資銀行（以下「DBJ」という。）の財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、DBJの一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して平成20年10月1日に設立されており、有価証券届出書提出日現在において初年度の決算が確定しておらず、「主要な経営指標等の推移」については特記する情報がないため記載しておりません。

なお、参考として、DBJの最近5連結会計年度に係わる「主要な経営指標等の推移」を以下に記載します。

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		(自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)
連結経常収益	百万円	434,806	386,117	348,723	335,697	163,329
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	61,020	66,710	23,007	12,841	△31,312
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	112,639	92,231	75,260	52,608	△28,651
連結純資産額	百万円	1,875,419	2,010,339	1,985,663	2,076,121	2,032,938
連結総資産額	百万円	14,471,618	13,685,943	13,078,861	12,526,978	12,289,504
1株当たり純資産額	円	—	—	—	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	—	—	15.14	16.54	16.52
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	13.93	16.09	18.90	20.65	21.25
連結自己資本利益率	%	6.20	4.74	3.65	2.60	△1.40
連結株価収益率	倍	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	△32,804	18,012	28,877	20,536	7,421
投資活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	18,307	△62,431	△19,317	△24,160	△15,358
財務活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	13,375	53,858	△1,179	△1,320	△1,026
現金及び現金同等物の期末 残高	百万円	18,429	27,869	36,250	31,306	22,330
従業員数	人	1,374 [139]	1,366 [148]	1,361 [155]	1,359 [157]	1,359 [157]

(注) 1. DBJ及びDBJ国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

3. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。D B Jは、国際統一基準を採用しております。なお、平成17年度以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
5. 上記の期間の連結財務諸表は、証券取引法第193条の2及び金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。ただし、同法同条の規定に準じて、平成16年度及び平成17年度は中央青山監査法人（その後みずす監査法人に名称変更）の監査を、平成18年度はみずす監査法人の監査を、平成19年度以降は監査法人トーマツの監査をそれぞれ受けております。
6. D B J及びD B J連結子会社の従業員数は、D B Jから他社への出向者を含む予算定員を記載しております。
7. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を〔 〕内に外書きで記載しております。
8. 新D B J法附則第9条の規定に基づき、D B Jの財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、D B Jの一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して平成20年10月1日に当行が設立されたことから、D B Jの平成20年度につきましては、平成20年4月1日から同年9月30日までの6ヵ月間となっております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

当行は、新D B J 法附則第9条の規定に基づき、D B J の財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、D B J の一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して平成20年10月1日に設立されており、有価証券届出書提出日現在において第1期の決算が確定しておらず、「主要な経営指標等の推移」については特記する情報がないため記載しておりません。

なお、参考として、D B J の最近5事業年度に係わる「主要な経営指標等の推移」を以下に記載します。

回次		第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月		平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成20年9月
経常収益	百万円	431,635	385,836	345,758	335,891	163,063
経常利益 (△は経常損失)	百万円	59,707	67,261	21,999	15,012	△29,462
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	112,550	92,679	75,166	53,921	△27,689
資本金	百万円	1,215,461	1,272,286	1,272,286	1,272,286	1,272,286
発行済株式総数	千株	—	—	—	—	—
純資産額	百万円	1,875,077	2,010,684	1,981,575	2,074,175	2,032,108
総資産額	百万円	14,465,803	13,682,117	13,073,980	12,524,880	12,288,508
預金残高	百万円	—	—	—	—	—
貸出金残高	百万円	13,860,747	12,873,226	12,146,462	11,512,906	11,294,661
有価証券残高	百万円	391,172	429,587	366,469	532,137	532,157
1株当たり純資産額	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
自己資本比率	%	—	—	15.16	16.56	16.54
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	—	—	—	—	—
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	13.90	16.07	19.19	20.71	21.28
自己資本利益率	%	6.20	4.77	3.90	2.66	△1.35
株価収益率	倍	—	—	—	—	—
配当性向	%	—	—	—	—	—
従業員数	人	1,362 [137]	1,357 [146]	1,352 [152]	1,347 [154]	1,347 [155]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成19年3月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

3. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。D B Jは、国際統一基準を採用しております。なお、平成18年3月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
5. 上記の期間の財務諸表は、証券取引法第193条の2及び金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。ただし、同法同条の規定に準じて、第6期及び第7期は中央青山監査法人（その後みずぎ監査法人に名称変更）の監査を、第8期はみずぎ監査法人の監査を、第9期以降は監査法人トーマツの監査をそれぞれ受けております。
6. 従業員数は、D B Jから他社への出向者を含む予算定員を記載しております。
7. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を〔 〕内に外書きで記載しております。
8. 新D B J法附則第9条の規定に基づき、D B Jの財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、D B Jの一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して平成20年10月1日に当行が設立されたことから、D B Jの第10期につきましては、平成20年4月1日から同年9月30日までの6ヵ月間となっております。

2【沿革】

提出会社の沿革

当行は、新DBJ法附則第9条の規定に基づき、DBJの財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、DBJの一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して平成20年10月1日に設立されました。

なお、参考として、DBJの「沿革」を以下にあわせて記載します。

(1) 日本政策投資銀行

年月	事項
昭和26年4月	日本開発銀行設立
昭和31年6月	北海道開発公庫設立
昭和32年4月	北海道開発公庫、北海道東北開発公庫に改組、札幌、仙台（現東北）の各支店を開設
昭和39年3月	北海道東北開発公庫法の一部を改正（資本金規定の整備等）
昭和47年6月	日本開発銀行法を改正 1）目的を「産業の開発及び経済社会の発展」に改正 2）大規模工業基地建設事業への出資及び分譲施設融資機能を追加
昭和60年6月	日本開発銀行法を改正 1）研究開発、都市開発またはエネルギー利用等に係る事業で政令で定めるものに対する出資機能を追加 2）研究開発資金融資機能を追加
昭和62年9月	北海道東北開発公庫法の一部を改正（無利子貸付規定の整備等）
平成3年4月	日本開発銀行法を改正 1）ユーロ円債による資金調達手段の追加 2）NTT株売払収入を財源の一部とする低利貸付制度創設等
平成3年4月	北海道東北開発公庫法の一部を改正（社会資本整備促進低利融資規定の整備等）
平成4年12月	日本開発銀行法を改正（政府の追加出資についての規定の整備） （日本開発銀行及び北海道東北開発公庫を廃止し、新銀行に統合することが決定される）
平成10年12月	日本開発銀行法を改正（金融環境対応融資関連、平成12年度末までの時限的措置） 1）設備の取得と関連のない長期運転資金を融資対象に追加 2）社債償還資金を融資対象に追加 3）公募債取得機能の追加等
平成10年12月	北海道東北開発公庫法の一部を改正（金融環境対応融資関連、平成12年度末までの時限的措置） 1）事業の実施に伴い必要な長期運転資金を融資対象に追加 2）社債償還資金を融資対象に追加等
平成11年6月	日本政策投資銀行法成立
平成11年10月	日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立 地域振興整備公団及び環境事業団の融資業務を引き継ぐ
平成14年5月	日本政策投資銀行法を一部改正（金融庁による立入検査の導入を追加）
平成17年12月	「行政改革の重要方針」閣議決定（一体として民営化されることなどが決定される）
平成18年5月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」成立
平成18年6月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定
平成19年6月	株式会社日本政策投資銀行法成立

(2) 株式会社日本政策投資銀行

年月	事項
平成20年10月	株式会社日本政策投資銀行法により、株式会社日本政策投資銀行設立（資本金1兆円）
平成20年12月	シンガポール駐在員事務所を現地法人化（DBJ Singapore Limited 設立）

（有価証券届出書提出日現在 国内本支店11、国内事務所8、海外駐在員事務所3）

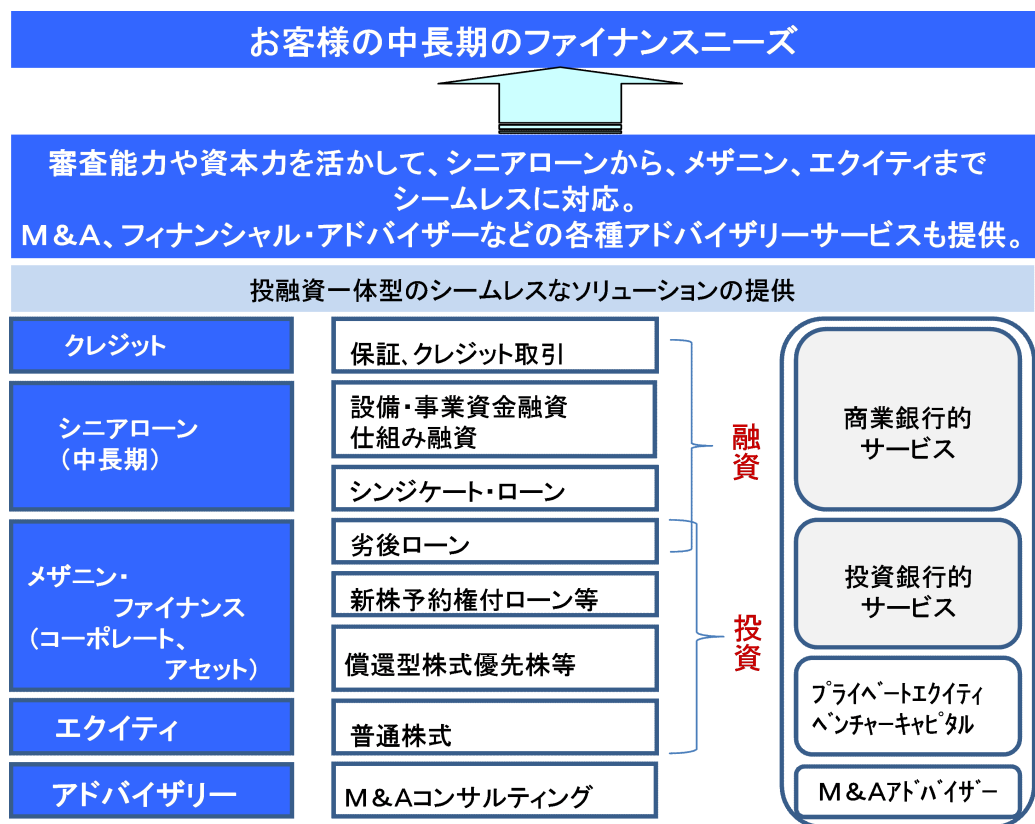
3【事業の内容】

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、平成20年12月31日現在、当行、連結子会社（新規事業投資株式会社等10社）及び関連会社（持分法適用会社1社）で構成され、長期資金の供給（出融資）を主たる業務としております。

（注）連結子会社数及び関連会社数は、D B Jにおける平成20年9月30日現在の社数を記載しております。

当行の事業の内容は以下のとおりであります。

- 目的 出資と融資を一体的に行う手法等の金融上の手法を用いることにより、長期の事業資金に係る投融資機能を発揮し、長期の事業資金を必要とするお客様に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与すること
- 業務の範囲 D B Jの業務（出資・融資・債務保証等）を基本として、資金調達面では主に社債や長期借入金による調達に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行うこととしております。
また、補完的手段として金融債の発行、預金の受入れ（決済性預金や小口預金等の預金保険の保護対象預金を除く。）を可能とするとともに、新金融技術開発の活用に必要な業務についての規定が整備されております。
- 業務の内容 当行は、長期・固定の資金供給をはじめとする以下のような機能を複合的に発揮することにより、お客様への「投融資一体型金融サービス」の提供を行っております。



○政府との関係について

(1) 政府関与の縮小と、自主的な経営への移行（新D B J法に設ける主な規定）

- ・予算統制の廃止

D B Jは政府関係機関予算（国会議決）の対象でありましたが、当行においては対象とせず、予算の認可も求めないものとなっております。

- ・社債や借入金
通常、特殊会社においては、社債や借入金は個別認可制ですが、当行においては業務の特性に照らして包括認可制となっております。
- ・投資目的の子会社保有
投資目的の子会社の保有についての規制はありません。ただし、当行の将来のビジネスモデルに関わる子会社（銀行、金融商品取引業者、貸金業者等）の保有については認可制（銀行法上も金融関連の子会社保有は認可制）となっております。
- ・その他
当行の事業計画、定款変更及び代表取締役等の選解任の決議等については認可制となっております。

(2) 預金受入れ等に伴う金融監督上の関与

- ・預金受入れ又は金融債発行の開始には財務大臣の承認と内閣総理大臣（金融庁）の同意が必要となっております。
- ・預金受入れ又は金融債発行の開始後は銀行法の規制（預金者への情報提供、大口信用規制、アームズレングスルール等）を準用するとともに、財務・業務について内閣総理大臣（金融庁）が共管の主務大臣となっております。
- ・デリバティブ取引等の金融商品取引業の一部を営むため登録金融機関として登録を行っております。

(3) 資金調達上の措置

資金の約半分を政府信用調達に依存している現状から、自力での安定した資金調達体制への円滑な移行を図るため、移行期間（当行設立から完全民営化までの間）内に限り政府保証債の発行や財政融資資金借入を措置されております。

(4) 危機対応業務

金融秩序の混乱や大規模災害等の危機発生時には、政府は株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）を通じてあらかじめ指定した金融機関（指定金融機関）から資金を融通させます（危機対応業務）が、当行は設立時において、株式会社商工組合中央金庫とともに、この指定（みなし指定）を受けております。

(参考 1：DBJ と当行との違い)

	DBJ	当行（新DBJ）
融資	○	○
出資	○	○
債務保証	○	○
為替・両替	×	×
デリバティブ取引等の 金融商品取引業の一部	附帯業務の範囲内で実施	明確に限定列举
債券の発行	○	○（金融債を含む）
借入	財政融資資金借入	財政融資資金借入＋長期借入 （DBJにおいて平成19年度から実施）
預金	×	○ （決済性預金や小口預金等の預金保険 の保護対象預金は受入れない）

なお、平成20年10月1日以降の当行設立の根拠である「新DBJ法（株式会社日本政策投資銀行法）」の条文の抜粋は以下のとおりであります。

(参考2) 株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号。その後の改正を含む。：抜粋）

第一条（目的）

株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社とする。

第三条（業務の範囲）

会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 預金（譲渡性預金その他政令で定めるものに限る。）の受入れを行うこと。

二 資金の貸付けを行うこと。

三 資金の出資を行うこと。

四 債務の保証を行うこと。

五 有価証券（第七号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第八号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下この号及び第十一号において同じ。）に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするものに限る。）を行うこと（第三号に掲げる業務に該当するものを除く。）。

六 有価証券の貸付けを行うこと。

七 金銭債権（譲渡性預金証書その他の財務省令で定める証書をもって表示されるものを含む。）の取得又は譲渡を行うこと。

八 特定目的会社が発行する特定社債又は優先出資証券（資産流動化計画において当該特定社債又は優先出資証券の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。特定社債にあつては、特定短期社債を除く。）その他これらに準ずる有価証券として財務省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱いを行うこと。

九 短期社債等の取得又は譲渡を行うこと。

十 銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。）その他政令で定める金融業を行う者のために資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うこと。

十一 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）を行うこと（第七号に掲げる業務に該当するものを除く。）。

十二 金融商品取引法第二条第八項第七号に掲げる行為を行うこと。

十三 金融商品取引法第二条第八項第九号に掲げる行為を行うこと（募集又は売出しの取扱いについては、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）の委託を受けて当該金融商品取引業者のために行うものに限る。）。

十四 金融商品取引法第二条第八項第十一号に掲げる行為を行うこと。

十五 金融商品取引法第二条第八項第十三号に掲げる行為を行うこと。

十六 金融商品取引法第二条第八項第十五号に掲げる行為を行うこと。

十七 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券（当該有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。）又は取引について、同項各号に定める行為を行うこと（第三号、第五号、第七号から第九号まで、第十一号及び第十三号に掲げるものを除く。）。

十八 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行うこと。

十九 他の事業者の経営に関する相談に応じること又は他の事業者の事業に関して必要となる調査若しくは情報の提供を行うこと。

二十 金融その他経済に関する調査、研究又は研修を行うこと。

二十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第五条（日本政策投資銀行債の発行）

会社は、日本政策投資銀行債を発行することができる。

第九条（預金の受入れ等を開始する場合の特例）

会社は、第三条第一項第一号に規定する預金の受入れ又は日本政策投資銀行債の発行を開始しようとするときは、あらかじめ、財務大臣の承認を受けなければならない。

2 財務大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第十二条（株式）

会社は、会社法第九十九条第一項に規定する募集株式（第三十四条第四号において「募集株式」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。

第十三条（社債、日本政策投資銀行債及び借入金）

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債（日本政策投資銀行債を除く。以下同じ。）及び日本政策投資銀行債（それぞれ社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下この条及び第十八条において同じ。）の発行並びに借入金（弁済期限が一年を超えるものに限る。以下この条及び第十八条において同じ。）の借入れについて、発行及び借入れの金額、社債及び日本政策投資銀行債並びに借入金の表示通貨その他の社債及び日本政策投資銀行債の発行並びに借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十五条（代表取締役等の選定等の決議）

会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十六条（取締役の兼職の認可）

第四条第二項の規定の適用がある場合を除くほか、会社の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）は、財務大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならない。

2 財務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が会社の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認められる場合を除き、これを認可しなければならない。

第十七条（事業計画）

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十八条（償還計画）

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債、日本政策投資銀行債及び借入金の償還計画を立てて、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十九条（認可対象子会社）

会社は、次に掲げる者（第三号、第四号及び第七号に掲げる者にあつては、個人であるものを除く。以下「認可対象子会社」という。）を子会社（会社法第二条第三項に規定する子会社をいう。）としようとするときは、あらかじめ、財務大臣の認可を受けなければならない。

一 銀行

二 長期信用銀行（長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行をいう。）

三 金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）

四 貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいい、前号に掲げる者を兼ねることその他財務省令で定める要件に該当するものを除く。）

五 信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社をいう。）

六 保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）

七 前各号に掲げる者に類するものとして財務省令で定める者

第二十条（定款の変更等）

会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理を除く。）、合併、会社分割及び解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二十二条（財政融資資金の運用に関する特例）

財政融資資金（財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第二条の財政融資資金をいう。以下同じ。）は、同法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が借入れをする場合における会社に対する貸付け（第二十四条において単に「貸付け」という。）に運用することができる。

第二十三条

財政融資資金は、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が発行する社債又は日本政策投資銀行債（次項、次条及び第二十五条第一項において「社債等」という。）に運用することができる。

第二十五条（債務保証）

政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、社債等に係る債務について、保証契約をすることができる。

第二十九条（主務大臣）

この法律における主務大臣は、財務大臣とする。ただし、会社が第九条第一項の承認を受けた場合における次に掲げる事項については、財務大臣及び内閣総理大臣とする。

附則

第二条（政府保有株式の処分）

政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第六条第二項の規定に基づき、その保有する会社の株式（次項及び次条において「政府保有株式」という。）について、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前条第三号に定める日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

- 2 政府は、この法律の施行後政府保有株式の全部を処分するまでの間、会社の有する長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されるよう、政府保有株式の処分の方法に関する事項その他の事項について随時検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第三条（この法律の廃止その他の措置）

政府は、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置並びに会社の業務及び機能並びに権利及び義務を会社の有する投融資機能に相応する機能の担い手として構築される組織に円滑に承継させるために必要な措置を講ずるものとする。

第四条（準備期間中の業務等の特例）

会社がその成立の時ににおいて業務を円滑に開始するため、日本政策投資銀行（以下「政投銀」という。）は、準備期間（この法律の施行の日から平成二十年九月三十日までの期間をいう。第五項において同じ。）中、日本政策投資銀行法（附則第二十六条を除き、以下「政投銀法」という。）第四十二条第一項及び第二項に定めるもののほか、長期借入金の借入れをすることができる。

第九条（出資）

政投銀は、会社の設立に際し、会社に対し、附則第十五条第二項の規定により国が承継する資産を除き、その財産の全部を出資するものとする。

第十五条（政投銀の解散等）

政投銀は、会社の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて会社が承継する。

- 2 会社の成立の際現に政投銀が有する権利のうち、会社が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、会社の成立の時ににおいて国が承継する。

第十六条（承継される財産の価額）

会社が政投銀から承継する資産及び負債（次項において「承継財産」という。）の価額は、評価委員が評価した価額とする。

第十八条（主務大臣）

附則第十五条第一項の規定により会社が承継する資産（以下この条において「承継資産」という。）の管理についての第二十六条第二項及び第二十七条第一項における主務大臣は、第二十九条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 北海道又は東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。）における政令で定める承継資産の管理については、財務大臣及び国土交通大臣
- 二 前号に規定する承継資産以外の承継資産の管理については、財務大臣

第六十六条（検討）

政府は、附則第一条第三号に定める日までに、電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律、石油の備蓄の確保等に関する法律、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、民間都市開発の推進に関する特別措置法、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律その他の法律（法律に基づく命令を含む。）の規定により政投銀の投融資機能が活用されている制度について、当該制度の利用者の利便にも配慮しつつ、他の事業者との対等な競争条件を確保するための措置を検討し、その検討の結果を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。

第六十七条（会社の長期の事業資金に係る投融資機能の活用）

政府は、会社の長期の事業資金に係る投融資機能を附則第一条第三号に定める日以後において活用する場合には、他の事業者との間の適正な競争関係に留意しつつ、対等な競争条件を確保するための措置その他当該投融資機能の活用に必要な措置を講ずるものとする。

また、上記法律の成立に際し、参議院において以下の附帯決議が決議されています。

（参考３）株式会社日本政策投資銀行法案に対する附帯決議（平成19年６月５日参議院財政金融委員会決議）

株式会社日本政策投資銀行法案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会

平成19年６月５日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 新たなビジネスモデルの構築に当たっては、エネルギー、鉄道、地域インフラの整備等の既存の出融資対象事業に対して引き続き円滑なファイナンスを提供できるよう、平成二十年十月までに、所要の措置を講ずるとともに、企業再生、証券化、ファンド設立等、最新の金融技術を十分に取り入れた業務展開を図ること。また、極めて長期にわたる資金供給の必要性にも配慮して、安定的な資金調達基盤の確立に努めること。
- 一 日本政策投資銀行の長期的企業価値が将来毀損されることのないよう、株式の処分方法等の検討に際しては、処分相手先の選定、発行株式の種類等について、慎重な検討を行い、株主構成の安定性等への配慮に加え、株主による企業統治が十分に機能するよう配慮すること。また、株式の処分は、株式市場等に与える影響にも十分配慮して行うこと。
- 一 移行期及び完全民営化に当たって、移行期の新会社の業務の在り方や完全民営化機関への円滑な継承のために必要な措置等について、経済社会情勢の変化や我が国の金融、産業の競争力の向上にも十分に配慮して、柔軟な対応を行うこと。
- 一 新たに指定金融機関として担うこととなる危機対応業務に関しては、現行の日本政策投資銀行が担っている危機対応機能を踏まえ、株式会社日本政策金融公庫と連携しつつ、危機に際しての円滑な資金供給に遺漏なきを期すること。

右決議する。

4【関係会社の状況】

当行は、新DBJ法附則第9条の規定に基づき、DBJの財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、DBJの一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して平成20年10月1日に設立されており、有価証券届出書提出日現在において初年度の決算が確定しておらず、「関係会社の状況」については特記する情報がないため記載しておりません。

なお、参考として、DBJの平成20年度末（平成20年9月30日）における「関係会社の状況」を以下に記載します。

また、当行設立後は、DBJとの関係内容は、当行が引き継いでおります。

（平成20年9月30日現在）

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有（又は被所有）割合 (%) (注) 4	DBJとの関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社) DBJ事業投資株式会社	東京都千代田区	10	投資事業組合の管理等 投資コンサルティング業務	100.0%	5	—	業務委託関係	—	—
新規事業投資株式会社	東京都千代田区	6,000	新規事業を行う者に対する出資等	63.8%	3	—	—	—	—
有限会社DBJコーポレート・メザニン・パートナーズ(注) 1	東京都千代田区	3	投資事業組合の管理等	50.0% (50.0%)	1	—	金銭貸借関係 保証取引関係	—	—
DBJクレジット・ライン株式会社	東京都千代田区	17,590	信託受益権の取得、信託の運用委託及び指図等	100.0% (100.0%)	2	—	金銭貸借関係 保証取引関係	—	—
DBJコーポレート投資事業組合	東京都千代田区	90,954	投資事業組合の管理等	100.0% (0.0%)	—	—	—	—	—
DBJ新産業創造投資事業組合	東京都千代田区	5,674	投資事業組合の管理等	100.0% (0.0%)	—	—	—	—	—
DBJ事業価値創造投資事業組合	東京都千代田区	65,978	投資事業組合の管理等	100.0% (0.0%)	—	—	金銭貸借関係	—	—
DBJストラクチャード投資事業組合	東京都千代田区	5,539	投資事業組合の管理等	100.0% (0.0%)	—	—	—	—	—
新規事業投資1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区	2,400	新規事業を行う者に対する出資等	100.0% (10.0%)	—	—	—	—	—
金融サービス育成投資事業組合	東京都千代田区	18,234	投資事業組合の管理等	100.0% (0.0%)	—	—	—	—	—
(持分法適用関連会社) イーバンク銀行株式会社 (注) 2、3	東京都千代田区	50,002	銀行業務	17.6% (17.6%)	1	—	金銭貸借関係	—	—

(注) 1. 持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。

2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、イーバンク銀行株式会社であります。

3. イーバンク銀行株式会社についての「議決権の所有割合」は17.6%ではありますが、財務諸表等規則第8条第6項2イに基づき、持分法適用関連会社としております。

4. 「議決権の所有割合」欄の()内は、子会社による間接所有の割合（内書き）であります。

上記「関係会社の状況」に記載しておりますイーバンク銀行株式会社に関しましては、平成21年2月10日付にて同社が提出した臨時報告書及び同年同月17日付にて楽天株式会社が提出した臨時報告書におきまして、楽天株式会社が所有する議決権の同社の総株主等の議決権に対する割合が48.69%となり、平成21年12月期第1四半期より同社を楽天株式会社の連結子会社として取り扱うこととなった旨、記載されております。

かかる状況を踏まえたイーバンク銀行株式会社についての当行の「議決権の所有割合」は、平成21年2月10日現在9.0%となっております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

(平成20年12月31日現在)

	銀行業（金融業）	その他事業	合計
従業員数（人）	1,070 [111]	12 [1]	1,082 [112]

(注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

2. 嘱託及び臨時従業員数は、[] 内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

(平成20年12月31日現在)

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
1,070 [111]	38.2	14.6	10,941

(注) 1. 従業員数は、当行から他社への出向者を除き、他社から当行への出向者を含んでおります。

また海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

2. 従業員数は、執行役員14人（うち、取締役兼務の執行役員は7名）を含んでおりません。

3. 嘱託及び臨時従業員数は、[] 内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

4. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は、海外の現地採用者、他社から当行への出向者を含んでおりません。

5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

6. 当行の従業員組合は、株式会社日本政策投資銀行職員組合と称し、組合員数（出向者を含む。）は911人です。労使間においては、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当行は、新DBJ法附則第9条の規定に基づき、DBJの財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、DBJの一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して平成20年10月1日に設立されており、有価証券届出書提出日現在において初年度の決算が確定しておらず、「業績等の概要」については特記する情報がないため記載しておりません。

なお、参考として、DBJの平成20年度における「業績等の概要」を以下に記載しておりますが、DBJの平成20年度は、平成20年4月1日から同年9月30日までの6ヵ月間となっております。

（平成20年度の金融経済環境）

当連結会計年度の日本経済は、近年の成長を牽引した輸出が世界経済減速の影響から減少に転じたほか、企業業績の悪化等から設備投資の減少基調が鮮明になるなど、景気後退色が強まりました。米国のサブプライム問題を契機とした金融市場の混乱は、9月中旬の米投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻により金融危機を招来、金融市場の緊張の高まりは世界的な広がりを見せ、国内においても金融と実体経済との間の負の相乗効果が懸念される状況となりました。

個人消費は、伸びが鈍化し、徐々に弱含みました。所得面では、一人当たり賃金は概ね横ばいで推移、労働面では就業者数が減少に転じ、有効求人倍率が低下を続ける中、完全失業率は4%台へ上昇しました。住宅投資は、昨年6月の建築基準法改正による落ち込みから脱したものの基調は弱く、従前の水準を下回って推移しました。企業部門は、生産の減少基調が強まり、素原材料価格の上昇によるコストアップが続く中、収益悪化等を背景に設備投資の減少基調が鮮明になりました。公共投資は、国、地方の厳しい財政事情を反映し、引き続き減少しました。輸出は、欧米向けが引き続き減少を続ける中、底堅さをみせていた新興国・資源国向けも緩やかな減少に転じ、全体としてマイナス傾向が強まりました。

金融面では、市中銀行貸出残高は、中小企業向けが減少基調を続ける中、原料高等による運転資金需要の増加から底堅い伸びとなりましたが、9月中旬以降は金融危機の影響から起債環境が悪化し、銀行借入へのシフトが生じました。米国住宅市場の調整は長期化するとともに、消費者信用や企業部門にも影響が広がり、欧米金融機関を中心に損失計上が続いたことなどから、株価は6月の14千円台から期末には11千円程度まで下落しました。長期金利は、4月の1.3%台から6月にはインフレ懸念の台頭から一時1.9%まで上昇しましたが、実体経済の悪化が意識され期末にかけて1.4%台へ再び低下しました。為替レートは、1米ドル＝100～110円のレンジ内で推移しました。

物価は、原油等資源価格の高騰から消費者物価が前年比2%を超えて高まりましたが、夏場以降は一転して原油価格が急速に下落し、インフレ懸念も期末にかけて後退しました。

（平成20年度の業績の概況）

当連結会計年度の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

資産の部につきましては、期中2,374億円減少して12兆2,895億円となりました。このうち貸出金は期中2,062億円減少し11兆2,642億円となりました。これは、平成12年度以前は年度の予算規模が2兆円を超える水準が続いていたことにより、当時実行した融資が償還されてきていることが主な要因となっております。また有価証券は期中89億円増加し5,580億円、加えて現金預け金は期中236億円増加の2,065億円とそれぞれ増加となりました。これは、順に、国債・社債等の増加によるもの、余裕資金を譲渡性預金等で運用したことによるものが主な要因となっております。

負債の部につきましては、期中1,942億円減少して10兆2,565億円となりました。このうち、債券は期中2,176億円増加し3兆3,748億円、借入金は期中3,770億円減少し6兆6,014億円となりました。これにより外部調達（債券と借入金の合計。）に占める債券の比率は、前連結会計年度末の31.1%から当連結会計年度末の33.8%へと上昇しております。また支払承諾につきましては、債務保証残高の減少により期中247億円減少し、1,020億円となりました。

純資産の部につきましては、期中431億円減少して2兆329億円となりました。DBJ単体及びファンドを通じて所有する上場有価証券の評価損益に関しましては、その他有価証券評価差額金に計上しておりますが、株式市場の低迷により、当該評価益は期中135億円減少の△12億円となっております。

損益の状況につきましては、経常収益は1,633億円となりました。主な内訳は資金運用収益が1,417億円、役務取引

等収益が30億円、その他業務収益が16億円及びその他経常収益が168億円となっております。

また、経常費用は1,946億円となりました。主な内訳は資金調達費用が919億円、役務取引等費用が0億円、その他業務費用が70億円、営業経費が164億円及びその他経常費用が791億円となっております。

この結果、経常損失は313億円となりました。

当連結会計年度は、貸出金残高の減少となった一方で、利幅改善（繰上補償金控除後）により資金運用収支はほぼ横這いとなったものの、サブプライム問題に起因するクレジット取引市場の混乱の煽りを受けた影響により、前連結会計年度に引き続き、その他業務収支が損失計上となったことが響いたことに加え、株式会社化対応によるシステム関連費用の増加や退職給付費用の増加による営業経費の増加、更には不良債権処理損失及び株式関係損益の損失計上により、経常損失313億円の計上となっております。

これに、前連結会計年度において特別利益に計上していた繰上弁済補償金（従前、繰延計上してきた繰上弁済に伴う補償金を全額取り崩したもの。）126億円の計上が剥落したことによる特別損益の減少により、当連結会計年度は当期純損失286億円となっております。

なお、DBJ及びDBJ連結子会社は銀行業（金融業）以外に投資・組合運用事業等の事業を営んでおりますが、その事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。また、本邦以外の国又は地域に所在する海外店及び海外連結子会社はないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比131億円減少し74億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比88億円増加し153億円の支出となりました。また財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比2億円増加し10億円の支出となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度比89億円減少して223億円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当連結会計年度の資金運用収支は498億円、役務取引等収支は30億円、その他業務収支は△53億円となりました。なお、当連結会計年度は6ヵ月間となっております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前連結会計年度	104,236	—	—	104,236
	当連結会計年度	49,852	—	—	49,852
うち資金運用収益	前連結会計年度	313,618	—	—	313,618
	当連結会計年度	141,788	—	—	141,788
うち資金調達費用	前連結会計年度	209,382	—	—	209,382
	当連結会計年度	91,936	—	—	91,936
役務取引等収支	前連結会計年度	4,966	—	—	4,966
	当連結会計年度	3,031	—	—	3,031
うち役務取引等収益	前連結会計年度	4,995	—	—	4,995
	当連結会計年度	3,037	—	—	3,037
うち役務取引等費用	前連結会計年度	29	—	—	29
	当連結会計年度	5	—	—	5
その他業務収支	前連結会計年度	△21,187	—	—	△21,187
	当連結会計年度	△5,348	—	—	△5,348
うちその他業務収益	前連結会計年度	534	—	—	534
	当連結会計年度	1,699	—	—	1,699
うちその他業務費用	前連結会計年度	21,721	—	—	21,721
	当連結会計年度	7,048	—	—	7,048

(注) 1. 「国内」とは、D B J 及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という。）であります。

2. 「海外」とは、D B J の海外店及び海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という。）ですが、D B J には、海外店及び海外連結子会社はありません。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定は、平均残高が貸出金を中心に3,656億円減少して12兆2,201億円、利回りが0.17ポイント低下し、2.32%となりました。一方、資金調達勘定は、平均残高が4,023億円減少し、10兆1,657億円、利回りが0.17ポイント低下し1.81%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	12,585,776	313,618	2.49
	当連結会計年度	12,220,125	141,788	2.32
うち貸出金	前連結会計年度	11,877,806	306,462	2.58
	当連結会計年度	11,405,692	135,802	2.38
うち有価証券	前連結会計年度	550,829	6,156	1.12
	当連結会計年度	602,452	5,314	1.76
うち預け金	前連結会計年度	157,140	995	0.63
	当連結会計年度	211,980	669	0.63
資金調達勘定	前連結会計年度	10,568,098	209,382	1.98
	当連結会計年度	10,165,723	91,936	1.81
うち債券	前連結会計年度	2,975,875	45,130	1.52
	当連結会計年度	3,317,902	27,200	1.64
うち借入金	前連結会計年度	7,590,125	148,962	1.96
	当連結会計年度	6,845,762	59,764	1.75

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 「国内」とは、D B J 及び国内連結子会社であります。
3. 有価証券には、投資事業有限責任組合又はそれに類する組合への出資で金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものは含めておりません。
4. 買現先勘定は有価証券に含めております。
5. 当連結会計年度は、平成20年4月1日から同年9月30日までの6ヵ月間であるため、利回りについては年換算のうえ、数値を記載しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち貸出金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

(注) 「海外」とは、D B J の海外店及び海外連結子会社であります。D B J には、海外店及び海外連結子会社はありません。

③ 合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	12,585,776	313,618	2.49
	当連結会計年度	12,220,125	141,788	2.32
うち貸出金	前連結会計年度	11,877,806	306,462	2.58
	当連結会計年度	11,405,692	135,802	2.38
うち有価証券	前連結会計年度	550,829	6,156	1.12
	当連結会計年度	602,452	5,314	1.76
うち預け金	前連結会計年度	157,140	995	0.63
	当連結会計年度	211,980	669	0.63
資金調達勘定	前連結会計年度	10,568,098	209,382	1.98
	当連結会計年度	10,165,723	91,936	1.81
うち債券	前連結会計年度	2,975,875	45,130	1.52
	当連結会計年度	3,317,902	27,200	1.64
うち借入金	前連結会計年度	7,590,125	148,962	1.96
	当連結会計年度	6,845,762	59,764	1.75

(3) 国内・海外別役務取引の状況

種類	期別	国内	海外	相殺消去 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	4,995	—	—	4,995
	当連結会計年度	3,037	—	—	3,037
うち貸出業務	前連結会計年度	3,290	—	—	3,290
	当連結会計年度	2,172	—	—	2,172
うち保証業務	前連結会計年度	617	—	—	617
	当連結会計年度	713	—	—	713
役務取引等費用	前連結会計年度	29	—	—	29
	当連結会計年度	5	—	—	5

(注) 1. 「国内」とは、D B J 及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、D B J の海外店及び海外連結子会社であります。D B J には、海外店及び海外連結子会社はありません。

(4) 国内・海外別預金残高の状況

該当ありません。

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成20年 3 月 31 日		平成20年 9 月 30 日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	11,470,456	100.00	11,264,211	100.00
製造業	2,227,949	19.42	2,161,815	19.19
農業	144	0.00	146	0.00
林業	1,038	0.01	985	0.01
漁業	25	0.00	25	0.00
鉱業	24,521	0.21	22,869	0.20
建設業	15,304	0.13	13,584	0.12
電気・ガス・熱供給・水道業	2,207,599	19.25	2,112,765	18.76
情報通信業	807,729	7.04	787,614	6.99
運輸業	3,512,235	30.62	3,418,726	30.35
卸売・小売業	542,865	4.73	543,613	4.83
金融・保険業	231,280	2.02	228,646	2.03
不動産業	1,256,794	10.96	1,312,498	11.65
各種サービス業	641,346	5.59	659,379	5.85
地方公共団体	1,622	0.02	1,539	0.01
その他	—	—	—	—
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	11,470,456	—	11,264,211	—

（注） 1. 「国内」とは、D B J 及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、D B J の海外店及び海外連結子会社であります。D B J には、海外店及び海外連結子会社はありません。

② 外国政府等向け債権残高（国別）

該当ありません。

(6) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高（未残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去（△）	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	143,530	—	—	143,530
	当連結会計年度	155,949	—	—	155,949
地方債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
短期社債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
社債	前連結会計年度	102,856	—	—	102,856
	当連結会計年度	112,865	—	—	112,865
株式	前連結会計年度	183,394	—	—	183,394
	当連結会計年度	177,865	—	—	177,865
その他の証券	前連結会計年度	119,335	—	—	119,335
	当連結会計年度	111,362	—	—	111,362
合計	前連結会計年度	549,117	—	—	549,117
	当連結会計年度	558,042	—	—	558,042

(注) 1. 「国内」とは、D B J 及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、D B J の海外店及び海外連結子会社であります。D B J には、海外店及び海外連結子会社はありません。

3. 「その他の証券」には、投資事業有限責任組合又はそれに類する組合への出資で金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものを含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当行は、新ＤＢＪ法附則第９条の規定に基づき、ＤＢＪの財産の全部（同法附則第15条第２項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、ＤＢＪの一切の権利及び義務（同法附則第15条第２項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して平成20年10月１日に設立されており、有価証券届出書提出日現在において第１期の決算が確定しておらず、「単体情報」については特記する情報がないため記載しておりません。

なお、参考として、ＤＢＪの第10期及び第10期末（平成20年９月30日）における「単体情報」を以下に記載します。

１．損益状況（単体）

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円)	前中間会計期間 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B)－(A)
業務粗利益	91,809	49,272	47,083	△2,188
経費（除く臨時処理分）	△29,316	△13,045	△16,206	△3,161
人件費	△18,365	△8,388	△9,588	△1,200
物件費	△9,842	△3,914	△5,606	△1,691
税金	△1,108	△741	△1,011	△269
業務純益（一般貸倒引当金繰入前・ のれん償却前）	62,492	36,226	30,876	△5,349
のれん償却額	—	—	—	—
業務純益（一般貸倒引当金繰入前）	62,492	36,226	30,876	△5,349
一般貸倒引当金繰入額	—	△16,484	△24,759	△8,274
業務純益	62,492	19,742	6,117	△13,624
うち債券関係損益	△2,063	—	2,671	2,671
臨時損益	△47,480	14,970	△35,580	△50,550
株式関係損益	△36,912	△7,792	△16,944	△9,152
不良債権処理損失	△8,111	16,068	△24,214	△40,283
貸出金償却等	△7,913	△307	△3,683	△3,375
個別貸倒引当金繰入額	—	16,405	△20,531	△36,937
その他の債権売却損等	△198	△28	0	28
その他臨時損益	△2,455	6,694	5,579	△1,115
経常利益（△は経常損失）	15,012	34,712	△29,462	△64,175
特別損益	38,908	13,246	1,772	△11,473
うち償却債権取立益	1,982	529	1,798	1,268
うち貸倒引当金戻入益	24,221	—	—	—
当期（中間）純利益 (△は当期純損失)	53,921	47,959	△27,689	△75,649

(注) １．業務粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他業務収支

２．業務純益＝業務粗利益－経費（除く臨時処理分）－一般貸倒引当金繰入額

３．臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除いたものであります。

4. 債券関係損益＝国債等債券売却益（＋国債等債券償還益）－国債等債券売却損（－国債等債券償還損）－国債等債券償却

5. 株式関係損益＝株式等売却益＋株式等償還益－株式等売却損－株式等償却－投資損失引当金繰入額

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円)	前中間会計期間 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B)－(A)
給与・手当	13,130	6,768	6,850	82
退職給付費用	4,043	879	1,942	1,063
福利厚生費	1,191	740	795	54
減価償却費	758	366	404	37
土地建物機械賃借料	1,545	761	938	176
営繕費	345	66	194	128
消耗品費	258	113	158	45
給水光熱費	213	115	117	2
旅費	683	308	361	52
通信費	405	191	248	57
広告宣伝費	—	—	—	—
租税公課	1,108	741	1,011	269
その他	5,631	1,991	3,182	1,191
合計	29,316	13,045	16,206	3,161

(注) (中間) 損益計算書中の「営業経費」の内訳であります。

2. 利鞘 (単体)

	前事業年度 (%)	前中間会計期間 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B)－(A)
(1) 資金運用利回 ①	2.49	2.43	2.30	△0.14
(イ) 貸出金利回	2.58	2.51	2.38	△0.13
(ロ) 有価証券利回	0.83	0.83	0.98	0.14
(2) 資金調達原価 ②	2.30	2.21	2.15	△0.06
(イ) 預金等利回	—	—	—	—
(ロ) 外部負債利回	2.02	1.97	1.83	△0.14
(3) 総資金利鞘 ①－②	0.19	0.22	0.14	△0.08

(注) 1. 「外部負債」とは債券＋借入金であります。

2. 諸比率の算出式は以下のとおりであります。

$$\text{資金運用利回} = \frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

$$\text{資金調達原価} = \frac{\text{資金調達費用} + \text{その他の業務費用} + \text{営業経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$$

3. 当事業年度は、平成20年4月1日から同年9月30日までの6ヵ月間であるため、利回については年換算のうえ、数値を記載しております。

3. ROE（単体）

	前事業年度 (%)	前中間会計期間 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	3.08	1.80	1.50	△0.30
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	3.08	1.80	1.50	△0.30
業務純益ベース	3.08	0.98	0.30	△0.68
当期（中間）純利益ベース	2.66	2.38	△1.35	△3.73

（注） 当事業年度は平成20年4月1日から平成20年9月30日までの6ヵ月間であり、また前中間会計期間は平成19年4月1日から平成19年9月30日までの6ヵ月間ですが、当期（中間）純利益を用いて、年換算をせずにROEを算出しております。

4. 預金・債券・借入金・貸出金の状況（単体）

（1）預金・債券・借入金・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金（末残）	—	—	—
預金（平残）	—	—	—
債券（末残）	3,157,163	3,374,848	217,685
債券（平残）	2,975,874	3,317,902	342,027
借入金（末残）	6,932,546	6,555,478	△377,067
借入金（平残）	7,487,074	6,763,311	△723,762
貸出金（末残）	11,512,906	11,294,661	△218,245
貸出金（平残）	11,920,255	11,436,142	△484,113

（注） 平均残高は、日々の残高の平均に基づき算出しております。

（2）個人・法人別預金残高（国内）

該当ありません。

（3）消費者ローン残高

該当ありません。

(4) 中小企業等貸出金

		前事業年度(A)	当事業年度(B)	増減(B)－(A)
中小企業等貸出金残高 ①	百万円	2,988,243	2,899,322	△88,920
総貸出金残高 ②	百万円	11,512,906	11,294,661	△218,245
中小企業等貸出金比率 ①／②	%	25.96	25.67	△0.29
中小企業等貸出先件数 ③	件	1,722	1,705	△17
総貸出先件数 ④	件	3,550	3,501	△49
中小企業等貸出先件数比率 ③／④	%	48.51	48.70	0.19

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数（件）	金額（百万円）	口数（件）	金額（百万円）
保証	63	172,833	60	148,067

6. 内国為替の状況（単体）

該当ありません。

7. 外国為替の状況（単体）

該当ありません。

(自己資本比率の状況)

当行は、新DBJ法附則第9条の規定に基づき、DBJの財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、DBJの一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して平成20年10月1日に設立されており、有価証券届出書提出日現在において初年度の決算が確定しておらず、「自己資本比率の状況」については特記する情報がないため記載しておりません。

なお、参考として、DBJの平成20年度末（平成20年9月30日）における「自己資本比率の状況」を以下に記載します。

(参考)

DBJは、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、自己資本比率告示に基づく自己資本比率（バーゼルⅡ／標準的手法、国際統一基準）を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。

自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、DBJは、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出において標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出において基礎的手法を採用しております。また、DBJはマーケット・リスク規制を導入しておりません。

連結自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成20年3月31日	平成20年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,272,286	1,272,286
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	—	—
	利益剰余金	860,006	830,329
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	△1,026	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	△1,289
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子会社等の少数株主持分	3,563	3,083
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	2,134,829	2,104,409
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	2,134,829	2,104,409
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—

項目		平成20年 3 月31日	平成20年 9 月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	5, 592	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	86, 560	111, 468
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務（注 2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注 3）	—	—
	計	92, 152	111, 468
	うち自己資本への算入額 (B)	92, 152	102, 513
控除項目	控除項目（注 4） (C)	133, 012	464, 273
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	2, 093, 969	1, 742, 649
リスク・ アセット等	資産（オン・バランス）項目	8, 913, 402	7, 480, 533
	オフ・バランス取引等項目	1, 049, 188	545, 526
	信用リスク・アセットの額 (E)	9, 962, 591	8, 026, 060
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8 %) (F)	177, 859	175, 045
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	14, 228	14, 003
	計 ((E) + (F)) (H)	10, 140, 451	8, 201, 105
連結自己資本比率（国際統一基準）= D / H × 100（%）		20. 65	21. 25
（参考）Tier 1 比率 = A / H × 100（%）		21. 05	25. 66

- （注） 1. 告示第 5 条第 2 項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第 6 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が 5 年を超えるものに限られております。
4. 告示第 8 条第 1 項第 1 号から第 6 号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第 2 号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成20年 3 月31 日	平成20年 9 月30 日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1, 272, 286	1, 272, 286
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	—	—
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	—	—
	その他利益剰余金	861, 584	832, 868
	その他	—	—
	自己株式（△）	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	△1, 026	—
	その他有価証券の評価差損（△）	—	△995
	新株予約権	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 （上記各項目の合計額）	2, 132, 844	2, 104, 159
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
	計 (A)	2, 132, 844	2, 104, 159
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	5, 888	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	86, 762	111, 563
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	—	—
	計	92, 650	111, 563
	うち自己資本への算入額 (B)	92, 650	102, 349

項目		平成20年 3 月31 日	平成20年 9 月30 日
		金額（百万円）	金額（百万円）
控除項目	控除項目（注 4）(C)	133, 012	464, 117
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	2, 092, 482	1, 742, 391
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	8, 855, 248	7, 467, 953
	オフ・バランス取引等項目	1, 069, 816	541, 960
	信用リスク・アセットの額 (E)	9, 925, 065	8, 009, 914
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	178, 355	178, 019
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	14, 268	14, 241
	計 ((E) + (F)) (H)	10, 103, 420	8, 187, 933
単体自己資本比率（国際統一基準）=D/H×100（%）		20. 71	21. 28
（参考）Tier 1 比率=A/H×100（%）		21. 11	25. 70

（注） 1. 告示第17条第 2 項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 告示第18条第 1 項第 4 号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第18条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が 5 年を超えるものに限られております。

4. 告示第20条第 1 項第 1 号から第 5 号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分及び資産分類を実施しております。

格付及び資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部がこれを決定し、ALM及びリスク管理の総合的な意思決定機関であるALM・リスク管理委員会に報告しております。

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1. から3. までの掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

当行は、新DBJ法附則第9条の規定に基づき、DBJの財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、DBJの一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して平成20年10月1日に設立されており、有価証券届出書提出日現在において第1期の決算が確定しておらず、「資産の査定の額」については特記する情報がないため記載しておりません。

なお、参考として、DBJの第10期末（平成20年9月30日）における「資産の査定の額」を以下に記載します。

資産の査定の額

債権の区分	平成20年3月31日	平成20年9月30日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	26	21
危険債権	562	858
要管理債権	610	730
正常債権	116,434	113,695

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、当行における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

○第1次中期経営計画の達成

当行は、平成19年6月13日に公布・施行された「新DBJ法」に基づき、全額政府出資の株式会社として平成20年10月1日に設立されました。約60年という政策金融機関の歴史に幕を下ろし、自立した経営基盤を築くことで完全民営化の実現を目指します。

経営の道筋をつけて、お客様に信頼される世界に類を見ないオンリーワンの企業になるため、当行設立にあたっては「金融力で未来をデザインします」という企業理念を掲げ、「第1次中期経営計画 「CHALLENGE 2010」～投融資一体型金融サービスの確立に向けて～」(以下「第1次中計」という。))を策定いたしました。

金融市場の混乱という厳しい経済環境での船出ではありますが、着実な成長を実現するために第1次中計において成長戦略を掲げております。内容は以下のとおりとなっております。

◇第1次中計の位置づけと考え方

平成20年度～平成22年度を第1次中計の期間とし、投融資一体型金融サービスの確立、基礎力充実の3年間と位置づけ、着実な成長をもって完全民営化成功のための次なる飛躍につなげる成長戦略を定めたものです。

具体的には、計画最終年度(平成22年度)の財務目標を定め、これを実現するための成長戦略として、投融資一体型金融サービスの取り組み方針、取り組み内容、海外業務への本格的な取り組み、資金調達多様化等を定めております。

◇成長戦略

主な成長戦略として、以下の5つを挙げております。

(1) 各業界、各地域にわたる、お客様への投融資一体型金融サービスの拡充による成長

- ・お客様のニーズに対応したサービス内容の一層の拡充を図ります。
- ・投融資一体型金融サービスの長をを活かして他の金融機関とも広く連携します。

(2) 「環境・技術」「社会インフラ」に強みを発揮する金融サービスの高度化

- ・幅広いお取引先基盤、産業情報の蓄積を活かし、「環境・技術」「社会インフラ」に強みを発揮できる、高度な金融サービスを目指します。

(3) 海外業務への本格的な取り組み

- ・信頼できるパートナー及び内外の金融機関とのネットワークを前提に、海外業務への本格的な取り組みを開始します。
- ・平成22年度のエクスポージャーの用途を定め、基盤整備を進めます。

(4) 知的資産の一層の強化

- ・産業調査力・審査力・金融技術力・R&D力、ネットワーク力を強化し、お客様の価値向上に寄与します。
- ・成長戦略を支える人材の確保・育成を図ります。

(5) 資金調達の多様化

- ・健全な財務基盤の維持に努めるとともに、資金調達手段の多様化を図ります。

4【事業等のリスク】

以下において、当行及び当行グループ（当行並びにその連結子会社）の事業その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在において判断したものであります。

(1) 日本政府の政策及び特殊法人の再編に関するリスクについて

当行は、日本政府の政策を達成するために設立された政府系金融機関（特殊法人）でありましたDBJの財産の全部（新DBJ法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、DBJの一切の権利及び義務（新DBJ法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して平成20年10月1日に設立されました。

現在、当行株式の100%を政府が保有しているため、当行の業務及び財政状態は日本政府の政策の影響を受ける可能性があります。

特殊法人の再編に関しては、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）（以下「行政改革推進法」という。）が平成18年5月、国会において承認されております。また、政策金融の抜本的な改革の一環としてDBJに関しては、平成19年6月6日の国会において新DBJ法が成立しております。同法により、上記のとおり、平成20年10月にDBJを解散して新たに当行が設立されました。その後おおむね5～7年後を目途として完全民営化されることとなっております。

なお、新DBJ法につきましては、その廃止法案の決議をもって廃止されるものとなっております。

行政改革推進法は、かかる再編により既発行債券の保有者が不当に侵害されないようにする旨を規定しておりますが、かかる再編のための法律に含まれる事項及びかかる再編の具体的な実施方法により、当行業務は影響を受ける可能性があります。

（参考）行政改革推進法

第六条 （商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の在り方）

商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行は、完全民営化するものとし、平成二十年度において、これらに対する国の関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講ずるものとする。

2 商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前項の措置のおおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

3 政府は、第一項の完全民営化に当たっては、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の円滑な運営に必要な財政基盤を確保するための措置を講ずるとともに、商工組合中央金庫の有する中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能並びに日本政策投資銀行の有する長期の事業資金に係る投融资機能の根幹が維持されることとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 金利の変動によるリスクについて

当行は、その収益の大半を貸出金、有価証券及びその他の利子所得を生む資産等に係る受取利息・配当金と債券、借入金及びその他の有利子負債に係る支払利息との差額から得ております。当行の貸出資産等と有利子負債の満期及び価格決定方法は異なるため、金利の変動により貸出資産等からの受取利息及び有利子負債からの支払利息に生じる変動は同等とはなりません。よって当行が金利の変動に迅速に対応できない場合は、その収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。当行が実施している金利リスクに関連するヘッジは、かかるリスクの一部のみをカバーするだけに留まる可能性があります。

また、金利の上昇により、変動金利借入をしている借入先の一部は、増加した利息支払に応じることができない可能性があり、当行において貸出需要の減少又は不良債権の増加を招く可能性があります。かかる事態の進展は、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 外国為替相場の変動によるリスクについて

DBJが発行した債券の大半は円建てではありますが、一部の債券は外貨建てとなっております。よってDBJが発行した債券に基づく債務の全部を承継した当行は、その外貨建ての資金調達及び投融資から生ずる為替リスクも負っています。

また、外国為替決済に関するタイムラグが存在する場合には、決済リスクも負っています。

当行は、外国為替レートの変動による影響を抑えるために、為替スワップ取引の実施により為替ヘッジ活動を行っておりますが、かかる方法が有効であるという保証はなく、より長期的な為替レートの変動は、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

加えて外国為替決済リスクについても、当行が一般的に許容される程度以上の決済リスクを負わないよう十分留意して取引を執行し、又は契約等を締結することをリスク管理方針に定めておりますが、かかるリスクの一部のみをカバーするだけに留まる可能性があります。そのため当該リスクにより、当行業務は影響を受ける可能性があります。

(4) 流動性リスクについて

流動性リスクは、資金流動性リスクと市場流動性リスクに大別されます。

当行は、資金の回収と当行の返済債務との間の回収・返済ギャップが過大となり資金調達に困難が生じたり、又は資金繰りの中で突発的な事象が発生する可能性若しくは緊急時に十分な資金を調達できず資金繰りが破綻する可能性がある資金流動性リスクを負っています。

DBJは、政府系金融機関として国の財政投融资計画に基づく安定的な資金調達基盤を有しておりました。また当行は、今後も完全民営化までの移行期間中については、政府保証債の発行や財政融資資金借入が可能となる措置がなされております。

当行は、これまでも綿密な資金収支予定管理、手元流動性の確保、多数の市中金融機関との間で設定した当座貸越枠設定等の対応を行っておりますが、不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

一方、市場商品又は将来市場において売却等を想定する商品については、市場流動性リスクを負っています。これらの取り扱いについて、当行はそのリスクについて十分な認識の上、投融资の取り組みを行い、また取得した商品の管理を行うことをリスク管理方針に定めておりますが、かかるリスクの一部のみをカバーするだけに留まる可能性があります。そのため当該リスクにより、当行業務は影響を受ける可能性があります。

(5) 景気変動によるリスクについて

平成20年9月以降の株安・円高を含む世界の経済状況、地政学的リスク及び日本国内の景気動向や不動産価格の変動等に影響を与えるその他の要因により景気が悪化した場合、当行業務の特性並びに貸出金及び証券ポートフォリオの信用力の悪化により、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 信用リスクについて

当行は、景気の動向や不動産価格の変動等を背景に、投融资先の経営状況が悪化して資産の価値が減少ないし消滅する可能性がある信用リスクを負っています。これまでも貸倒引当金の適正な計上、不良債権のオフバランス化をはじめ、不良債権への対応を着実に進めてきましたが、以下のような場合又は想定外の事由が発生した場合には、より資産価値が劣化する可能性があります。

- ・国内外の景気の悪化
- ・不動産価格又は株価の下落
- ・企業の倒産又は自己破産の増加
- ・当行からの借入人が破産した場合又は経済的な困難に直面した場合に、その債務に関して債務免除又はその他の救済措置が必要となった場合
- ・ローン・ポートフォリオの内容が予想以上に悪影響を受けた場合
- ・大口融資先の信用力に関する問題が表面化した場合

なお、DBJにおける平成20年9月30日時点における連結ベースでの銀行法に基づくリスク管理債権残高の総貸出金残高に対する比率は1.4%となっております。

(7) 貸倒引当金が将来の損失を十分に補えない可能性について

当行の貸倒引当金は、過去の貸倒れの経験並びにそのローン・ポートフォリオの特徴、内容及び実績、担保、保証、並びにその他の適切な指標に基づいて設定されております。しかしながら実際の貸倒れが現時点の予想を上回った場合、現時点の貸倒引当金は不十分となる可能性があります。

日本の景気が悪化した場合、さらには当行が保有する担保の価値が下落した場合、法令、監査基準若しくはその他の変更に伴い、当行が貸倒引当金を設定する基準を改訂した場合、又はその他の要因により予想以上に悪影響を受けた場合、当行は追加の貸倒引当金を必要とする可能性があります、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 投資が期待する利益を生まない可能性について

当行は、随時、自ら直接的に又はシンジケート若しくはコンソーシアムの構成員として間接的に株式投資及び融資を含む様々な形態の投資を行っております。当行は、利益を得ることができると考える場合に投資を行っておりますが、実際の結果は当行の期待よりも著しく低い可能性があります、投資の元本を失う可能性があります。

(9) 第三セクターの業績悪化による影響の可能性について

当行の貸出金及び投資ポートフォリオには、公共のプロジェクト及び「第三セクター」と呼ばれる地方公共団体等の出資を受けている先が貸出及び投資対象として含まれております。

第三セクターの事業は、高い公共性を有し、回収に長期間が必要であるため、当該セクターのリスク管理債権比率は他の貸出先よりも高いものとなっております。

第三セクターの業績に著しい悪化があった場合又は担保の価値が減少した場合、当行のクレジットコストは増加する可能性があります。当該コストの増加は、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) リスク管理方針及び手続が特定されていないリスク又は予期されていないリスクに十分に対応できない可能性について

当行は、信用リスク、市場リスク及び流動性リスクを含むあらゆるリスクに対応するためのリスク管理方針及び手続を策定してきております。それにもかかわらずリスクを特定、監視及び管理するための方針・手続は、十分に効果的ではない可能性があります。

これらのリスクを管理する際、適切に記録し、膨大な数の取引及び事象を検証する必要がありますが、かかる方針及び手続は一定の状況下では十分に有効ではない可能性があります、全ての予期されないリスクを管理するには十分に効果的ではない可能性があります。当行のリスク管理システムが不適切又は不十分である場合、当行は、信用リスク、市場リスク、流動性リスク及びその他のリスクの影響を受ける可能性があります。

(11) 金融機関に適用される法令を含むあらゆる法令の規制を受ける可能性について

当行は、銀行法に基づく金融機関ではありません。しかしながら、現状において金融機関として、多くの規則に服し、また規制監督を受けております。当行は、有効な規制及び関連する規制リスク（法律、規制、政策、会計基準及び自主的行動規範の変更による影響を含む。）並びにその解釈及びその施行の影響を受け、業務を行っております。

法律、規制、政策、会計基準、自主的行動規範又は財務上若しくはその他の方針の将来における進展又は変更及びそれらの影響は、完全には予測不可能であり、当行により制御しきれるものではなく、それらの影響を排除することはできないものであります。上記のいずれの変更も、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 格付低下及び市場関係者の当行に対する認識の変化に伴うリスクについて

格付けの低下や否定的な報道等により市場関係者の当行に対する認識が悪化した場合には、資金調達コストの上昇や資金調達の困難化、既存取引の解約等を通じて、当行の業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

なお、格付けの水準は、当行から格付機関に提供する情報の他、格付機関が独自に収集した情報に基づいており、常に格付機関による見直し・停止・取下げが行われる可能性があります。

(13) システムリスクについて

当行の情報システムの容量及び信頼性は日々の事業において必要不可欠なものとなっております。これらのシステム並びに当行のハードウェア及びソフトウェアは、人為的ミス、事故、停電、妨害行為、ハッキング、コンピューター・ウィルス及び類似の事象によるシステムダウン又は誤作動等に加え、通信事業者及びインターネット・プロバイダー等の第三者からの支援サービス喪失の影響を受ける可能性があります。不測の事態等においては、それに応じた損失が発生する可能性があります。

さらに、他の企業と同様、当行の本支店、事務所及びその他の設備は、地震及びその他の自然災害のリスクも負っています。当行の非常時における対策はその事業の重大な途絶を防ぐために十分ではない可能性があり、非常事態計画は重大な途絶が発生した場合に全ての不測の事態に対応できない可能性があります。これらのシステムの障害及び途絶は、予期せぬ損失を生み、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 事務リスクについて

当行は、役職員が正確な事務を怠るか、又は事故・不正等が発生することにより損失を被る事務リスクを負っております。これまでも事務手続における相互チェックの徹底、教育・研修の実施をはじめ、事務リスクの軽減・防止に努めてきましたが、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性があります。

(15) 業務範囲の拡大に伴うリスクについて

当行は、DBJの財産の全部（新DBJ法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、DBJの一切の権利及び義務（新DBJ法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継しているため、当行の業務範囲は基本的にDBJのそれを引継いでおります。

一方で当行は、新DBJ法第3条に定める範囲内において、DBJではこれまで担ってこなかった業務を新たに手がけることが可能であります。しかしながら、新たに拡大した業務で発生するリスクについては、当行は限定された知識・経験しか有しておらず、予期せぬリスクが生じた場合には十分な対応策を講じることができない可能性があります。その結果、当行が当該業務範囲において事前に予想していた成果を達成できず、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

例えば、当行では第1次中計（「3 対処すべき課題」をご参照ください。）において、海外業務への本格的な取り組みを今後の成長戦略の1つとして位置付けておりますが、外貨建資産・負債に係る金利及び為替リスク、現地の税制・規制の変更リスク、社会・政治・経済情勢が変化するリスク、海外業務に精通した職員の確保・育成に伴う時間的な制約のリスク等に直面する可能性があります。

その結果、事前に想定していた成果を達成することができないおそれがあります。

(16) 金融市場における競合・競争について

当行は、これまでの「一般金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励すること」というDBJの目的とは異なり、「出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いることにより、長期の事業資金に係る投融资機能を発揮し、長期の事業資金を必要とするお客様に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与すること」という目的を掲げております。

現在、一般金融機関は、シニアローン等を中心に提供する商業銀行と、メザニン・エクイティを提供するプライベート・エクイティ・ファンドや一部投資銀行などに二分化されております。

当行は、両者の提供するサービスを一体的かつ相応の規模をもって提供できることが差別化要因であり、またシニアローンを中心とした銀行とは適切なリスクシェアを行うことができるモデルであることから、メガバンク等との競争に巻き込まれにくいビジネスモデルを標榜しております。

しかしながら、わが国の金融サービス市場は極めて競争の激しいものとなっており、資産、お取引先数、支店数、及び従業員数という面では、当行より比較優位に立つ金融機関もあります。

そのため、これまでの一般金融機関の補完という役割ではなく、一般金融機関との競合・競争の関係も生じる可能性も出てきております。

今後、当行業務にかかる競合・競争は大きくなっていくことが見込まれ、当行が現在及び将来の競合・競争先と差別化要因をもって競合・競争できない可能性があります。

- (17) 監査法人の変更により、その監査に関してかかる監査法人に賠償請求を行う権利を制限し、財務情報の開示内容が変更される可能性について

我が国の会計基準に準じて作成されたDBJの平成19年3月31日現在並びに同日に終了した事業年度の連結財務諸表及び財務諸表は、みずず監査法人による監査を受けております。

平成18年5月10日、金融庁は、中央青山監査法人（その後みずず監査法人に名称変更。）に対して、平成18年7月1日から2ヵ月間、その業務を停止する命令を出しました。

この影響もあり、平成19年2月20日、同監査法人は、平成19年7月31日を目処にそのパートナー及びスタッフを、日本における他の監査法人に移すことに関して基本合意に達し、さらに同監査法人は平成19年7月31日に解散しております。

このため、同監査法人がDBJに提供した監査及びその他のサービスについて、同監査法人に賠償請求を行うことができない可能性があります。

- (18) 証券化関連商品等における投資関連損失拡大のリスクについて

当行は、金融・資本市場活性化等のDBJにおける政策目的実現のため、資金供給業務の一環として当行本体、子会社又はファンド等を通じて証券化関連商品、普通株式等の有価証券を保有し、また、クレジット・デリバティブを用いた債務保証業務を行っておりますが、昨今のサブプライム・ローン問題を端緒とする金融市場及び資本市場の混乱により、DBJの平成20年度連結会計年度（平成20年9月期）において単体・連結子会社合計で140億円の評価損失を計上いたしました。

その後も市場の混乱の長期化及び投融資先の業績悪化、カウンターパーティリスクの顕在化等に伴い、上記投資又は業務に関連した損失は今後の当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、DBJの平成20年9月30日時点における単体・連結子会社合計の証券化関連商品の残高（スワップは想定元本を合算。評価差額金反映後。）は3,558億円となっております。

- (19) DBJと当行との連続性について

新DBJ法附則第15条第1項の規定に基づき、DBJが有する資産は、同法附則第15条第2項の規定により、国が承継する資産（平成20年9月30日時点の簿価ベース171百万円）を除き、その大宗（平成20年3月31日時点の資産における99.999%）について、当行が承継いたしました。

なお、同法附則第16条の規定に基づき当行が承継する資産については、設立日である平成20年10月1日現在の時価を基準として資産評価委員会が評価した価額にて承継した形となっております。平成21年1月28日に開催されました同委員会（第3回会合）により、当該評価額は確定いたしました。が、現時点におきましては、初年度の決算が確定しておらず、監査法人による監査を受けておりません。

よって、過去のDBJの財政状態及び経営成績は、当行の投資判断のために十分なものとならない可能性があります。

- (20) 危機対応業務の遂行に伴う当行業績への影響について

危機対応業務は内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、日本政府が指定する金融機関（指定金融機関）が株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。その後の改正を含む。）に基づき、日本公庫からのリスク補完等を受け、危機に対処するために必要な資金を供給する業務として、平成20年10月1日より開始されているものです。

平成20年9月中旬の米投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻に端を発する国際的な金融秩序の混乱による企業の資金繰りの悪化に対する対応策として、日本政府は同年10月30日に策定された経済対策「生活対策」において「商工中金、政投銀による金融危機対応業務の発動」を掲げ、同年12月11日は「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」の危機認定を行っております。さらに同年12月19日に策定された経済対策「生活防衛のための緊急対策」にお

いて予算枠の拡充・ＣＰ（コマーシャルペーパー）購入業務の追加等を含む「日本政策金融公庫の危機対応業務を活用した中堅・大企業の資金繰り対策」が掲げられました。これを受け、平成21年1月27日には平成20年度二次補正予算が成立し予算枠が拡充された他、同年1月30日にはＣＰ購入業務の追加等を含む政省令の改正が行われています。

当行は指定金融機関の一つとしてかかる危機対応業務を実施しておりますが、当該業務は当行が企業理念として掲げるパブリックマインド等に合致しており、当行の企業価値向上に資するものとして、今後も積極的に取り組むものと考えております。

当行はあくまでイコール・フットイングスキームの中で経済合理性に基づき、当該業務を遂行しており、完全民営化を目指す行内態勢を後退させるものではないとの認識を持っております。

当該業務として実施した中堅・大企業向け融資及びＣＰ購入に関して生じる恐れのある損失の一部については、日本公庫との損害担保取引により補填される枠組みも措置されておりますので、当行としては、この損害担保取引の枠組みを適切に活用していく所存です。しかしながら、投融資先の予期せぬ業績の悪化及び倒産等、想定外の事由が発生した場合には、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当該業務の遂行による与信残高の増加及びそれに伴う総資産の増加により、当行の自己資本比率をはじめとする各経営指標にも影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

6【研究開発活動】

該当ありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

当行は、新DBJ法附則第9条の規定に基づき、DBJの財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、DBJの一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して平成20年10月1日に設立されており、有価証券届出書提出日現在において初年度の決算が確定しておらず、「財政状態及び経営成績の分析」については特記する情報がないため記載しておりません。

なお、参考として、DBJの平成20年度及び平成20年度末（平成20年9月30日）における「財政状態及び経営成績の分析」を以下に記載します。DBJの平成20年度は、平成20年4月1日から同年9月30日までの6ヵ月間となっております。

1. 経営成績の分析

(1) 連結損益の状況

当連結会計年度は、不良債権処理損失及び株式関係損益の損失計上により、前中間連結会計期間の経常利益396億円から、当連結会計年度は経常損失313億円という結果となりました。

また、前中間連結会計期間において特別利益に計上していた繰上弁済補償金（従前、繰延計上してきた繰上弁済に伴う補償金を全額取り崩したものの。）126億円が剥落したことによる特別損益の減少により、前中間連結会計期間の中間純利益531億円から当連結会計年度は当期純損失286億円となりました。

資金運用収支は、貸出金残高の減少等により、貸出金利息を中心に資金運用収益が前中間連結会計期間比136億円減少する一方、資金調達費用が借入金利息を中心に前中間連結会計期間比114億円減少したため、前中間連結会計期間比22億円減少して498億円となりました。

役務取引等収支及びその他業務収支は、前中間連結会計期間比ほぼ横這いで推移しました。

以上の結果、連結粗利益は、前中間連結会計期間比13億円減少して475億円となりました。

営業経費は、株式会社化対応によるシステム関連費用や人件費が増加したことにより、前中間連結会計期間比31億円増加して164億円となりました。

これにより連結業務純益は、前中間連結会計期間比45億円減少して310億円となりました。

臨時損益については不良債権処理損失及び株式関係損益の損失計上により、前中間連結会計期間における40億円の利益計上から、623億円の損失計上となりました。

それにより、前中間連結会計期間の経常利益396億円から、当連結会計年度は経常損失313億円となりました。

また特別損益については、前中間連結会計期間比110億円減少して22億円となったこともあり、前中間連結会計期間の中間純利益531億円から、当連結会計年度は当期純損失286億円となりました。

<連結>

(単位：億円)

	前連結会計年度 (平成20年 3 月期)	前中間連結会計期間 (平成19年 9 月期) (A)	当連結会計年度 (平成20年 9 月期) (B)	増減 (B)－(A)
資金運用収支 ①	1,042	520	498	△22
資金運用収益	3,136	1,554	1,417	△136
資金調達費用	2,093	1,033	919	△114
役務取引等収支 ②	49	19	30	11
役務取引等収益	49	19	30	10
役務取引等費用	0	0	0	0
その他業務収支 ③	△211	△50	△53	△2
その他業務収益	5	0	16	16
その他業務費用	217	51	70	19
連結粗利益 (=①+②+③) ④	880	489	475	△13
営業経費 ⑤	299	132	164	31
連結業務純益 ④－⑤	581	356	310	△45
臨時損益	△452	40	△623	△664
経常利益 (△は損失)	128	396	△313	△710
特別損益	389	132	22	△110
当期 (中間) 純利益 (△は純損失)	526	531	△286	△818

(2) ROA、ROE

<連結>

(単位：%)

	前連結会計年度 (平成20年 3 月期)	前中間連結会計期間 (平成19年 9 月期) (A)	当連結会計年度 (平成20年 9 月期) (B)	増減 (B)－(A)
ROA (当期 (中間) 純利益ベース)	0.41	0.41	△0.23	△0.64
ROE (当期 (中間) 純利益ベース)	2.60	2.65	△1.40	△4.04

(注) 当連結会計年度は平成20年4月1日から平成20年9月30日までの6ヵ月間であり、また前中間連結会計期間は平成19年4月1日から平成19年9月30日までの6ヵ月間ありますが、当期 (中間) 純利益を用いて、年換算をせずにROA及びROEを算出しております。

(3) 与信関係費用

当連結会計年度は、資金環境の悪化を受けた急激な信用悪化案件が相次いだため個別貸倒引当金繰入額が205億円の繰入れとなりました。また、一般貸倒引当金繰入額についても、同様の要因に加え、要注意先への引当金計算方法の精緻化に伴い248億円の繰入れとなりました。この結果、不良債権処理額と一般貸倒引当金繰入額を合計した与信関係費用は、前中間連結会計期間比では481億円増加して472億円となりました。

<連結>

(単位：億円)

	前連結会計年度 (平成20年3月期)	前中間連結会計期間 (平成19年9月期) (A)	当連結会計年度 (平成20年9月期) (B)	増減 (B)－(A)
個別貸倒引当金繰入額	△139	△164	205	369
貸出金償却	79	3	36	33
その他	△27	△11	△17	△6
小 計	△87	△172	224	397
一般貸倒引当金繰入額	△104	164	248	84
与信関係費用総額	△191	△8	472	481

(4) 株式等関係損益

株式等関係損益は、株式等償却が94億円増加したこともあり、前中間連結会計期間比56億円損失が増加して71億円の損失となりました。

<連結>

(単位：億円)

	前連結会計年度 (平成20年3月期)	前中間連結会計期間 (平成19年9月期) (A)	当連結会計年度 (平成20年9月期) (B)	増減 (B)－(A)
株式等関係損(△)益	△27	△14	△71	△56
株式等売却益	0	0	43	43
株式等売却損	7	0	0	0
株式等償却	7	10	104	94
投資損失引当金繰入額	13	5	12	6

(注) 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却－投資損失引当金繰入額

2. 財政状態の分析
(1) 連結貸借対照表

(単位：億円)

	前連結会計年度末 (平成20年3月末)	当連結会計年度末 (平成20年9月末)	前連結会計年度末比 増減
資産の部合計	125,269	122,895	△2,374
貸出金	114,704	112,642	△2,062
有価証券	5,491	5,580	89
国債	1,435	1,559	124
社債	1,028	1,128	100
株式	1,833	1,778	△55
その他の証券	1,193	1,113	△79
買現先勘定	1,369	1,569	200
支払承諾見返	1,268	1,020	△247
負債の部合計	104,508	102,565	△1,942
債券	31,571	33,748	2,176
借入金	69,785	66,014	△3,770
支払承諾	1,268	1,020	△247
純資産の部合計	20,761	20,329	△431
資本金	12,722	12,722	—
利益剰余金	8,600	8,303	△296
その他有価証券評価差額金	123	△12	△135
繰延ヘッジ損益	△720	△714	5
少数株主持分	35	30	△4

<資産の部>

前連結会計年度末の資産の部合計に比べ2,374億円減少して12兆2,895億円となりました。

○貸出金……約定返済が新規貸出を上回った結果、前連結会計年度末比2,062億円減少して11兆2,642億円となりました。

○有価証券…国債、社債等の増加により、前連結会計年度末比89億円増加して5,580億円となりました。

<負債の部>

前連結会計年度末の負債の部合計に比べ1,942億円減少して10兆2,565億円となりました。

○債券……財投機関債等の定期的な発行等により、前連結会計年度末比2,176億円増加して3兆3,748億円となりました。

○借入金……約定返済等により、前連結会計年度末比3,770億円減少して6兆6,014億円となりました。

○支払承諾…債務保証残高の減少により、前連結会計年度末比247億円減少して1,020億円となりました。

<純資産の部>

当期純損失の計上による利益剰余金の減少及びその他有価証券評価差額金の減少等により、前連結会計年度末の純資産の部合計に比べ431億円減少して2兆329億円となりました。

(2) 単体貸借対照表

(単位：億円)

	前事業年度末 (平成20年3月末)	当事業年度末 (平成20年9月末)	前事業年度末比増減
資産の部合計	125,248	122,885	△2,363
貸出金	115,129	112,946	△2,182
有価証券	5,321	5,321	0
負債の部合計	104,507	102,563	△1,943
債券	31,571	33,748	2,176
借入金	69,325	65,554	△3,770
純資産の部合計	20,741	20,321	△420

(3) 期別投融資額及び資金調達額状況（フロー）＜単体＞

融資額につきましては、当事業年度の投融資額は、融資額6,393億円、投資額223億円となりました。

DBJの資金調達につきましては、投融資額に対し財政投融資資金がその過半を占めておりましたが、完全民営化に向けて安定した資金調達体制への円滑な移行を図り、投融資額に対する財政投融資資金への依存度を徐々に減らし、自己信用調達を増やしているところであります。

具体的には、当事業年度の自己信用調達は、財投機関債2,440億円、長期借入金330億円となっており、回収等と合わせ資金調達額の過半を占めております。

(単位：億円)

	前事業年度 (12ヵ月間)	当事業年度 (6ヵ月間)
投融資額	14,160	6,617
融資等	12,780	6,393
ファンド関連投資（注）	1,380	223

（注）有価証券、金銭の信託、その他の資産（ファンド）等を含んでおります。

資金調達額	14,160	6,617
財政投融資	7,486	2,597
うち財政融資資金（注）	3,701	1,800
うち政府保証債（国内債）	1,900	797
うち政府保証債（外債）	1,884	—
財投機関債（社債）	2,898	2,440
長期借入金	1,000	330
回収等	2,775	1,249

（注）産業投資借入金を含んでおります。

当事業年度末の貸出金残高は、前事業年度末比2,182億円減少し11兆2,946億円となりました。また、当事業年度末のファンド関連投資残高は、前事業年度末比357億円減少し2,473億円となりました。これは有価証券の減少が主因となっております。

当事業年度末の資金調達残高は、前事業年度末比1,577億円減少し9兆9,226億円となりました。これは財投機関債及び長期借入金による自己信用調達が増加したものの、財政融資資金の返済が進捗し、前事業年度末比4,085億円減少し6兆4,119億円となったことによるものです。

(参考①) 融資残高及びファンド関連投資残高<単体>

(単位: 億円)

	前事業年度末 (平成20年3月末)	当事業年度末 (平成20年9月末)
貸出金残高	115,129	112,946
ファンド関連投資残高(注)	2,830	2,473
合計	117,959	115,419

(注) 有価証券、金銭の信託、その他の資産(ファンド)等が含まれております。

(参考②) 資金調達残高<単体>

(単位: 億円)

	前事業年度末 (平成20年3月末)	当事業年度末 (平成20年9月末)
資金調達残高	100,804	99,226
財政投融资	87,254	83,705
うち財政融資資金(注)	68,204	64,119
うち政府保証債(国内債)	8,425	8,961
うち政府保証債(外債)	10,624	10,624
財投機関債(社債)	12,550	14,191
長期借入金	1,000	1,330

(注) 簡易生命保険資金借入金、産業投資借入金を含んでおります。

(4) リスク管理債権の状況

DBJは、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分及び資産分類を実施しております。

格付及び資産自己査定の実施にあたっては、投融资部門から独立した審査部がこれを決定し、ALM及びリスク管理の総合的な意思決定機関であるALM・リスク管理委員会に報告しております。

また、資産自己査定の結果については、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法開示債権も含めて、資産の分類及び集計の妥当性について監査法人による監査を受け、リスク管理債権及び金融再生法開示債権を開示しております。

なおDBJでは、原則として債権等に対する取立不能見込額を部分直接償却する会計処理を実施しております。

① リスク管理債権の状況＜連結＞

(単位：億円)

債務者区分	前連結会計年度末 (平成20年3月末)	当連結会計年度末 (平成20年9月末)	前連結会計年度末比 増減
破綻先債権額	13	6	△6
延滞債権額	574	847	273
3ヵ月以上延滞債権額	0	0	△0
貸出条件緩和債権額	609	730	120
合計(A)	1,197	1,584	386

貸出金残高(末残)	114,704	112,642	△2,062
貸出金残高比(%)	1.0	1.4	0.4

貸倒引当金(B)	1,118	1,564	446
引当率(B/A×100)(%)	93.4	98.8	5.4

② リスク管理債権の業種別構成＜連結＞

(単位：億円)

	前連結会計年度末 (平成20年3月末)	当連結会計年度末 (平成20年9月末)	前連結会計年度末比 増減
製造業	108	116	7
農・林・漁業	0	0	△0
鉱業	—	3	3
建設業	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	36	34	△2
情報通信業	54	71	16
運輸業	117	295	177
卸売・小売業	37	120	83
金融・保険業	—	31	31
不動産業	466	544	77
各種サービス業	374	366	△8
地方公共団体	—	—	—
合計	1,197	1,584	386

③ 第三セクターに対するリスク管理債権<連結>

(単位：億円)

	前連結会計年度末 (平成20年3月末)	当連結会計年度末 (平成20年9月末)	前連結会計年度末比 増減
破綻先債権	7	2	△4
延滞債権	129	167	38
3ヵ月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	446	578	131
合計(A)	583	748	165

(注) 第三セクターとは、地方公共団体が出資又は拠出を行っている法人（但し、上場企業は除く。）を指しております。

第三セクターに対する貸出金残高 (未残) (B)	10,890	10,316	△573
-----------------------------	--------	--------	------

貸出金残高比率＝(A/B×100) (%)	5.4	7.3	1.9
-----------------------	-----	-----	-----

D B J は、地方公共団体の出資または拠出に係る法人（いわゆる「第三セクター」については、明確な定義がありませんが、以下では地方公共団体が出資または拠出を行っている法人（但し、上場企業は除く。）として整理しております。）が行う鉄軌道事業、空港ターミナル事業、CATV事業、地下駐車場、再開発・国際会議場等の都市開発事業等の公共性・公益性の高いプロジェクトを対象として、社会資本整備促進融資を含む各投融資制度に基づいて投融資を行っております。これらの事業は、民間事業者では実施が困難な投資回収に長期を要する低収益のものが多くなっております。

これらの法人への前連結会計年度末の貸出金残高は1兆890億円（うちリスク管理債権は583億円、貸出金残高比率5.4%、なおD B J 全体のリスク管理債権比率は1.0%）、当連結会計年度末の貸出金残高は1兆316億円（うちリスク管理債権は748億円、貸出金残高比率7.3%、なおD B J 全体のリスク管理債権比率は1.4%）です。

第三セクター向け貸出債権に占めるリスク管理債権の割合が高くなっているのは、第三セクターが行う事業が公共性・公益性が高く、一般的に投資回収に長期を要することに加え、経済低迷の影響で売上実績等が計画を下回った等の理由によるものです。

(5) 金融再生法開示債権の状況（部分直接償却実施後）＜単体＞

金融再生法開示債権は、前事業年度末比412億円増加して1,610億円となりました。

債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が21億円、危険債権が858億円及び要管理債権が730億円となっております。

（単位：億円）

	前事業年度末 (平成20年3月末)	当事業年度末 (平成20年9月末)	前事業年度末比増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	26	21	△5
危険債権	562	858	296
要管理債権	610	730	120
合計(A)	1,198	1,610	412
(参考) 正常債権	116,434	113,695	△2,739
総与信残高（末残）	117,632	115,304	△2,327
総与信残高比（％）	1.0	1.4	0.4
貸倒引当金(B)	1,120	1,566	445
引当率(B/A×100)（％）	93.5	97.3	3.7

○金融再生法開示債権における保全状況（部分直接償却実施後）＜単体＞

① 保全率

（単位：％）

	前事業年度末 (平成20年3月末)	当事業年度末 (平成20年9月末)	前事業年度末比増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0	—
危険債権	96.1	99.9	3.8
要管理債権	88.1	99.5	11.4
開示債権合計	92.1	99.7	7.6

② 信用部分に対する引当率

（単位：％）

	前事業年度末 (平成20年3月末)	当事業年度末 (平成20年9月末)	前事業年度末比増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0	—
危険債権	91.6	99.6	8.0
要管理債権	71.3	98.6	27.3
開示債権合計	82.0	99.3	17.3

③ その他の債権に対する引当率

（単位：％）

	前事業年度末 (平成20年3月末)	当事業年度末 (平成20年9月末)	前事業年度末比増減
要管理債権以外の要注意先債権	8.9	11.6	2.7
正常先債権	0.1	0.1	△0.0

(6) 資産自己査定、債権保全状況（平成20年9月期）＜単体＞

(単位：億円)

債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	非分類～Ⅱ分類		Ⅲ分類	(Ⅳ分類)	貸倒引当金	(参考) 引当金及び担保・保証等によるカバー率	リスク管理債権		
破綻先 実質破綻先 21	破産更生債権およびこれらに準ずる債権 21	うち担保・保証・引当金によるカバー 21 うち引当金 3		引当率 100.0% 引当金は非分類に計上	(部分直接償却) 173	450	100.0%	破綻先債権 6		
破綻懸念先 858	危険債権 858	うち担保・保証・引当金によるカバー 857 うち引当金 447		引当率 99.6% 引当金は非分類に計上	(部分直接償却) 0		99.9%	延滞債権 847		
要管理先債権 822	要管理債権 730	うち担保・保証によるカバー 487	信用部分に対する引当率 98.6%	(部分直接償却) 10		1,115	99.5%	3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権 730		
	正常債権 113,695								債権残高に対する引当率 11.6%	
要注意先 6,752									債権残高に対する引当率 0.1%	
正常先 106,850										
債権残高合計 115,304	開示債権合計 115,304				貸倒引当金合計 1,565	債権残高に対する引当率 1.4%	リスク管理債権 1,584			

(注) 1. 「要管理債権」は、個別貸出金ベースで、リスク管理債権における3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に一致します。

「要管理先債権」は、「要管理債権」を有する債務者に対する総与信額です。

2. リスク管理債権の合計額と金融再生法開示債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに要管理債権の合計額の差額は、金融再生法開示債権に含まれる貸出金以外の債権額です。

3. 要管理債権及び危険債権のⅣ分類は、実質破綻先及び破綻先から債務者区分が上方遷移した取引先に対するものです。

3. 連結自己資本比率（国際統一基準）

DBJは、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、自己資本比率告示に基づく自己資本比率（バーゼルⅡ／標準的手法、国際統一基準）を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。なお、DBJはマーケット・リスク規制を導入しておりません。

連結自己資本額は、分母の信用リスク・アセットにて計測していたものの一部を当連結会計年度より分子の自己資本控除に変更する処理を行ったことに伴う自己資本控除の増加等により1兆7,426億円となりました。

リスク・アセット等は、上記変更や貸出金の減少等による信用リスク・アセットの減少に伴い、前連結会計年度比1兆9,393億円減少して合計8兆2,011億円となりました。

以上の結果、連結自己資本比率（国際統一基準）は、前連結会計年度比0.60ポイント上昇し21.25%となりました。

（単位：億円）

	前連結会計年度 (平成20年3月期)	当連結会計年度 (平成20年9月期)	前連結会計年度増減
(1) 基本的項目 (Tier 1)			
資本金	12,722	12,722	—
利益剰余金	8,600	8,303	△296
連結子会社の少数株主持分	35	30	△5
社外流出予定額 (△)	△10	—	10
その他有価証券の評価差損 (△)	—	△12	△12
計 ①	21,348	21,044	△304
(2) 補完的項目 (Tier 2)			
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	55	—	△55
一般貸倒引当金	865	1,114	249
計	921	1,114	193
うち自己資本への算入額 ②	921	1,025	104
(3) 控除項目 ③	1,330	4,642	3,312
(4) 自己資本額＝①＋②－③ ④	20,939	17,426	△3,513
(5) リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額	99,625	80,260	△19,365
オペレーショナル・リスク相当額に係る額／8%	1,778	1,750	△28
計 ⑤	101,404	82,011	△19,393
連結自己資本比率 (国際統一基準)＝④÷⑤ (%)	20.65	21.25	0.60
Tier 1 比率 (%)	21.05	25.66	4.61

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当行は、新DBJ法附則第9条の規定に基づき、DBJの財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、DBJの一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して平成20年10月1日に設立されており、有価証券届出書提出日現在において初年度の決算が確定しておらず、「設備投資等の概要」については特記する情報がないため記載しておりません。

なお、参考として、DBJの平成20年度における「設備投資等の概要」を以下に記載します。

（平成20年度設備投資等の概要）

当連結会計年度においては、DBJにおける業務の効率化等のための既存店舗等の改修、事務機器の新設・更新等を中心に合計262百万円の設備投資を行いました。

なお、当連結会計年度において、主要な設備の除却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当行は、新DBJ法附則第9条の規定に基づき、DBJの財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、DBJの一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して平成20年10月1日に設立されており、有価証券届出書提出日現在において初年度の決算が確定しておらず、「主要な設備の状況」については特記する情報がないため記載しておりません。

なお、参考として、DBJの平成20年度末（平成20年9月30日）における「主要な設備の状況」を以下に記載します。

（平成20年度主要な設備の状況）

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

（平成20年9月30日現在、従業員数は同年12月31日現在）

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
				面積（㎡）	帳簿価額（百万円）				
当行 又は DB J	本店	東京都千代田区	事務室等	4,645 (859)	14,666	4,799	146	19,612	828
	北海道支店	札幌市中央区		—	—	68	12	81	28
	東北支店	仙台市青葉区		—	—	31	10	42	31
	新潟支店	新潟市中央区		—	—	8	5	14	13
	北陸支店	石川県金沢市		—	—	4	4	8	14
	東海支店	名古屋市中区		—	—	9	11	21	20
	関西支店	大阪市中央区		—	—	84	32	117	42
	中国支店	広島市中区		—	—	15	8	24	21
	四国支店	香川県高松市		—	—	5	6	12	15
	九州支店	福岡市中央区		—	—	6	10	17	23
	南九州支店	鹿児島県鹿児島市		—	—	13	5	18	11
	その他の施設	東京都練馬区ほか	事務室・舎宅等	167,735 (3,063)	5,673	9,840	67	15,582	24

- （注） 1. 主要な設備の大部分は、店舗、事務室等であるため、一括計上しております。
2. 土地面積欄の（ ）内は、借地の面積（内書き）であり、その年間賃借料は建物も含め364百万円であります。
3. 動産は、事務機械14百万円、その他309百万円であります。
4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
5. その他の施設における従業員は、国内事務所、海外駐在員事務所等に勤務する者です。

3 【設備の新設、除却等の計画】

平成20年12月31日現在において計画中である主要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設・改修

会社名	店舗名その他	所在地	区分	事業の別	設備の内容	投資予定額(百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
						総額	既支払額			
当行	本店	東京都千代田区	改修・更新等	銀行部門	事務室等	260	52	自己資金	平成20年10月	平成21年3月
当行	本店	東京都千代田区	新設・改修	銀行部門	情報システム機器等	931	21	自己資金	平成20年10月	平成21年3月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 売却

平成20年12月31日現在において計画中である重要な設備の除却等は該当ありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	40,000,000	—	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容になんら限定のない、当行における標準となる株式であります。なお、当行は種類株式発行会社ではありません。また単元株式数は定めておりません。
計	40,000,000	—	—

(注) DBJは新DBJ法附則第9条の規定に基づき、平成20年10月1日付で当行にその財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資しており、それにより取得した株式（40,000,000株）をDBJへの出資者である政府に無償譲渡しております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年10月1日	40,000	40,000	1,000,000	1,000,000	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 発行済株式総数、資本金の増加は会社設立によるものであります。

なお、DBJは新DBJ法附則第9条の規定に基づき、平成20年10月1日付で当行にその財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資しており、それにより取得した株式をDBJへの出資者である政府に無償譲渡しております。

2. 資本準備金につきましては、当行定款附則第2条の規定に基づき、同法附則第16条第1項に定める評価委員が評価する資産の価額から負債の価額を差し引いた財産の価額から資本金1兆円を差し引いた金額であります。なお、平成21年1月28日に開催されました株式会社日本政策投資銀行資産評価委員会（第3回会合）において、当行に承継された資産の価額（平成20年10月1日時点）が決定されました。当該資産の価額から負債の価額を差し引いた財産の価額から資本金1兆円を差し引いた金額は、1,157,715百万円となっております。

(5) 【所有者別状況】

平成20年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数　一株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	1	－	－	－	－	－	－	1	－
所有株式数 （単元）	40,000,000	－	－	－	－	－	－	40,000,000	－
所有株式数の 割合（％）	100.00	－	－	－	－	－	－	100.00	－

（注）定款において1単元の株式数の定めが無いことから、株式数をもって単元数としております。

(6) 【大株主の状況】

平成20年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	40,000	100.00
計	—	40,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の個数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 40,000,000	40,000,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式 40,000,000	—	—
総株主の議決権	—	40,000,000	—

（注）議決権の個数については、定款において1単元の株式数の定めが無いことから、株式数をもって議決権の個数としております。

② 【自己株式等】

該当ありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当ありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当ありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当ありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当ありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当ありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当ありません。

3 【配当政策】

当行は、剰余金の配当を年1回行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当決定機関は、株主総会であります。

当行の定款において「期末配当の基準日は、毎年3月31日とする」旨定められております。

当行の配当政策といたしましては、「投融資一体型金融サービス」の提供という当行独自のビジネスモデルを軌道に乗せ、確固たる収益基盤を確立することで、適切に決定してまいります。

なお、実際の配当時期や配当水準につきましては、新D B J法第20条の規定により、財務大臣の認可事項となっております。

(参考) 新D B J法

第二十条 (定款の変更等)

会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)、合併、会社分割及び解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

当行株式は金融商品取引所に上場されておりません。又店頭売買有価証券として金融商品取引業協会に登録されておりません。よって該当ありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

当行株式は金融商品取引所に上場されておりません。又店頭売買有価証券として金融商品取引業協会に登録されておりません。よって該当ありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)	社長 執行役員	室伏 稔	昭和6年9月22日生	昭和31年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成2年6月 同社代表取締役社長 平成8年6月 同社代表取締役会長兼社長 平成10年4月 同社代表取締役会長 平成12年6月 同社取締役会長 平成16年6月 同社相談役 平成19年10月 日本政策投資銀行総裁 平成20年10月 当行代表取締役社長執行役員 (現職)	(注)1	—
取締役 副社長 (代表取締役)	副社長 執行役員	藤井 秀人	昭和22年12月13日生	昭和46年4月 大蔵省入省 平成18年7月 財務事務次官 平成19年10月 日本政策投資銀行副総裁 平成20年10月 当行代表取締役副社長執行役員 (現職)	(注)1	—
取締役 副社長 (代表取締役)	副社長 執行役員	荒木 幹夫	昭和23年3月23日生	昭和46年7月 日本開発銀行入行 平成11年10月 日本政策投資銀行産業・技術 部長 平成12年3月 同行総務部長 平成14年6月 同行理事 平成18年10月 同行副総裁 平成20年10月 当行代表取締役副社長執行役員 (現職)	(注)1	—
取締役	常務 執行役員	多賀 啓二	昭和25年7月25日生	昭和48年4月 日本開発銀行入行 平成11年10月 日本政策投資銀行都市開発部 長 平成14年6月 同行総務部長 平成16年6月 同行理事 平成20年10月 当行取締役常務執行役員 (現職)	(注)1	—
取締役	常務 執行役員	竹内 洋	昭和24年7月14日生	昭和48年4月 大蔵省入省 平成17年8月 財務省関税局長 平成18年8月 日本政策投資銀行理事 平成20年10月 当行取締役常務執行役員 (現職)	(注)1	—
取締役	常務 執行役員	柳 正憲	昭和25年10月6日生	昭和49年4月 日本開発銀行入行 平成11年10月 日本政策投資銀行秘書役 平成12年6月 同行交通・生活部長 平成14年4月 同行総合企画部長 平成16年6月 同行関西支店長 平成18年10月 同行理事 平成20年10月 当行取締役常務執行役員 (現職)	(注)1	—
取締役	常務 執行役員	高橋 洋	昭和29年9月3日生	昭和52年4月 日本開発銀行入行 平成13年6月 日本政策投資銀行プロジェク トファイナンス部長 平成15年6月 同行環境・エネルギー部長 平成17年6月 同行人事部長 平成19年6月 同行理事 平成20年10月 当行取締役常務執行役員 (現職)	(注)1	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	—	三村 明夫	昭和15年11月2日生	昭和38年4月 富士製鐵株式會社入社 平成12年4月 新日本製鐵株式會社代表取締役副社長 平成15年4月 同社代表取締役社長 平成17年5月 社団法人日本經濟団体連合会副会長（現職） 平成20年4月 新日本製鐵株式會社代表取締役会長（現職） 平成20年10月 当行取締役（現職）	(注)1	—
取締役	—	植田 和男	昭和26年9月20日生	昭和55年7月 ブリティッシュコロンビア大学経済学部助教授 昭和57年4月 大阪大学経済学部助教授 平成元年4月 東京大学経済学部助教授 平成5年3月 同大学経済学部教授 平成10年4月 日本銀行政策委員会審議委員 平成17年4月 東京大学経済学部教授（現職） 平成20年10月 当行取締役（現職）	(注)1	—
常勤監査役	—	井上 毅	昭和27年4月4日生	昭和51年4月 日本開發銀行入行 平成12年6月 日本政策投資銀行秘書役 平成14年5月 同行産業・技術部長 平成16年6月 同行東北支店長 平成18年6月 同行監事 平成20年10月 当行常勤監査役（現職）	(注)2	—
常勤監査役	—	進藤 哲彦	昭和28年4月18日生	昭和52年4月 日本開發銀行入行 平成13年6月 日本政策投資銀行業務調整部長 平成14年4月 同行事業再生部長 平成16年6月 同行総務部長 平成19年6月 同行理事 平成20年10月 当行常勤監査役（現職）	(注)2	—
常勤監査役	—	齋藤 博	昭和22年4月13日生	昭和45年4月 大藏省入省 平成11年7月 同省東京税関長 平成12年7月 地域振興整備公団理事 平成16年6月 日本証券金融株式会社代表取締役副社長 平成20年10月 当行監査役（現職）	(注)2	—
監査役	—	伊藤 眞	昭和20年2月14日生	昭和46年6月 名古屋大学法学部助教授 昭和58年10月 一橋大学法学部助教授 昭和60年4月 同大学法学部教授 平成5年4月 東京大学大学院法学政治学研究科教授 平成19年4月 早稲田大学大学院法務研究科客員教授（現職） 平成19年4月 長島・大野・常松法律事務所顧問（現職） 平成19年6月 東京大学名誉教授 平成19年7月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成20年10月 当行監査役（現職）	(注)2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	—	八田 進二	昭和24年8月3日生	昭和62年4月 富山女子短期大学商経学科 助教授 平成2年4月 駿河台大学経済学部助教授 平成6年4月 同大学経済学部教授 平成13年4月 青山学院大学経営学部教授 平成16年2月 金融庁企業会計審議会委員 (現職) 平成17年1月 金融庁企業会計審議会内部統 制部会部会長 (現職) 平成17年4月 青山学院大学大学院会計プロ フェッション研究科教授 (現職) 平成18年6月 エーザイ株式会社取締役 (現職) 平成20年10月 当行監査役 (現職)	(注)2	—
計						—

- (注) 1. 任期は、平成20年10月1日から平成20年度に関する定時株主総会の終結の時までであります。
2. 任期は、平成20年10月1日から平成23年度に関する定時株主総会の終結の時までであります。
3. 取締役 三村 明夫及び植田 和男は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役 齋藤 博、伊藤 眞及び八田 進二は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 当行では執行役員制度を導入しており、その構成は以下のとおりであります（取締役を兼務する執行役員を除く）。

常務執行役員7名 石井 欽、石森 亮、薄井 充裕、加納 望、小島 康壽、長岡 久人、平田 憲一郎
 なお、上記のほか、取締役のうち、7名は執行役員を兼務しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

○コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は「投融資一体型の金融サービス」を提供する経営における考え方として「企業理念」を定め、企業活動を行う上での拠りどころと位置づけております。

（企業理念）

「金融力で未来をデザインします

ー私たちは創造的金融活動による課題解決でお客様の信頼を築き、豊かな未来を、ともに実現していきますー」

（固有の特性）

企業理念の実現を支えるため、当行の固有の特性として以下の点を堅持して行きます。

①志

当行の共有する価値観＝DNAである「長期性」、「中立性」、「パブリックマインド」、「信頼性」を核とした基本姿勢

②知的資産

当行が培ってきた経験及びノウハウから生まれる産業調査力、金融技術力、R&D(研究開発)力などの知的資産

③ネットワーク

当行が築いてきたお客様、地方自治体、金融機関等とのリレーションに基づくネットワーク

また、企業理念の実現に向けて、以下の基準に従って業務を遂行いたします。

- ① お客様の信頼の創造・確立
- ② 法令等遵守
- ③ 反社会的勢力の徹底的排除
- ④ 安心な金融サービスの提供
- ⑤ リスク管理の徹底
- ⑥ 利益相反防止

○コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

（1）会社の機関の内容

当行においては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンス強化の観点から、社外取締役を選任しております。

また、経営会議の諮問機関として、アドバイザリー・ボードを設置し、当行の経営戦略をはじめ経営全般に対して独立した立場から助言を頂きます。

更に、取締役会の諮問機関として、社外取締役を構成員に含む報酬委員会を設置し、取締役の報酬制度等について審議いたします。

＜取締役会及び取締役＞

取締役会は9名で構成しております。経営の透明性確保等の観点より、そのうち2名を社外取締役としております。

なお、社外取締役は以下の2名であります。

三村 明夫（新日本製鐵株式会社代表取締役会長）

植田 和男（東京大学経済学部教授）

＜監査役会及び監査役＞

監査役会は5名の監査役で構成しております。

会社法の規定に基づき、5名のうち過半数（3名）を社外監査役としております。なお、常勤監査役は3名で、うち1名を社外監査役としております。

社外監査役を含む監査役の職務を補助するために、監査役会の指揮の下に、監査役室を設置し、専任のスタッフを配属しております。

なお、社外監査役は以下の３名であります。

齋藤 博（元日本証券金融株式会社代表取締役副社長）（社外常勤監査役）

伊藤 眞（早稲田大学大学院法務研究科客員教授・弁護士）

八田 進二（青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授）

<業務監査委員会>

取締役会より内部監査に関する重要事項を決定及び審議する権限を委任される機関として業務監査委員会を設置しております。

<経営会議>

取締役会より業務執行の決定権限等を委任される機関として経営会議を設置しております。

経営会議は、経営に関する重要事項を決定いたします。

<経営会議傘下の委員会等>

経営会議の傘下の機関として、委員会等を設置し各分野の専門的事項について決定（取締役会、経営会議にて決定されるものを除く。）及び審議を行っております。

なお、委員会等の概要は以下のとおりです。

①ALM・リスク管理委員会

当行のポートフォリオのリスク管理及びALM運営に関する重要事項の決定及び審議

②一般リスク管理委員会

法令等遵守、顧客保護等管理、オペレーショナルリスク管理、システムリスク管理等に関する重要事項の決定及び審議

③投融資決定委員会

投融資案件及び投融資管理案件に関する決定

④新商品等審査会

新商品の取扱又は新業務の取組の開始に関する決定及び審議

⑤投融資審議会

投融資案件の事前審議及びモニタリング

⑥海外業務委員会

海外業務に関する戦略等の重要事項の審議

⑦基幹業務・システム再構築プロジェクト委員会

システム再構築等に関する重要事項の審議

<アドバイザリー・ボード>

当行の経営全般に対する助言等を行う、経営会議の諮問機関としてアドバイザリー・ボードを設置しております。

アドバイザリー・ボードは次の社外有識者及び社外取締役により構成されております。

①社外有識者（五十音順、敬称略）

小川 是（株式会社横浜銀行頭取、社団法人全国地方銀行協会会長）

上條 清文（東京急行電鉄株式会社代表取締役会長）

橘・フクシマ・咲江（コーン・フェリー・インターナショナル株式会社日本担当代表取締役社長）

張 富士夫（トヨタ自動車株式会社代表取締役会長）

橋本 徹（前ドイツ証券株式会社会長、みずほフィナンシャルグループ名誉顧問）

②社外取締役

三村 明夫（新日本製鐵株式会社代表取締役会長）

植田 和男（東京大学経済学部教授）

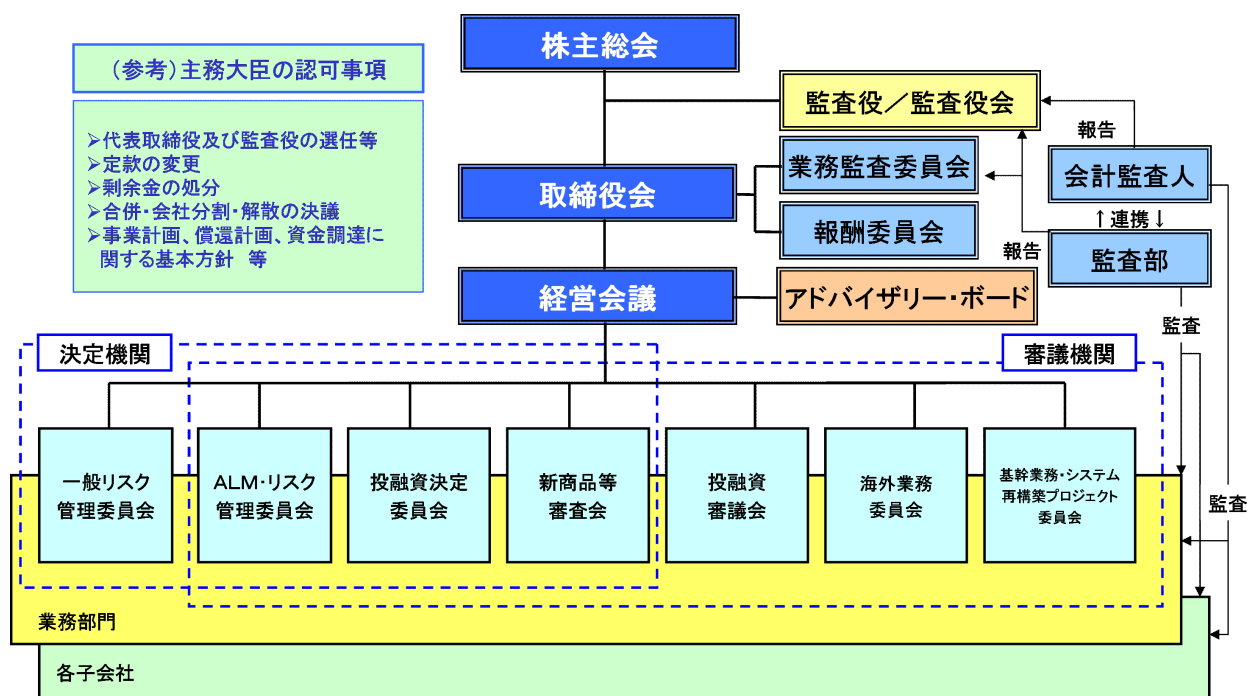
<主務大臣の認可事項>

新DBJ法により、当行は財務大臣の認可を受けなければならないものが規定されております。

主な認可事項は以下のとおりです。

- 代表取締役及び監査役の選任等
- 取締役の兼職
- 定款の変更
- 剰余金の処分
- 合併・会社分割・解散の決議
- 事業計画、償還計画、資金調達に関する基本方針 等

以上の業務執行・監督等の仕組みを図にいたしますと、以下のとおりであります。



<執行役員制度>

業務執行に関する責任の明確化及び意思決定の迅速化を図るべく、当行においては執行役員制度を導入しております。常務執行役員7名（取締役兼務者を除く。）が取締役会において決定した担当職務を執行いたします。

(2) 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

当行は、執行部門から独立した取締役社長直属の部署として監査部を設置し、当行の業務運営全般にかかる法令等遵守、リスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性について検証を行い、その評価及び改善のための提言を実施しております。

監査計画、監査報告等の内部監査に関する重要事項については、業務監査委員会で審議決定され、取締役会に報告される仕組みとなっております。

なお、平成20年12月31日現在の監査部の人員は20名となっております。

監査役会及び監査役は、監査方針及び監査計画に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役等からの業務執行状況等の聴取、重要書類の閲覧、支店の往査等を行っております。

当行の会計監査人として、監査法人トーマツが選任されております。

また、当行では、監査役、監査部及び会計監査人は、定期的ないし必要に応じて意見・情報交換を行い、有効かつ適切な監査を行うための連携に努めております。

(3) 内部統制システムの整備の状況

当行においては、業務の健全性を確保するために、会社法に基づき当行の業務の適正を確保するための態勢（内部統制システム）を「内部統制基本方針」として取締役会において定めております。

具体的には、法令等遵守態勢、リスク管理態勢、内部監査態勢等を当行の経営上重要な課題として位置づけ、各規程類の制定、担当部署の設置その他態勢の整備を行っております。

「内部統制基本方針」（全文）

（目的）

第1条 本方針は、会社法（以下「法」という。）第362条第4項第6号、同第5項、同法施行規則（以下「施行規則」という。）第100条第1項及び同第3項の規定に則り、当行の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備について定めるものである。

（取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

第2条 取締役及び取締役会は、法令等遵守が当行の経営における最重要課題の1つであることを認識し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための基本方針として、企業理念及び法令等遵守基本方針を定める。

2. コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラム及び内部規程類の制定等を通じて、役職員が法令等を遵守することを確保するための態勢を整備する。

3. 法令等遵守の推進及び管理にかかる委員会や法令等遵守を担当する役員及び統括部署を設置する。

4. 法令等に違反する行為及び法令等遵守の観点から留意を要する事項を早期に把握し解決するために、コンプライアンス・ホットライン制度を設置する。

5. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断するための態勢を整備する。

6. 取締役会は、法令等遵守を含む内部管理態勢等にかかる内部監査基本方針を定め、業務執行にかかる部署から独立した内部監査部署から監査結果について適時適切に報告を受ける。

（取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制）

第3条 取締役の職務の執行にかかる情報については、適切に保存及び保管を行い、また、必要に応じて閲覧が可能となるようにする。

（損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

第4条 経営の健全性を確保するため、業務遂行において生じる様々なリスクの特性に応じて、リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールからなるリスク管理プロセスにより適切にリスクを管理する。

2. 統合的リスク管理のための管理態勢を整備する。リスク管理に係る委員会やリスク管理を担当する役員及び担当部署を設置する。

3. リスクを以下に分類したうえで、それぞれのリスク管理方針を定める。

①信用リスク、②投資リスク、③カントリーリスク、④市場性信用リスク、⑤市場リスク、⑥市場流動性リスク、⑦資金流動性リスク、⑧決済リスク、⑨オペレーショナルリスク

4. 上記のリスクを可能な限り統一的な手法により計量化したうえで、リスクガイドラインを定めて管理を行う。

5. 災害発生時に伴う経済的損失及び信用失墜等を最小限に留めるとともに、危機事態における業務継続及び迅速な通常機能の回復を確保するために必要な態勢を整備する。

6. 取締役会は、リスク管理を含む内部管理態勢等にかかる内部監査基本方針を定め、内部監査部署から監査結果について適時適切に報告を受ける。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

第5条 取締役会は、経営計画を策定し、適切に経営管理を行う。

2. 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関又は一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。

3. 取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等にかかる規程類の整備を行い、職務執行を適切に分担する。

4. 意思決定の迅速化を図るため執行役員制度を導入し、その責任及び役割等については執行役員規程等に従うものとする。

(当行及びその子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)

第6条 取締役会は、企業理念を制定し、当行グループとしての業務の適正を確保する。

2. 取締役会は、子会社等の業務の規模や特性に応じて、その業務運営を適正に管理し、法令等遵守、顧客保護及びリスク管理等の観点から適切な措置を取る。

3. 取締役会は、子会社等の間で業務運営に関する報告及び指導等の管理態勢を整備する。

4. 内部監査部署は法令等の範囲内で必要に応じて子会社等に対する内部監査を実施し、取締役会に監査結果を適時適切に報告する。

(監査役の職務を補助する使用人に関する体制)

第7条 監査役の職務を補助する専属の組織として、監査役の求めに応じて、監査役室を設置し監査役会の指揮の下におく。

(監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項)

第8条 監査役の職務を補助する使用人の人事など当該使用人の独立性に関する事項は、監査役会の意向を尊重する。

(取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制)

第9条 取締役及び使用人は、当行の業務執行の状況その他必要な情報を監査役に報告する。

2. 取締役及び使用人が当行の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し当該事項を報告する。

3. 監査役は、職務の遂行に必要となる事項について、取締役及び使用人に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は当該事項を報告する。

(その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

第10条 監査役は取締役会に出席する他、経営会議その他重要な会議に出席することができ、必要に応じて意見を述べることができる。

2. 代表取締役は、監査役と定期的又は監査役の求めに応じ意見交換を行うとともに、監査役の監査環境の整備に協力する。

3. 内部監査部門は、監査役との間で内部監査計画の策定、内部監査結果等について、定期的又は監査役の求めに応じて意見交換及び連携を図る。

4. 取締役及び使用人は、監査役が行う監査活動に協力し、監査役会規程及び監査役監査基準その他に定めのある事項を尊重する。

5. 取締役及び使用人は、会計監査の適正性及び信頼性確保のため、会計監査人が独立性を保持できる態勢の整備に協力する。

(4) 法令等遵守（コンプライアンス）態勢及びリスク管理態勢

法令等遵守及びリスク管理態勢として、具体的に以下のとおり取り組んでおります。

<法令等遵守態勢>

法令等遵守が当行の経営における最重要課題の一つであることを認識し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための基本方針として、企業理念、法令等遵守基本方針及び法令等の遵守に関する規程を定めております。

コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラム等の制定を通じて役職員が法令等を遵守することを確保するとともに、コンプライアンスを推進する専門委員会として一般リスク管理委員会及び統括部署である法務・コンプライアンス部を設置し、法令等遵守の徹底に取り組んでおります。

① 法令等の遵守に関する規程

当行では、法令等の遵守に関する規程を、以下のように定めています。

○役職員は、当行の社会的使命及び銀行の公の責任を深く自覚し、かつ個々の違法行為及び不正な業務が当行全体の信用の失墜を招き、新DBJ法に定める当行の目的の履行に多大な支障を来すことを十分認識し、常に法令等を遵守した適切な業務を行わなければならない。

○役職員は、業務の適法性及び適切性に関して当行が国民に対する説明責任を有することを十分自覚して、業務を行わなければならない。

② 法令等遵守態勢

当行では、法令等の遵守に関連する事項の企画・立案及び法令等の遵守の総合調整を行う統括セクションとして法務・コンプライアンス部を設置しています。また、法令等遵守に関する決定機関として一般リスク管理委員会を設置し、法令等遵守の実践状況の把握や行内体制の改善等について審議しています。

<リスク管理態勢>

当行の経営の健全性及び信用力の維持を図るため、業務遂行において生じる様々なリスクの特性に応じて、リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールからなるリスク管理プロセスにより適切にリスクを管理するべく、統合的リスク管理方針を定めております。

統合的リスク管理に係る専門委員会としてALM・リスク管理委員会及び担当部署としてALM・リスク統括部を設置し体系的なリスク管理を行っております。

(5) 社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役である三村明夫氏は新日本製鐵株式會社の代表取締役会長ですが、当行との間に特別な利害関係はありません。なお、当行は、新日本製鐵株式會社との通常の営業取引があります。

その他の社外取締役及び社外監査役と、当行の間に特別な利害関係はありません。

当行は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しております。

(6) 社外取締役及び社外監査役との間の会社法第427条第1項に規定する契約（責任限定契約）の概要

当行は、定款において社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社外取締役は会社法第425条1項各号の合計額、社外監査役は会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結しております。

(7) 取締役の定数

当行の取締役は、13名以内とする旨を定款で定めております。

(8) 取締役の選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(9) 取締役及び監査役の責任減免

当行は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

(10) 株主総会の特別決議要件

当行は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

○ リスク管理態勢の整備の状況について

金融の自由化、コンピュータ技術の発達にともなう金融の機械化の推進、金融技術の革新等により、金融機関の抱えるリスクはますます多様化・複雑化しています。

また、当行の業務におけるリスクも例外ではなく、リスク管理の果たす役割は従来にも増して重要なものとなってきました。当行では、経営の健全性・安全性を確保しつつ企業価値を高めていくために、業務やリスクの特性に応じてリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題として認識し、リスク管理態勢の整備に取り組んでいます。

当行の統合リスク管理という観点においては、担当取締役の業務職掌のもと、ALM・リスク統括部において、当行全体のリスク量総枠を一定の目標水準にコントロールするとともに、各リスクカテゴリー別にリスクガイドラインを設定した統合リスク管理を行っております。

① リスク管理態勢

当行では、業務を継続的に遂行する前提となる財務の健全性維持と業務の効率性改善の両立を図るため、リスク管理を行っています。具体的には、管理すべきリスクの管理部門を明確化し、リスクカテゴリーごとの適切な管理を進めるとともに、ALM・リスク統括部を統括部門とするリスク管理態勢を構築しています。ALM・リスク管理委員会は、総合的なリスク管理に関する基本方針を定めるとともに、各リスクについて定期的にモニタリングを行っています。

② 信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。信用リスク管理には、個別案件の与信管理及び銀行全体としてのポートフォリオ管理が必要です。

[個別案件の与信管理]

当行は、投融資にあたっては、事業主体のプロジェクト遂行能力や、プロジェクトの採算性などを中立・公平な立場から審査しているほか、債務者格付制度を設けています。また当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、自主的に資産の自己査定を実施し、信用リスクの適時かつ適切な把握に努めています。「債務者格付」及び「資産自己査定」の結果は監査法人の監査を受けるほか、ALM・リスク管理委員会に報告され、信用リスクや与信額の限度に応じた債務者のモニタリングに活用されています。

当行では、個別案件の審査・与信管理にあたり、営業担当部署と審査部署を分離し、相互に牽制が働く態勢としています。また、投融資決定委員会を開催し、個別案件の管理・運営における重要事項を審議しています。これらの相互牽制機能により、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

I. 債務者格付制度

当行の債務者格付は、取引先等の信用状況を効率的に把握する方法として、「評点格付」と「債務者区分」を統合した信用度の尺度を用いて実施しています。

「評点格付」とは、業種横断的な指標・評価項目を選択し、取引先等の信用力を定量・定性の両面からスコアリングにより評価するものです。一方、「債務者区分」とは、一定の抽出事由に該当した債務者について、実態的な財務内容、資金繰り、債務返済の履行状況等により、その返済能力等を総合的に判断するものです。

Ⅱ．資産自己査定制度

資産自己査定とは、債務者格付と対応する債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、回収の危険性、又は価値の毀損の危険性の度合に応じて資産の分類を行うことであり、適時かつ適切な償却・引当等を実施するためのものです。

〔ポートフォリオ管理〕

ポートフォリオ管理については、債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測しています。信用リスク量は、一定の与信期間に発生すると予想される損失額の平均値である期待損失（E L：Expected Loss）と、一定の確率で生じ得る最大損失からE Lの額を差し引いた非期待損失（U L：Unexpected Loss）によって把握され、E LとU Lの計測結果をA L M・リスク管理委員会に報告しています。

こうしたモニタリングや対応方針の検討を通じて、リスクの制御及びリスクリターンの改善について鋭意検討を進めています。

③ 市場リスク・流動性リスク管理

〔市場リスク〕

市場リスクとは、金利・為替・株式など、市場のさまざまなリスク要因の変動により、保有する資産・負債（オフバランス取引を含む。）の価値が変動し損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、当行では主に金利リスクと為替リスクに大別されます。

Ⅰ．金利リスク

金利リスクとは、金利の変動に伴い損失を被るリスクのことで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないしは損失を被るリスクです。

当行は、融資（バンキング）業務に付随する金利リスクに関し、キャッシュフロー・ラダー分析（ギャップ分析）、V a R（Value at Risk）、金利感応度分析（Basis Point Value）等に基づいたリスク量の計測・分析を実施しています。また、この融資業務の金利リスクに関連し、ヘッジ目的に限定した金利スワップを一部行っています。なお、当行はトレーディング（特定取引）業務を行っていませんので、同業務に付随するリスクはありません。

Ⅱ．為替リスク

為替リスクとは、外貨建資産・負債についてネットベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスクです。当行の為替リスクは外貨建融資及び外貨建債券発行により発生します。これについては、通貨スワップ等を利用することによりリスクヘッジを行っています。なお、スワップにともなうカウンターパーティリスク（スワップ取り組み相手が義務を履行できなくなるリスク）については、スワップ取り組み相手の信用力を常時把握するとともに、複数機関に取引を分散させることにより管理を行っています。

〔流動性リスク〕

流動性リスクとは、運用と調達の間期のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金流動性リスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）があります。

当行における資金調達は主に、預金をはじめとする短期資金ではなく、社債や長期借入金に加え、国の財政投融资計画に基づく財政融資資金、政府保証債などの長期・安定的な資金に依拠しています。

また、不測の短期資金繰り調整等に備え、手元資金は安全性と流動性を勘案した短期資金を中心としているほか、複数の民間金融機関との間で当座貸越枠の設定等も行っています。

さらに、日銀決済のR T G S（Real Time Gross Settlement：1取引ごとに即時に決済を行う方式）を活用して営業時間中の流動性を確保するとともに、決済状況について適切な管理を実施しています。

当行では、信用リスクのみならず、市場リスク・流動性リスクについても、A L M・リスク管理委員会において審議を行っています。

④ オペレーショナルリスク管理

当行では、内部プロセス・人・システムが不適切若しくは機能しないこと、又は外的事象が生起することから生じる損失に係るリスクを、オペレーショナルリスクと定義しています。当行においては、リスク管理態勢の整備等の取り組みを通じて、リスクの削減と顕在化の防止に努めています。

オペレーショナルリスク管理については、一般リスク管理委員会において審議を行います。

オペレーショナルリスク管理のうち、特に事務リスク管理及びシステムリスク管理については、以下のとおりです。

[事務リスク管理]

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。当行においては、マニュアルの整備、事務手続きにおける相互チェックの徹底、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めています。

[システムリスク管理]

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動などシステムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを指します。当行においては、適切なシステムリスク管理のために次のような内部態勢を整備しています。

「セキュリティポリシー」及び「総合的リスク管理方針」に基づき「システムリスク管理規程」を制定し、一般リスク管理委員会においてシステムリスク管理に関する事項について審議を行います。また、システムリスク管理を一元的に行うために、システムリスク管理部門を設置し、各本店における安全対策実施の責任者としてシステムリスク管理者を置くことで全行的な遵守体制を構築しています。

具体的なシステムリスク管理策としては、システム運用管理のベストプラクティスであるITIL (Information Technology Infrastructure Library) に準拠した運用管理体制の整備、システム企画開発手順の標準化による障害の未然防止及び信頼性の向上、アクセス権限及びパスワード管理による不正利用の防止、情報資産管理の徹底による情報漏洩の防止等、各種対策を推進しています。また、主要システムについては、ハードウェア／ソフトウェア／ネットワークの冗長化を行っていることに加え、遠隔地にバックアップセンターを構築し、「業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）マニュアル」を策定して障害や災害の発生に備えています。

○ 役員報酬の内容について

(1) 取締役報酬の内容等

当行は、新DBJ法附則第9条の規定に基づき、DBJの財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、DBJの一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して平成20年10月1日に設立されており、有価証券届出書提出日現在において第1期の決算が確定しておらず、「取締役報酬の内容等」については実績情報がないため記載しておりません。

なお、参考として、DBJの第10期（平成20年度）における「役員報酬の内容」を以下に記載します。

<第10期（平成20年度）>

当事業年度における、DBJの役員に対する報酬実績は以下のとおりであります。

DBJにおける役員報酬額

役員（16名）の年間報酬額	129百万円
---------------	--------

（注）役員報酬は、当事業年度においてDBJの役員（総裁、副総裁、理事、監事）に対し、DBJが支払った役員報酬額の合計を記載しております。

(2) 当行における役員報酬の決定方針

当行の取締役及び監査役の報酬は、株主総会で承認された各報酬総額の範囲内において、以下のとおり決定しております。

①取締役

取締役の報酬は、取締役の報酬に関する社会的動向、当行の業績、職員給与との衡平その他報酬水準の決定に際し斟酌すべき事項を勘案の上、取締役の職位及び職責に応じて決定しております。

②監査役

監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。

○監査報酬の内容について

当行は、新DBJ法附則第9条の規定に基づき、DBJの財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、DBJの一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して平成20年10月1日に設立されており、有価証券届出書提出日現在において初年度の決算が確定しておらず、「監査報酬の内容等」については特記する情報がないため記載しておりません。

なお、参考として、DBJの平成20年度における「監査報酬の内容について」を以下に記載します。

<平成20年度>

当連結会計年度における、DBJ及びDBJ連結子会社の監査法人トーマツに対する公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬及びその他の報酬は以下のとおりであります。

第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	86百万円
うち監査契約に基づく監査証明に係る報酬	69百万円
その他の報酬	5百万円

第5【経理の状況】

当行は、新DBJ法附則第9条の規定に基づき、DBJの財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、DBJの一切の権利及び義務を承継して平成20年10月1日に設立されており、有価証券届出書提出日現在において初年度の決算が確定しておらず、「経理の状況」については特記する情報がないため記載しておりません。

なお、参考として、DBJの平成20年度及び平成20年度末（平成20年9月30日）における「経理の状況」について「2財務諸表等」の「(3)その他」に記載します。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

該当ありません。

(2)【その他】

該当ありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

該当ありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

該当ありません。

(3) 【その他】

①DBJの連結財務諸表及び財務諸表について

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) DBJの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、前連結会計年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）は改正前の連結財務諸表規則に基づき作成し、当連結会計年度（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）は改正後の連結財務諸表規則に基づき作成しております。

なお、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「長期信用銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第13号）に準拠しております。

(2) DBJの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、前事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）は改正前の財務諸表等規則に基づき作成し、当事業年度（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）は改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

なお、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「長期信用銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第13号）に準拠しております。

2. 監査証明について

DBJは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前連結会計年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）及び当連結会計年度（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）の連結財務諸表並びに前事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）及び当事業年度（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）の財務諸表について、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

また、監査証明の中に「準じて」とあるのは、金融商品取引法と同等の監査をいたしましたでしたが、監査証明については、DBJが金融商品取引法の適用を受けないことから、金融商品取引法に基づく監査ではないためであります。

3. その他

DBJは、新DBJ法附則第9条の規定に基づき、DBJの財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を平成20年10月1日に設立された当行に現物出資により引継ぎ、DBJの一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）は当行に承継されております。当行の設立に伴い、DBJの当連結会計年度及び当事業年度は、平成20年4月1日から平成20年9月30日までの6ヵ月間となっております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成20年6月25日

日 本 政 策 投 資 銀 行
総 裁 室 伏 稔 殿

監査法人 ト ー マ ツ

指定社員

業務執行社員 公認会計士 小野 行雄 印

指定社員

業務執行社員 公認会計士 梅津 知充 印

指定社員

業務執行社員 公認会計士 小暮 和敏 印

指定社員

業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている日本政策投資銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本政策投資銀行及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日本政策投資銀行と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月22日

株式会社 日本政策投資銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員

業務執行社員 公認会計士 小野 行雄 印

指定社員

業務執行社員 公認会計士 梅津 知充 印

指定社員

業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている日本政策投資銀行の平成20年4月1日から平成20年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本政策投資銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、日本政策投資銀行は平成20年10月1日に解散し、同日成立した株式会社日本政策投資銀行に国が承継する資産を除きその一切の権利及び義務を承継した。

日本政策投資銀行と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

①連結貸借対照表

		前連結会計年度 (平成20年 3 月31日)		当連結会計年度 (平成20年 9 月30日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
貸出金	※3, 4, 5, 6, 8	11, 470, 456	91. 57	11, 264, 211	91. 66
有価証券	※1, 2, 7, 10	549, 117	4. 38	558, 042	4. 54
金銭の信託		74, 469	0. 59	65, 153	0. 53
買現先勘定		136, 925	1. 09	156, 998	1. 28
現金預け金		182, 916	1. 46	206, 530	1. 68
その他資産	※ 7	64, 054	0. 51	56, 776	0. 46
有形固定資産	※ 9	35, 723	0. 29	35, 733	0. 29
無形固定資産		1, 429	0. 01	4, 218	0. 03
支払承諾見返	※11	126, 833	1. 01	102, 067	0. 83
貸倒引当金		△111, 828	△0. 89	△156, 485	△1. 27
投資損失引当金		△3, 121	△0. 02	△3, 742	△0. 03
資産の部合計		12, 526, 978	100. 00	12, 289, 504	100. 00
(負債の部)					
債券		3, 157, 163	25. 20	3, 374, 848	27. 46
借入金		6, 978, 546	55. 71	6, 601, 478	53. 72
その他負債		155, 227	1. 24	144, 228	1. 17
賞与引当金		1, 653	0. 02	2, 006	0. 02
退職給付引当金		31, 432	0. 25	31, 935	0. 26
支払承諾	※11	126, 833	1. 01	102, 067	0. 83
負債の部合計		10, 450, 856	83. 43	10, 256, 565	83. 46

		前連結会計年度 (平成20年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年9月30日)	
区分	注記 番号	金額（百万円）	構成比 (%)	金額（百万円）	構成比 (%)
(純資産の部)					
資本金		1,272,286	10.16	1,272,286	10.35
利益剰余金		860,006	6.86	830,329	6.76
株主資本合計		2,132,292	17.02	2,102,615	17.11
その他有価証券評価差額金		12,300	0.10	△1,294	△0.01
繰延ヘッジ損益		△72,039	△0.58	△71,470	△0.58
評価・換算差額等合計		△59,739	△0.48	△72,765	△0.59
少数株主持分		3,567	0.03	3,088	0.02
純資産の部合計		2,076,121	16.57	2,032,938	16.54
負債及び純資産の部合計		12,526,978	100.00	12,289,504	100.00

②連結損益計算書

		前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)		当連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益	※ 1	335,697	100.00	163,329	100.00
資金運用収益		313,618		141,788	
貸出金利息		306,462		135,802	
有価証券利息配当金		4,578		4,743	
買現先利息		1,577		570	
預け金利息		995		669	
その他の受入利息		3		2	
役務取引等収益		4,995		3,037	
その他業務収益		534		1,699	
その他経常収益		16,549		16,804	
経常費用	※ 2	322,856	96.17	194,641	119.17
資金調達費用		209,382		91,936	
債券利息		45,130		27,200	
借入金利息		148,962		59,764	
その他の支払利息		15,288		4,971	
役務取引等費用		29		5	
その他業務費用		21,721		7,048	
営業経費		29,909		16,454	
その他経常費用		61,813		79,197	
経常利益 (△は経常損失)	※ 3	12,841	3.83	△31,312	△19.17
特別利益		39,007	11.61	2,260	1.38
固定資産処分益		68		0	
償却債権取立益		1,982		1,798	
貸倒引当金戻入益		24,307		—	
繰上弁済補償金		12,648		—	
その他の特別利益		—		461	
特別損失		13	0.00	29	0.02
固定資産処分損		13		29	
税金等調整前当期純利益 (△は税金等調整前当期純損失)		51,835	15.44	△29,081	△17.81
法人税、住民税及び事業税		13	0.00	2	0.00
法人税等調整額		△13	△0.00	△17	△0.01
法人税等合計				△15	△0.01
少数株主損失 (△)		△773	△0.23	△414	△0.26
当期純利益 (△は当期純損失)		52,608	15.67	△28,651	△17.54

③連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

	株主資本			評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成19年3月31日残高（百万円）	1,272,286	809,898	2,082,184	21,539	△122,294	△100,754	4,234	1,985,663
連結会計年度中の変動額								
国庫納付金	—	△2,499	△2,499	—	—	—	—	△2,499
当期純利益	—	52,608	52,608	—	—	—	—	52,608
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	△9,239	50,254	41,015	△667	40,348
連結会計年度中の変動額合計（百万円）	—	50,108	50,108	△9,239	50,254	41,015	△667	90,457
平成20年3月31日残高（百万円）	1,272,286	860,006	2,132,292	12,300	△72,039	△59,739	3,567	2,076,121

当連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

	株主資本			評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成20年3月31日残高（百万円）	1,272,286	860,006	2,132,292	12,300	△72,039	△59,739	3,567	2,076,121
連結会計年度中の変動額								
国庫納付金	—	△1,026	△1,026	—	—	—	—	△1,026
当期純損失（△）	—	△28,651	△28,651	—	—	—	—	△28,651
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	△13,595	569	△13,026	△478	△13,504
連結会計年度中の変動額合計（百万円）	—	△29,677	△29,677	△13,595	569	△13,026	△478	△43,182
平成20年9月30日残高（百万円）	1,272,286	830,329	2,102,615	△1,294	△71,470	△72,765	3,088	2,032,938

④連結キャッシュ・フロー計算書

		前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益 (△は税金等調整前当期純損失)		51,835	△29,081
減価償却費		763	406
のれん償却額		91	—
持分法による投資損益 (△は益)		15,045	3,389
持分変動損益 (△は益)		—	△461
貸倒引当金の増減 (△)		△34,797	44,656
投資損失引当金の増減額 (△は減少)		27	621
賞与引当金の増減額 (△は減少)		35	353
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		1,874	502
資金運用収益		△313,618	△141,788
資金調達費用		209,382	91,936
有価証券関係損益 (△)		△416	△1,698
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)		15,656	6,430
為替差損益 (△は益)		△0	11
固定資産処分損益 (△は益)		△55	28
繰上弁済補償金		△12,648	—
貸出金の純増 (△) 減		619,356	206,245
債券の純増減 (△)		485,518	217,685
借入金の純増減 (△)		△945,389	△377,067
預け金の純増 (△) 減		△147,600	△32,600
買現先勘定の純増 (△) 減		86,903	△20,072
社債・株式・その他の証券の純増 (△) 減		△129,498	△8,711
資金運用による収入		316,487	143,011
資金調達による支出		△209,417	△91,142
その他		12,240	△5,893
小計		21,778	6,762
法人税等の支払額		△1,241	—
法人税等の還付額		—	658
営業活動によるキャッシュ・フロー		20,536	7,421

		前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△100,577	△105,315
有価証券の売却による収入		60,901	81,617
有価証券の償還による収入		20,000	10,000
金銭の信託の増加による支出		△8,781	△1,170
金銭の信託の減少による収入		6,324	2,477
有形固定資産の取得による支出		△773	△248
有形固定資産の売却による収入		120	2
無形固定資産の取得による支出		△1,373	△2,721
投資活動によるキャッシュ・フロー		△24,160	△15,358
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
国庫納付による支払額		△1,320	△1,026
財務活動によるキャッシュ・フロー		△1,320	△1,026
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		0	△11
V 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△4,944	△8,976
VI 現金及び現金同等物の期首残高		36,250	31,306
VII 現金及び現金同等物の期末残高	※ 1	31,306	22,330

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社10社 DB J 事業投資(株) DB J コーポレート投資事業組合 DB J 新産業創造投資事業組合 DB J 事業価値創造投資事業組合 DB J ストラクチャード投資事業組合 金融サービス育成投資事業組合 (有)DB J コーポレート・メザニン・パートナーズ DB J クレジット・ライン(株) 新規事業投資(株) 新規事業投資1号投資事業有限責任組合 金融サービス育成投資事業組合については、当連結会計年度において新たに設立されたことに伴い、当連結会計年度より、連結子会社としております。	(1) 連結子会社10社 DB J 事業投資(株) DB J コーポレート投資事業組合 DB J 新産業創造投資事業組合 DB J 事業価値創造投資事業組合 DB J ストラクチャード投資事業組合 金融サービス育成投資事業組合 (有)DB J コーポレート・メザニン・パートナーズ DB J クレジット・ライン(株) 新規事業投資(株) 新規事業投資1号投資事業有限責任組合

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	(2) 非連結子会社21社 あすかDBJ投資事業有限責任組合 (有)GADフィナンシャル・サービス UDSコーポレート・メザニン投資 事業有限責任組合 UDSコーポレート・メザニン2号 投資事業有限責任組合 UDSコーポレート・メザニン3号 投資事業有限責任組合 b h p 有限責任事業組合 DBJ みらい創造投資(有) 合同会社DBJ WBS FUNDING 合同会社DBJ 日本海投資 CITIC Japan Growth Partners, L. P. トランスサイエンス・マテリアル投 資事業有限責任組合 Bridgehead(株) (株)苫東 バイオテック・ヘルスケア一号投資 事業有限責任組合 アイティーファーム一号投資事業有 限責任組合 アイティーファーム二号投資事業有 限責任組合 マイルストーン投資事業有限責任組 合 アント・DBJ投資事業有限責任組 合 International Financial Solution s Group, Ltd. Zenshin Capital Management II, L. P. Zenshin Capital Partners II, L. P. (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、その資産、経常収 益、当期純損益（持分に見合う額）、 利益剰余金（持分に見合う額）及び繰 延ヘッジ損益（持分に見合う額）等か らみて、連結の範囲から除いても企業 集団の財政状態及び経営成績に関する 合理的な判断を妨げない程度に重要性 が乏しいため、連結の範囲から除外し ております。	(2) 非連結子会社22社 あすかDBJ投資事業有限責任組合 (有)GADフィナンシャル・サービス UDSコーポレート・メザニン投資 事業有限責任組合 UDSコーポレート・メザニン2号 投資事業有限責任組合 UDSコーポレート・メザニン3号 投資事業有限責任組合 b h p 有限責任事業組合 DBJ みらい創造投資(有) 合同会社DBJ WBS FUNDING 合同会社DBJ 日本海投資 CITIC Japan Growth Partners, L. P. トランスサイエンス・マテリアル投 資事業有限責任組合 Bridgehead(株) バイオテック・ヘルスケア一号投資 事業有限責任組合 アイティーファーム一号投資事業有 限責任組合 アイティーファーム二号投資事業有 限責任組合 マイルストーン投資事業有限責任組 合 アント・DBJ投資事業有限責任組 合 International Financial Solution s Group, Ltd. Zenshin Capital Management II, L. P. Zenshin Capital Partners II, L. P. ラオックス投資事業有限責任組合 DBJ Singapore Limited (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、その資産、経常収 益、中間純損益（持分に見合う額）、 利益剰余金（持分に見合う額）及び繰 延ヘッジ損益（持分に見合う額）等か らみて、連結の範囲から除いても企業 集団の財政状態及び経営成績に関する 合理的な判断を妨げない程度に重要性 が乏しいため、連結の範囲から除外し ております。

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	(3) 他の会社等の議決権の100分の50超を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等の名称 (有)ADS グローバルパートナーズ、(株)サンセー・インターナショナル・テクノロジー、WISE PARTNERS(株)、(株)ダイフレックスHD、(株)ハイドロデバイス、いすゞパートナーズ投資事業有限責任組合 (子会社としなかった理由) 当行資金供給業務の一環として、投資育成目的のため出資したものであること、あるいは管理業務に準ずる業務を行うため無限責任組合員の地位を有するものであり、出資先の支配を目的とするものではないためであります。	(3) 他の会社等の議決権の100分の50超を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等の名称 (有)ADS グローバルパートナーズ、(株)サンセー・インターナショナル・テクノロジー、WISE PARTNERS(株)、(株)ダイフレックスHD、(株)ハイドロデバイス (子会社としなかった理由) 当行資金供給業務の一環として、投資育成目的のため出資したものであり、出資先の支配を目的とするものではないためであります。
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社1社 イーバンク銀行(株) イーバンク銀行(株)については、当行及び子会社が同社株式を取得したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。	(1) 持分法適用の非連結子会社 同左 (2) 持分法適用の関連会社1社 イーバンク銀行(株)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	(3) 持分法非適用の非連結子会社21社 あすかDBJ投資事業有限責任組合 (有)GADフィナンシャル・サービス UDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合 UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合 UDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合 b h p 有限責任事業組合 DBJ 未来創造投資(有) 合同会社DBJ WBS FUNDING 合同会社DBJ 日本海投資 CITIC Japan Growth Partners, L. P. トランスサイエンス・マテリアル投資事業有限責任組合 Bridgehead(株) (株)苦東 バイオテック・ヘルスケア一号投資事業有限責任組合 アイティーファーム一号投資事業有限責任組合 アイティーファーム二号投資事業有限責任組合 マイルストーン投資事業有限責任組合 アント・DBJ投資事業有限責任組合 International Financial Solutions Group, Ltd. Zenshin Capital Management II, L. P. Zenshin Capital Partners II, L. P.	(3) 持分法非適用の非連結子会社22社 あすかDBJ投資事業有限責任組合 (有)GADフィナンシャル・サービス UDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合 UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合 UDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合 b h p 有限責任事業組合 DBJ 未来創造投資(有) 合同会社DBJ WBS FUNDING 合同会社DBJ 日本海投資 CITIC Japan Growth Partners, L. P. トランスサイエンス・マテリアル投資事業有限責任組合 Bridgehead(株) バイオテック・ヘルスケア一号投資事業有限責任組合 アイティーファーム一号投資事業有限責任組合 アイティーファーム二号投資事業有限責任組合 マイルストーン投資事業有限責任組合 アント・DBJ投資事業有限責任組合 International Financial Solutions Group, Ltd. Zenshin Capital Management II, L. P. Zenshin Capital Partners II, L. P. ラオックス投資事業有限責任組合 DBJ Singapore Limited

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	(4) 持分法非適用の関連会社100社 主要な会社名 イノベーションカーブアウトファン ド一号投資事業有限責任組合 合同会社ニュー・パースペクティ ブ・ワン 持分法非適用の非連結子会社及び関 連会社は、当期純損益（持分に見合う 額）、利益剰余金（持分に見合う額） 及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う 額）等からみて、持分法の対象から除 いても連結財務諸表に重要な影響を与 えないため、持分法の対象から除いて おります。 (5) 他の会社等の議決権の100分の20以 上、100分の50以下を自己の計算に おいて所有しているにもかかわらず 当該他の会社を関連会社としなかつ た当該他の会社等の名称 グローバルインシュアランス(株)、(株) ゴードン・ブラザーズ・ジャパン、 鳴海製陶(株)、(株)メディクルード、(株) グリーンパワー・インベストメン ト、(株)ロコモジェン、(株)アドバンジ ェン、General Enterprise Managem ent Services Limited、(株)VaxivaBi osciences、(株)アंकス (関連会社としなかった理由) 当行資金供給業務の一環として投資 育成目的のため出資したものであり、 営業、人事、資金その他の取引を通じ て出資先を傘下にいれる目的とするも のではないためであります。	(4) 持分法非適用の関連会社108社 主要な会社名 都市再生プライベートファンド投資 事業有限責任組合 合同会社ニュー・パースペクティ ブ・ワン 持分法非適用の非連結子会社及び関 連会社は、中間純損益（持分に見合う 額）、利益剰余金（持分に見合う額） 及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う 額）等からみて、持分法の対象から除 いても連結財務諸表に重要な影響を与 えないため、持分法の対象から除いて おります。 (5) 他の会社等の議決権の100分の20以 上、100分の50以下を自己の計算に おいて所有しているにもかかわらず 当該他の会社を関連会社としなかつ た当該他の会社等の名称 グローバルインシュアランス(株)、(株) ゴードン・ブラザーズ・ジャパン、 鳴海製陶(株)、(株)メディクルード、(株) グリーンパワー・インベストメン ト、(株)ロコモジェン、(株)アドバンジ ェン、General Enterprise Managem ent Services Limited、(株)VaxivaBi osciences、(株)アंकス、旭ファイ バーグラス(株)、(株)グライコメディク ス、Takumi Technology Corporatio n (関連会社としなかった理由) 当行資金供給業務の一環として投資 育成目的のため出資したものであり、 営業、人事、資金その他の取引を通じ て出資先を傘下にいれる目的とするも のではないためであります。
3. 連結子会社の事業年度等に 関する事項	連結子会社の決算日は次のとおりであ ります。 12月末日 1社 3月末日 9社 子会社については、それぞれの決算日 の財務諸表により連結しております。連 結決算日と上記決算日との間に生じた重 要な取引については、必要な調整を行っ ております。なお、(有)DBJコーポレー ト・メザニン・パートナーズについて は、当連結会計年度より決算日を12月31 日に変更しております。	連結財務諸表の作成にあたっては、連 結子会社の中間財務諸表を使用しており ます。 連結子会社の中間決算日は次のとおり であります。 6月末日 1社 9月末日 9社 連結決算日と上記中間決算日との間に 生じた重要な取引については、必要な調 整を行っております。

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表及び中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)(イ)と同じ方法により行っております。 (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。 (3) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行及び連結子会社の有形固定資産は、定率法（ただし建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：22年～50年 動産：3年～20年 ② 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 同左 (ロ) 同左 (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左 (3) 減価償却の方法 ① 有形固定資産（リース資産を除く） 当行及び連結子会社の有形固定資産は、定率法（ただし建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：22年～50年 その他：3年～20年 ② 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	——— (4) 繰延資産の処理方法 債券発行費は、発生した期に全額費用として処理しております。	③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。 (4) 繰延資産の処理方法 同左

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により引き当てております。 上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により引き当てております。 上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は52,170百万円であります。 (6) 投資損失引当金の計上基準 投資に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 (7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。また、賞与引当金には、役員に対するものが含まれております。 (8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：発生年度において全額費用処理 また、退職給付引当金には、役員に対するものが含まれております。 (9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行及び連結子会社の外貨建の資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (10) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は50,887百万円であります。 (6) 投資損失引当金の計上基準 同左 (7) 賞与引当金の計上基準 同左 (8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：発生年度において全額費用処理 (9) 外貨建資産・負債の換算基準 同左 (10) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	(11) 重要なヘッジ会計の方針 ① ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 a. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券・借入金及び貸出金 b. ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券 ③ ヘッジ方針 金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。 ④ ヘッジの有効性評価の方法 リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。 (12) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(11) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 同左 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 ③ ヘッジ方針 同左 ④ ヘッジの有効性評価の方法 同左 (12) 消費税等の会計処理 同左
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項	のれん及び負ののれんについては、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却しております。また、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度において一括償却しております。	同左
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び流動性預け金であります。	同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は170百万円、「無形固定資産」中のリース資産は123百万円、「その他負債」中のリース債務は254百万円増加しております。また、これにより連結損益計算書に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
(連結キャッシュ・フロー計算書関係) 前連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フローの小計区分前の「その他」に含めて表示しておりました「預け金の純増(△)減」(前連結会計年度 △3,700百万円)及び「社債・株式・その他の証券の純増(△)減」(前連結会計年度 △40,038百万円)については、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。 なお、「社債・株式・その他の証券の純増(△)減」には、社債・株式・その他の証券に係るその他有価証券評価差額金の純増減等を含めて表示しております。	

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年9月30日)
※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式17,594百万円及び出資金40,912百万円を含んでおります。 ※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは136,925百万円であります。 ※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,329百万円、延滞債権額は57,429百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は26百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は60,988百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は119,774百万円であります。 なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式13,635百万円及び出資金46,739百万円を含んでおります。 ※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは156,998百万円であります。 ※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は688百万円、延滞債権額は84,729百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は23百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は73,020百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は158,462百万円であります。 なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年9月30日)
※7. 為替決済等の取引の担保として、有価証券123,155百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は484百万円であります。 ※8. 貸出金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、327,665百万円であります。 このうち、1年以内に融資予定のものは153,869百万円であります。 ※9. 有形固定資産の減価償却累計額 20,858百万円 ※10. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,280百万円であります。 ※11. 従来、支払承諾として計上していたクレジットデリバティブは、時価の合理性が確認できたことから、当連結会計年度より当該評価額により時価評価しております。	※7. 為替決済等の取引の担保として、有価証券120,471百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は465百万円であります。 ※8. 貸出金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、274,879百万円であります。 このうち、1年以内に融資予定のものは100,675百万円であります。 ※9. 有形固定資産の減価償却累計額 21,021百万円 ※10. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,280百万円であります。 ※11. _____

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
※1. その他経常収益には、投資事業組合の利益分配13,569百万円を含んでおります。 ※2. その他経常費用には、貸出金償却7,913百万円、貸出債権の売却に係る損失198百万円、株式等償却723百万円、投資損失引当金繰入額1,392百万円、持分法による投資損失15,045百万円及び金融派生商品費用8,602百万円を含んでおります。 ※3. 従来、繰延計上してきた繰上弁済に伴う補償金を全額取り崩したものであります。	※1. その他経常収益には、投資事業組合の利益分配11,800百万円を含んでおります。 ※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額45,398百万円及び株式等償却10,441百万円を含んでおります。 ※3. _____

(連結株主資本等変動計算書関係)

I 前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(1) 国庫納付金支払額

2,499百万円

(2) 基準日が当連結会計年度に属する国庫納付金のうち、国庫納付金の納付日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	国庫納付金(百万円)	基準日	納付日
平成20年5月14日 決算役員会	1,026	平成20年3月31日	平成20年5月30日

II 当連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

(1) 国庫納付金支払額

1,026百万円

(2) 基準日が当連結会計年度に属する国庫納付金のうち、国庫納付金の納付日が翌連結会計年度となるもの
該当ありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係 (単位: 百万円) 平成20年3月31日現在 現金預け金勘定 182,916 定期性預け金等 △151,600 財務代理人への信託金 △10 現金及び現金同等物 31,306	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係 (単位: 百万円) 平成20年9月30日現在 現金預け金勘定 206,530 定期性預け金等 △184,200 現金及び現金同等物 22,330

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
—	1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 主として、情報関連機器及び事務機器であります。 (イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。 ② リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 「4. 会計処理基準に関する事項」の「(3) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 動産 1,111百万円 その他 484百万円 合計 1,596百万円 減価償却累計額相当額 動産 479百万円 その他 181百万円 合計 661百万円 減損損失累計額相当額 動産 一百万円 その他 一百万円 合計 一百万円 年度末残高相当額 動産 631百万円 その他 302百万円 合計 934百万円	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 848百万円 無形固定資産 467百万円 合計 1,316百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 327百万円 無形固定資産 212百万円 合計 540百万円 減損損失累計額相当額 有形固定資産 一百万円 無形固定資産 一百万円 合計 一百万円 年度末残高相当額 有形固定資産 521百万円 無形固定資産 254百万円 合計 775百万円
・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 304百万円 1年超 634百万円 合計 939百万円	・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 265百万円 1年超 517百万円 合計 782百万円
・リース資産減損勘定年度末残高 一百万円	・リース資産減損勘定年度末残高 一百万円
・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 292百万円 リース資産減損勘定取崩額 一百万円 減価償却費相当額 282百万円 支払利息相当額 9百万円 減損損失 一百万円	・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 181百万円 リース資産減損勘定取崩額 一百万円 減価償却費相当額 174百万円 支払利息相当額 8百万円 減損損失 一百万円

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。	・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。
2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1 年内 ー 一百万円 1 年超 ー 一百万円 合計 ー 一百万円 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1 年内 ー 182百万円 1 年超 ー 242百万円 合計 ー 425百万円 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

- ※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。
- ※2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前連結会計年度

1. 売買目的有価証券 (平成20年3月31日現在)
該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	ー	ー	ー	ー	ー
地方債	ー	ー	ー	ー	ー
短期社債	ー	ー	ー	ー	ー
社債	46,501	46,663	162	522	360
その他	ー	ー	ー	ー	ー
合計	46,501	46,663	162	522	360

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計 上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	34,617	41,355	6,738	13,412	6,674
債券	162,181	164,639	2,457	2,881	423
国債	140,661	143,530	2,869	2,881	11
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	16,000	15,834	△165	—	165
社債	5,520	5,274	△245	—	245
その他	5,852	5,943	91	191	100
合計	202,651	211,938	9,287	16,485	7,197

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当連結会計年度における減損処理額は、3,570百万円（うち、株式149百万円、債券2,480百万円、その他940百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得価格に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	307	105	3,049

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

	金額 (百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債	35,246
その他有価証券	
非上場株式	142,038
非上場社債	0
譲渡性預金	149,000
その他	113,392

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(平成20年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	36,240	129,873	76,519	3,754
国債	20,089	71,182	52,259	—
地方債	—	—	—	—
短期社債	15,834	—	—	—
社債	317	58,691	24,260	3,754
その他	149,000	—	125	—
合計	185,240	129,873	76,645	3,754

II 当連結会計年度

1. 売買目的有価証券 (平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	46,530	46,377	△153	283	437
その他	—	—	—	—	—
合計	46,530	46,377	△153	283	437

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	35,894	35,505	△389	8,575	8,964
債券	176,540	176,311	△228	128	357
国債	155,890	155,949	58	127	69
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	20,649	20,362	△287	0	288
その他	2,400	1,600	△800	—	800
合計	214,834	213,417	△1,417	8,704	10,121

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当連結会計年度における減損処理額は、8,159百万円（うち、株式5,789百万円、債券2,370百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得価格に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他有価証券	90,164	6,061	43

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
非上場社債	45,972
その他有価証券	
非上場株式	128,725
非上場社債	0
譲渡性預金	181,300
その他	63,022

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

（平成20年9月30日現在）

	1年以内（百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超（百万円）
債券	87,413	155,495	22,118	3,787
国債	69,980	85,968	—	—
地方債	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社債	17,433	69,527	22,118	3,787
その他	181,300	—	—	—
合計	268,713	155,495	22,118	3,787

（金銭の信託関係）

I 前連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託（平成20年3月31日現在）
該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成20年3月31日現在）
該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成20年3月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表計 上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
その他の金銭の信託	74,417	74,454	410	674	263

（注） 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

II 当連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託（平成20年9月30日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
運用目的の金銭の信託	14	△0

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成20年9月30日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成20年9月30日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表計 上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
その他の金銭の信託	65,612	65,138	△474	181	652

（注） 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

（その他有価証券評価差額金）

I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金（平成20年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	12,831
その他有価証券	13,095
その他の金銭の信託	△263
（＋）繰延税金資産（又は（△）繰延税金負債）	△105
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	12,726
（△）少数株主持分相当額	11
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価 差額金のうち親会社持分相当額	△436
その他有価証券評価差額金	12,300

（注） その他有価証券評価差額金には、時価のない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額が含まれております。

Ⅱ 当連結会計年度

○その他有価証券評価差額金（平成20年9月30日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	△1,676
その他有価証券	△1,020
その他の金銭の信託	△656
（△）繰延税金負債	67
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△1,743
（＋）少数株主持分相当額	20
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	428
その他有価証券評価差額金	△1,294

（注） その他有価証券評価差額金には、時価のない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では通貨スワップ取引・先物為替予約取引、信用関連ではクレジットデリバティブ取引であります。

(2) 取引に対する取組方針

金利スワップ取引・通貨スワップ取引及び先物為替予約取引は、将来の金利・為替の変動に伴うリスクの回避または顧客の資金運用の効率化や各種金融リスクのヘッジ手段の提供を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。クレジットデリバティブ取引については債務保証業務の一環として一定のリスクの範囲内で取引を行っております。

(3) 取引の利用目的

利益の安定化を図るべく、金利スワップ取引は資金調達に係る将来の金利変動リスクの回避または顧客の資金運用の効率化や各種金融リスクのヘッジ手段を提供する目的で、また、通貨スワップ取引は外貨建融資及び外貨建債券発行における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。クレジットデリバティブ取引は債務保証業務の一環として利用しております。

なお、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引の会計処理にはヘッジ会計を採用しております。

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券

③ ヘッジ方針

金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ及び振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。

市場リスクとは、市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。

信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクにつきましてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクにつきましては、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引の再構築コスト及び取組先の信用力を常時把握するとともに、取引を複数機関に分散させております。なお、クレジットデリバティブ取引は取引対象物の信用リスクを有しております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額、カウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に各担当理事に報告しております。

(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

「契約額等」は、デリバティブ取引における名目上の契約額または計算上想定している元本であり、その金額自体がデリバティブ取引のリスクを意味するものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	2,285,344	2,155,344	36,658	36,658
	受取変動・支払固定	2,285,303	2,155,303	△36,755	△36,755
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△96	△96

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成20年3月31日現在）

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	15,337	—	402	402
	買建	100	—	△0	△0
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	402	402

（注） 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成20年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成20年3月31日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成20年3月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	1,107,506	1,107,506	△15,705	△15,705
	買建	602,416	602,416	868	868
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△14,836	△14,836

（注）1．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2．時価の算定

割引現在価値により算定、もしくは取引先金融機関から提示された価格によっております。

3．「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

Ⅱ 当連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では通貨スワップ取引・先物為替予約取引、信用関連ではクレジットデリバティブ取引であります。

(2) 取引に対する取組方針

金利スワップ取引・通貨スワップ取引及び先物為替予約取引は、将来の金利・為替の変動に伴うリスクの回避または顧客の資金運用の効率化や各種金融リスクのヘッジ手段の提供を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。クレジットデリバティブ取引については債務保証業務の一環として一定のリスクの範囲内で取引を行っております。

(3) 取引の利用目的

利益の安定化を図るべく、金利スワップ取引は資金調達に係る将来の金利変動リスクの回避または顧客の資金運用の効率化や各種金融リスクのヘッジ手段を提供する目的で、また、通貨スワップ取引は外貨建融資及び外貨建債券発行における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。クレジットデリバティブ取引は債務保証業務の一環として利用しております。

なお、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引の会計処理にはヘッジ会計を採用しております。

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券

③ ヘッジ方針

金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ及び振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。

市場リスクとは、市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。

信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクにつきましてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクにつきましては、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引の再構築コスト及び取組先の信用力を常時把握するとともに、取引を複数機関に分散させております。なお、クレジットデリバティブ取引は取引対象物の信用リスクを有しております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額、カウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に各担当理事に報告しております。

(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

「契約額等」は、デリバティブ取引における名目上の契約額または計算上想定している元本であり、その金額自体がデリバティブ取引のリスクを意味するものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	2,510,410	2,410,410	9,997	9,997
	受取変動・支払固定	2,508,469	2,408,469	△9,989	△9,989
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	7	7

（注） 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成20年9月30日現在）

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	5,415	—	282	282
	為替予約				
	売建	25,488	—	453	453
	買建	5,358	—	37	37
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合 計	—	—	773	773

（注） 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成20年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成20年9月30日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成20年9月30日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	1,081,765	656,575	△16,924	△16,924
	買建	583,295	159,605	615	615
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△16,308	△16,308

（注） 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定、もしくは取引先金融機関から提示された価格によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分		前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年9月30日)
		金額（百万円）	金額（百万円）
退職給付債務	(A)	△45,019	△45,018
年金資産	(B)	13,586	13,082
未積立退職給付債務	(C) = (A) + (B)	△31,432	△31,935
会計基準変更時差異の未処理額	(D)	—	—
未認識数理計算上の差異	(E)	—	—
未認識過去勤務債務	(F)	—	—
連結貸借対照表計上額純額	(G) = (C) + (D) + (E) + (F)	△31,432	△31,935
前払年金費用	(H)	—	—
退職給付引当金	(G) - (H)	△31,432	△31,935

（注） 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成20年 3 月31 日)	当連結会計年度 (平成20年 9 月30 日)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)
勤務費用	1,389	694
利息費用	887	449
期待運用収益	△74	△33
過去勤務債務の費用処理額	—	—
数理計算上の差異の費用処理額	1,841	832
会計基準変更時差異の費用処理額	—	—
その他 (臨時に支払った割増退職金等)	—	—
退職給付費用	4,043	1,942

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成20年 3 月31 日)	当連結会計年度 (平成20年 9 月30 日)
(1) 割引率	2.0%	2.0%
(2) 期待運用収益率	0.5%	0.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括償却	同左

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31 日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30 日)
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
税務上の繰越欠損金 541 百万円	税務上の繰越欠損金 1,384 百万円
未払事業税 0	未払事業税 20
投資損失引当金否認 270	投資損失引当金否認 71
有価証券評価損 604	有価証券評価損 1,058
その他 3	減損損失等否認 11,388
繰延税金資産小計 1,420	その他 365
評価性引当額 △1,420	繰延税金資産小計 14,288
繰延税金資産合計 0	評価性引当額 △14,287
繰延税金負債	繰延税金資産合計 0
その他有価証券評価差額金 △105	繰延税金負債
その他 △17	その他有価証券評価差額金 △66
繰延税金負債合計 △122	繰延税金負債合計 △66
繰延税金資産 (負債) の純額 △122 百万円	繰延税金資産 (負債) の純額 △66 百万円

(セグメント情報)

1. 事業の種類別セグメント情報

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）及び

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

連結会社は銀行業以外に投資・組合運用事業等の事業を営んでおりますが、その事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

2. 所在地別セグメント情報

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）及び

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため該当事項はありません。

3. 国際業務経常収益

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）及び

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(開示対象特別目的会社関係)

該当ありません。

(関連当事者との取引)

I 前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

II 当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(重要な後発事象)

日本政策投資銀行（以下「政投銀」という。）は、株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号。以下「政投銀法」という。）附則第9条の規定に基づき、平成20年10月1日付で株式会社日本政策投資銀行に、政投銀法附則第15条の規定により国が承継する資産を除き、その財産の全部を出資しており、それにより取得した株式を当行への出資者である政府に無償譲渡しています。

また、政投銀法附則第15条の規定に基づき、政投銀は株式会社日本政策投資銀行の成立の時ににおいて解散しており、その一切の権利及び義務は、政投銀法附則第15条の規定により国が承継する資産を除き、株式会社日本政策投資銀行が承継しています。

⑤連結附属明細表
債券明細表

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
当行	1回～23回 政府保証債 (国内債)	平成12年8月25日 ～ 平成20年8月20日	802,282	882,095	0.80～2.20	一般担保	平成22年8月25日 ～ 平成35年6月19日	
	67次政府保証債 (外国債)	平成10年9月4日	25,083	25,081	1.81	一般担保	平成40年9月4日	(注) 1
	1次～14次 政府保証債 (外国債)	平成11年11月30日 ～ 平成19年11月26日	1,035,616 (2,350,000千\$) (1,450,000千EUR)	1,035,742 (2,350,000千\$) (1,450,000千EUR)	1.05～6.875	一般担保	平成22年6月21日 ～ 平成39年11月26日	
	204回～211 回政府引受 債	平成10年5月25日 ～ 平成10年12月21日	39,550 [39,550]	13,169 [13,169]	1.10～1.90	一般担保	平成20年5月23日 ～ 平成20年12月19日	(注) 2
	5,7回～52 回財投機関 債 (国内 債)	平成14年10月24日 ～ 平成20年8月15日	1,204,692 [129,997]	1,364,662 [99,995]	0.40～2.74	一般担保	平成20年9月22日 ～ 平成59年3月20日	
	1次財投機 関債 (外国 債)	平成19年6月20日	49,937	49,945	1.65	一般担保	平成24年6月20日	
	米ドル建普 通社債	平成20年9月18日	—	2,153 (20,000千\$)	3.142	一般担保	平成22年9月17日	(注) 3
	ユーロ円建 普通社債	平成20年9月18日	—	2,000	2.032	一般担保	平成35年9月19日	(注) 4
合計	—	—	3,157,163	3,374,848	—	—	—	—

- (注) 1. 旧日本開発銀行において発行された政府保証債であります。
2. 旧北海道東北開発公庫において発行された政府引受債であります。
3. ユーロ・ミディウム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行した米ドル建普通社債であります。
4. ユーロ・ミディウム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建普通社債であります。
5. 「前期末残高」及び「当期末残高」欄の() 書きは外貨建債券の金額であります。
6. 「前期末残高」及び「当期末残高」欄の[] 書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
7. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額 (百万円)	113,165	292,052	464,510	383,692	299,950

借入金等明細表

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	6,978,546	6,601,478	1.72	—
借入金	6,978,546	6,601,478	1.72	平成20年11月～平成40年5月
1年以内に返済予定 のリース債務	—	80	1.60	平成21年4月～平成21年9月
リース債務 (1年以 内に返済予定のもの を除く。)	—	173	1.65	平成22年4月～平成25年8月

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出 (加重平均) しております。
2. 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金 (百万円)	1,012,322	901,709	796,013	698,469	845,577

(2) その他
該当ありません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成20年6月25日

日 本 政 策 投 資 銀 行
総 裁 室 伏 稔 殿

監査法人 ト ー マ ツ

指定社員

業務執行社員 公認会計士 小野 行雄 印

指定社員

業務執行社員 公認会計士 梅津 知充 印

指定社員

業務執行社員 公認会計士 小暮 和敏 印

指定社員

業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている日本政策投資銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本政策投資銀行の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日本政策投資銀行と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月22日

株式会社 日本政策投資銀行
取締役会 御中

監査法人 トー マ ツ

指定社員

業務執行社員 公認会計士 小野 行雄 印

指定社員

業務執行社員 公認会計士 梅津 知充 印

指定社員

業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている日本政策投資銀行の平成20年4月1日から平成20年9月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本政策投資銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、日本政策投資銀行は平成20年10月1日に解散し、同日成立した株式会社日本政策投資銀行に国が承継する資産を除きその一切の権利及び義務を承継した。

日本政策投資銀行と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

2 財務諸表等
(1) 財務諸表
①貸借対照表

		前事業年度 (平成20年 3 月31日)		当事業年度 (平成20年 9 月30日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
貸出金	※3, 4, 5, 6, 8	11, 512, 906	91. 92	11, 294, 661	91. 91
証書貸付		11, 512, 906		11, 294, 661	
有価証券	※1, 2, 7, 11	532, 137	4. 25	532, 157	4. 33
国債		143, 530		155, 949	
社債		87, 022		96, 936	
株式		185, 767		169, 934	
その他の証券		115, 816		109, 337	
金銭の信託		25, 720	0. 21	24, 744	0. 20
買現先勘定		136, 925	1. 09	156, 998	1. 28
現金預け金		161, 741	1. 29	197, 567	1. 61
現金		1		1	
預け金		161, 739		197, 566	
その他資産	※ 7	64, 894	0. 52	56, 703	0. 46
前払費用		135		142	
未収収益		42, 766		41, 509	
金融派生商品		20, 510		13, 859	
その他の資産		1, 481		1, 192	
有形固定資産	※ 9	35, 709	0. 28	35, 723	0. 29
建物		15, 075		14, 888	
土地		20, 340		20, 340	
その他の有形固定資産		293		494	
無形固定資産		1, 371	0. 01	4, 215	0. 03
権利金		0		0	
その他の無形固定資産		1, 371		4, 215	
支払承諾見返	※12	172, 833	1. 38	148, 067	1. 21
貸倒引当金		△112, 030	△0. 89	△156, 580	△1. 27
投資損失引当金		△7, 329	△0. 06	△5, 751	△0. 05
資産の部合計		12, 524, 880	100. 00	12, 288, 508	100. 00

		前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成20年9月30日)	
区分	注記 番号	金額（百万円）	構成比 (%)	金額（百万円）	構成比 (%)
(負債の部)					
債券		3,157,163	25.21	3,374,848	27.46
債券発行高		3,157,163		3,374,848	
借入金		6,932,546	55.35	6,555,478	53.35
借入金		6,932,546		6,555,478	
その他負債		155,075	1.24	144,062	1.17
未払費用		33,346		34,236	
前受収益		997		911	
従業員預り金		199		159	
金融派生商品		115,499		107,659	
その他の負債		5,032		1,095	
賞与引当金		1,653	0.01	2,006	0.02
退職給付引当金		31,432	0.25	31,935	0.26
支払承諾	※12	172,833	1.38	148,067	1.20
負債の部合計		10,450,705	83.44	10,256,399	83.46
(純資産の部)					
資本金		1,272,286	10.16	1,272,286	10.35
利益剰余金		861,584	6.88	832,868	6.78
その他利益剰余金		861,584		832,868	
準備金	※10	1,113,186		1,147,916	
繰越利益剰余金		△251,601		△315,048	
株主資本合計		2,133,870	17.04	2,105,154	17.13
その他有価証券評価差額金		13,084	0.10	△995	△0.01
繰延ヘッジ損益		△72,780	△0.58	△72,050	△0.58
評価・換算差額等合計		△59,695	△0.48	△73,045	△0.59
純資産の部合計		2,074,175	16.56	2,032,108	16.54
負債及び純資産の部合計		12,524,880	100.00	12,288,508	100.00

②損益計算書

		前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31 日)		当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30 日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益	※ 1	335, 891	100. 00	163, 063	100. 00
資金運用収益		314, 084		140, 833	
貸出金利息		307, 725		136, 340	
有価証券利息配当金		3, 815		3, 291	
買現先利息		1, 577		570	
預け金利息		961		629	
その他の受入利息		3		2	
役務取引等収益		4, 836		2, 981	
その他の役務収益		4, 836		2, 981	
その他業務収益		589		1, 698	
外国為替売買益		166		—	
その他の業務収益		422		1, 698	
その他経常収益		16, 381		17, 550	
株式等売却益		66		4, 328	
金銭の信託運用益		1, 281		976	
その他の経常収益		15, 033		12, 244	
経常費用		320, 878	95. 53	192, 526	118. 07
資金調達費用		208, 866		91, 719	
債券利息		45, 130		27, 200	
借入金利息		148, 446		59, 547	
金利スワップ支払利息		15, 273		4, 964	
その他の支払利息		15		7	
役務取引等費用		23		5	
支払為替手数料		6		3	
その他の役務費用		17		2	

		前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31 日)		当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30 日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
その他業務費用	※ 2	18,811		6,704	
債券発行費		1,827		808	
外国為替売買損		—		775	
国債等債券売却損		6		—	
国債等債券償却		2,480		4,370	
金融派生商品費用		14,167		548	
その他の業務費用		329		201	
営業経費		29,316		16,206	
その他経常費用		63,861		77,889	
貸倒引当金繰入額		—		45,290	
投資損失引当金繰入額		5,820		3,396	
貸出金償却		7,913		3,683	
株式等売却損		85		—	
株式等償却		31,200		18,092	
金銭の信託運用損		383		6	
その他の経常費用		18,456		7,420	
経常利益 (△は経常損失)	※ 3	15,012	4.47	△29,462	△18.07
特別利益		38,922	11.58	1,799	1.10
固定資産処分益		68		0	
償却債権取立益		1,982		1,798	
貸倒引当金戻入益		24,221		—	
繰上弁済補償金		12,648		—	
特別損失		13	0.00	26	0.01
固定資産処分損		13		26	
当期純利益 (△は当期純損失)		53,921	16.05	△27,689	△16.98

③株主資本等変動計算書

前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

	株主資本					評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
		その他利益剰余金		利益剰余金合計					
		準備金	繰越利益剰余金						
平成19年3月31日残高（百万円）	1,272,286	1,076,594	△266,430	810,163	2,082,449	21,493	△122,367	△100,873	1,981,575
事業年度中の変動額									
準備金の積立	－	36,592	△36,592	－	－	－	－	－	－
国庫納付金	－	－	△2,499	△2,499	△2,499	－	－	－	△2,499
当期純利益	－	－	53,921	53,921	53,921	－	－	－	53,921
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	△8,408	49,586	41,177	41,177
事業年度中の変動額合計（百万円）	－	36,592	14,829	51,421	51,421	△8,408	49,586	41,177	92,599
平成20年3月31日残高（百万円）	1,272,286	1,113,186	△251,601	861,584	2,133,870	13,084	△72,780	△59,695	2,074,175

当事業年度（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

	株主資本					評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
		その他利益剰余金		利益剰余金合計					
		準備金	繰越利益剰余金						
平成20年3月31日残高（百万円）	1,272,286	1,113,186	△251,601	861,584	2,133,870	13,084	△72,780	△59,695	2,074,175
事業年度中の変動額									
準備金の積立	－	34,729	△34,729	－	－	－	－	－	－
国庫納付金	－	－	△1,026	△1,026	△1,026	－	－	－	△1,026
当期純損失（△）	－	－	△27,689	△27,689	△27,689	－	－	－	△27,689
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	△14,080	730	△13,349	△13,349
事業年度中の変動額合計（百万円）	－	34,729	△63,446	△28,716	△28,716	△14,080	730	△13,349	△42,066
平成20年9月30日残高（百万円）	1,272,286	1,147,916	△315,048	832,868	2,105,154	△995	△72,050	△73,045	2,032,108

財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 また、投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表及び中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。また、一部の投資事業組合への出資金については、組合の中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、中間財務諸表項目を当行の出資持分割合に応じて計上しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。	(1) 同左 (2) 同左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：22年～50年 動産：3年～20年 (2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：22年～50年 その他：3年～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
4. 繰延資産の処理方法	債券発行費は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により引き当てております。上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(1) 貸倒引当金 予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により引き当てております。上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は52,170百万円であります。 (2) 投資損失引当金 投資に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 (3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。また、賞与引当金には、役員に対するものが含まれております。 (4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：発生年度において全額費用処理 また、退職給付引当金には、役員に対するものが含まれております。	なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は50,887百万円であります。 (2) 投資損失引当金 同左 (3) 賞与引当金 同左 (4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：発生年度において全額費用処理
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
8. ヘッジ会計の方法	① ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 a. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券・借入金及び貸出金 b. ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券 ③ ヘッジ方針 金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。 ④ ヘッジの有効性評価の方法 リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。	① ヘッジ会計の方法 同左 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 ③ ヘッジ方針 同左 ④ ヘッジの有効性評価の方法 同左
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左

財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は170百万円、「無形固定資産」中のリース資産は123百万円、「その他負債」中のリース債務は254百万円増加しております。また、これにより損益計算書に与える影響は軽微であります。

注記事項
(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年 3月31日)	当事業年度 (平成20年 9月30日)
※ 1. 関係会社の株式 (及び出資額) 総額 86,808百万円 ※ 2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は (再) 担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、 (再) 担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは136,925百万円であります。 ※ 3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,329百万円、延滞債権額は57,429百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金 (貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。) のうち、法人税法施行令 (昭和40年政令第97号) 第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※ 4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は26百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※ 5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は60,988百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※ 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は119,774百万円であります。 なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※ 7. 為替決済等の取引の担保として、有価証券123,155百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は441百万円であります。	※ 1. 関係会社の株式 (及び出資額) 総額 77,584百万円 ※ 2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は (再) 担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、 (再) 担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは156,998百万円であります。 ※ 3. 貸出金のうち、破綻先債権額は688百万円、延滞債権額は84,729百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金 (貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。) のうち、法人税法施行令 (昭和40年政令第97号) 第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※ 4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は23百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※ 5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は73,020百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※ 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は158,462百万円であります。 なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※ 7. 為替決済等の取引の担保として、有価証券120,471百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は429百万円であります。

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成20年9月30日)
※8. 貸出金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、268,665百万円であります。このうち、1年以内に融資予定のものは153,869百万円であります。 ※9. 有形固定資産の減価償却累計額 20,845百万円 ※10. 当行における準備金は、日本政策投資銀行法（平成11年法律第73号）第41条第1項の規定に基づいて積み立てられているものであり、任意積立金として「利益剰余金」に計上しております。 ※11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,280百万円であります。 ※12. 従来、支払承諾として計上していたクレジットデリバティブは、時価の合理性が確認できたことから、当連結会計年度より当該評価額により時価評価しております。	※8. 貸出金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、219,879百万円であります。このうち、1年以内に融資予定のものは100,675百万円であります。 ※9. 有形固定資産の減価償却累計額 21,008百万円 ※10. 同左 ※11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,280百万円であります。 ※12. _____

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
※1. その他の経常収益には、投資事業組合の利益分配 13,427百万円を含んでおります。	※1. その他の経常収益には、投資事業組合の利益分配 11,769百万円を含んでおります。
※2. その他の経常費用には、金融派生商品費用8,602百 万円を含んでおります。	※2. _____
※3. 従来、繰延計上してきた繰上弁済に伴う補償金を全 額取り崩したものであります。	※3. _____

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)																																																																
_____ 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>1,098百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>480百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,579百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>474百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>179百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>654百万円</td></tr> </table> 減損損失累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table> 期末残高相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>623百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>301百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>925百万円</td></tr> </table> ・未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>301百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>629百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>930百万円</td></tr> </table>	取得価額相当額		動産	1,098百万円	その他	480百万円	合計	1,579百万円	動産	474百万円	その他	179百万円	合計	654百万円	動産	一百万円	その他	一百万円	合計	一百万円	動産	623百万円	その他	301百万円	合計	925百万円	1年内	301百万円	1年超	629百万円	合計	930百万円	1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 主として、情報関連機器及び事務機器であります。 (イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。 ② リース資産の減価償却の方法 財務諸表作成のための基本となる重要な事項 「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>838百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>467百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,306百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>323百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>212百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>536百万円</td></tr> </table> 減損損失累計額相当額 <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table> 期末残高相当額 <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>514百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>254百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>769百万円</td></tr> </table> ・未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>263百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>512百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>776百万円</td></tr> </table>	取得価額相当額		有形固定資産	838百万円	無形固定資産	467百万円	合計	1,306百万円	有形固定資産	323百万円	無形固定資産	212百万円	合計	536百万円	有形固定資産	一百万円	無形固定資産	一百万円	合計	一百万円	有形固定資産	514百万円	無形固定資産	254百万円	合計	769百万円	1年内	263百万円	1年超	512百万円	合計	776百万円
取得価額相当額																																																																	
動産	1,098百万円																																																																
その他	480百万円																																																																
合計	1,579百万円																																																																
動産	474百万円																																																																
その他	179百万円																																																																
合計	654百万円																																																																
動産	一百万円																																																																
その他	一百万円																																																																
合計	一百万円																																																																
動産	623百万円																																																																
その他	301百万円																																																																
合計	925百万円																																																																
1年内	301百万円																																																																
1年超	629百万円																																																																
合計	930百万円																																																																
取得価額相当額																																																																	
有形固定資産	838百万円																																																																
無形固定資産	467百万円																																																																
合計	1,306百万円																																																																
有形固定資産	323百万円																																																																
無形固定資産	212百万円																																																																
合計	536百万円																																																																
有形固定資産	一百万円																																																																
無形固定資産	一百万円																																																																
合計	一百万円																																																																
有形固定資産	514百万円																																																																
無形固定資産	254百万円																																																																
合計	769百万円																																																																
1年内	263百万円																																																																
1年超	512百万円																																																																
合計	776百万円																																																																

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
・リース資産減損勘定の期末残高 一百万円 ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 - 支払リース料 289百万円 - リース資産減損勘定の取崩額 一百万円 - 減価償却費相当額 279百万円 - 支払利息相当額 9百万円 - 減損損失 一百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1 年内 一百万円 1 年超 一百万円 - 合計 一百万円 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	・リース資産減損勘定の期末残高 一百万円 ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 - 支払リース料 179百万円 - リース資産減損勘定の取崩額 一百万円 - 減価償却費相当額 172百万円 - 支払利息相当額 7百万円 - 減損損失 一百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1 年内 182百万円 1 年超 242百万円 - 合計 425百万円 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前事業年度 (平成19年3月31日現在)

該当ありません。

II 当事業年度 (平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(重要な後発事象)

日本政策投資銀行 (以下「政投銀」という。) は、株式会社日本政策投資銀行法 (平成19年法律第85号。以下「政投銀法」という。) 附則第9条の規定に基づき、平成20年10月1日付で株式会社日本政策投資銀行に、政投銀法附則第15条の規定により国が承継する資産を除き、その財産の全部を出資しており、それにより取得した株式を当行への出資者である政府に無償譲渡しています。

また、政投銀法附則第15条の規定に基づき、政投銀は株式会社日本政策投資銀行の成立の時ににおいて解散しており、その一切の権利及び義務は、政投銀法附則第15条の規定により国が承継する資産を除き、株式会社日本政策投資銀行が承継しています。

④附属明細表

当事業年度（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）

有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	—	—	—	34,375	19,486	342	14,888
土地	—	—	—	20,340	—	—	20,340
その他の有形固定資産	—	—	—	2,016	1,521	57	494
有形固定資産計	—	—	—	56,731	21,008	399	35,723
無形固定資産							
権利金	—	—	—	0	0	0	0
その他の無形固定資産	—	—	—	4,220	4	4	4,215
無形固定資産計	—	—	—	4,220	5	4	4,215

（注） 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の100分の1以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

引当金明細表

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	112,030	132,094	782	86,762	156,580
一般貸倒引当金	86,762	111,563	—	86,762	111,563
個別貸倒引当金	25,268	20,531	782	—	45,017
うち非居住者向け債権分	—	—	—	—	—
投資損失引当金	7,329	3,396	4,974	—	5,751
賞与引当金	1,653	2,006	1,653	—	2,006
計	121,013	137,496	7,409	86,762	164,338

（注） 当期減少額（その他）欄に記載の減少額は次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金……………洗替による取崩額

(2) 主な資産及び負債の内容

当事業年度末（平成20年9月30日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金	日本銀行への預け金1,729百万円、他の銀行への預け金195,837百万円であります。
その他の証券	投資事業組合等への出資金107,736百万円その他であります。
前払費用	賃貸借契約に基づく前払費用であります。
未収収益	貸出金利息40,667百万円、有価証券利息669百万円その他であります。
その他の資産	仮払金746百万円（出資金払込等）その他であります。

② 負債の部

未払費用	借入金利息23,487百万円、債券利息10,246百万円その他であります。
前受収益	保証料475百万円、債券に係る為替予約差額271百万円その他であります。
その他の負債	仮受金765百万円その他であります。

(3) その他

該当ありません。

②当行が承継する財産の価額の決定について

当行がD B Jより承継した財産の価額は、株式会社日本政策投資銀行資産評価委員会（第3回会合）にて決定されました。

以下は、平成21年1月28日付にて財務省より発表された株式会社日本政策投資銀行資産評価委員会（第3回会合）の議事概要及び資料の抜粋であります。

平成21年1月28日
財務省

株式会社日本政策投資銀行資産評価委員会（第3回会合）の議事概要

本日、株式会社日本政策投資銀行資産評価委員会（第3回会合）が開催されました。議事概要は以下のとおりです。なお、本委員会は、同日の承継財産の価額の決定をもって終了しました。

1 承継財産の評価の方法について

事務局から、「承継財産の評価の方法（案）」について説明があり、同案が了承された。

2 評価決定書について

株式会社日本政策投資銀行及び事務局から、「評価決定書（案）」について説明があり、同案が了承され、承継財産の価額が決定された。

「承継財産の評価の方法（案）」

承継財産の評価の方法（案）

株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号。以下「法」という。）附則第16条第1項の規定により、株式会社日本政策投資銀行に承継される資産及び負債の価額の評価は、下記により実施するものとする。

1 評価の対象

評価の対象は、法附則第16条第1項の規定により、日本政策投資銀行から株式会社日本政策投資銀行に承継される資産及び負債（以下「承継財産」という。）の価額とする。ただし、承継される物品のうち、承継時における貸借対照表の資産の部に計上することを要しないものを除く。

2 評価の方法

承継財産の価額の評価は、法附則第16条第2項の規定により、平成20年10月1日現在における時価を基準として行うものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないと認めるときは、時価によらずに評価するものとする。

具体的な評価の方法は、別添の通りとする。

3 評価額の決定

承継財産の評価額の決定は、4により作成された評価調書に基づき、法附則第16条第1項の規定により、評価委員が行うものとする。

4 評価調書は、財務省大臣官房政策金融課において作成するものとする。

評価決定書（案）

株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号）附則第16条第1項の規定により、平成20年10月1日付けで、日本政策投資銀行から株式会社日本政策投資銀行に承継された資産の価額は、12,414,193,135,452円、負債の価額は、10,256,477,940,346円とする。

価額の決定については、別紙1の評価要領に従って、別紙2-1の評価調書のとおり決定したものであり、その内訳は、別紙2-2のとおりである。

平成21年1月28日

株式会社日本政策投資銀行資産評価委員

日本公認会計士協会常務理事

樫谷 隆夫 印

国土交通省北海道局長

奥平 聖 印

財務省大臣官房総括審議官

川北 力 印

社団法人日本不動産鑑定協会副会長

新藤 延昭 印

財務省理財局次長

中村 明雄 印

株式会社日本政策投資銀行代表取締役社長

室伏 稔 印

別紙1

別紙1

承継財産の評価の方法（案）

株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号。以下「法」という。）附則第16条第1項の規定により、株式会社日本政策投資銀行に承継される資産及び負債の価額の評価は、下記により実施するものとする。

1 評価の対象

評価の対象は、法附則第16条第1項の規定により、日本政策投資銀行から株式会社日本政策投資銀行に承継される資産及び負債（以下「承継財産」という。）の価額とする。ただし、承継される物品のうち、承継時における貸借対照表の資産の部に計上することを要しないものを除く。

2 評価の方法

承継財産の価額の評価は、法附則第16条第2項の規定により、平成20年10月1日現在における時価を基準として行うものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないと認めるときは、時価によらずに評価するものとする。

具体的な評価の方法は、別添の通りとする。

3 評価額の決定

承継財産の評価額の決定は、4により作成された評価調書に基づき、法附則第16条第1項の規定により、評価委員が行うものとする。

4 評価調書は、財務省大臣官房政策金融課において作成するものとする。

株式会社日本政策投資銀行 評価調書 (案)

区分	評価額
(資産の部)	(円)
現金預け金	197,563,179,169
買現先勘定	156,998,514,352
金銭の信託	24,744,929,798
有価証券	530,883,975,536
貸出金	11,345,128,589,437
その他資産	57,135,642,691
有形固定資産	162,698,200,708
無形固定資産	4,215,743,994
支払承諾見返	148,067,700,620
貸倒引当金	△ 207,491,728,810
投資損失引当金	△ 5,751,612,043
(資産合計)	12,414,193,135,452
(負債の部)	
借入金	6,555,478,924,000
債券	3,374,848,861,181
その他負債	144,140,530,757
賞与引当金	2,006,687,844
退職給付引当金	31,935,235,944
支払承諾	148,067,700,620
(負債合計)	10,256,477,940,346

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで (最初の事業年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日まで)
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	未定(注)
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	未定(注)
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	未定(注)
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	未定(注)
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	未定(注)

(注) 「未定」の欄につきましては、株式会社化からおおむね5年後から7年後を目途とする政府保有株式の処分時まで決定する予定であります。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当行は事業年度の開始日から有価証券届出書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書(社債)及びその添付書類

平成20年11月18日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

(イ) 上記(1)に関し、平成20年11月25日関東財務局長に提出。

(ロ) 上記(1)に関し、平成20年12月1日関東財務局長に提出。

(ハ) 上記(1)に関し、平成20年12月2日関東財務局長に提出。

(ニ) 上記(1)に関し、平成20年12月4日関東財務局長に提出。

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第 1 【保証会社情報】

該当ありません。

第 2 【保証会社以外の会社の情報】

該当ありません。

第 3 【指数等の情報】

該当ありません。

